

## 目 次

### 第1号（6月5日）

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 告 示 .....            | 1   |
| 応招議員 .....           | 1   |
| 議事日程 .....           | 2   |
| 本日の会議に付した事件 .....    | 4   |
| 出席議員 .....           | 5   |
| 欠席議員 .....           | 5   |
| 事務局職員出席者 .....       | 5   |
| 説明のため出席した者の職氏名 ..... | 5   |
| 開 会 .....            | 6   |
| 会議録署名議員の指名について ..... | 6   |
| 会期の決定について .....      | 6   |
| 諸報告 .....            | 8   |
| 報告第1号 .....          | 1 5 |
| 報告第2号 .....          | 1 7 |
| 報告第3号 .....          | 1 9 |
| 報告第4号 .....          | 2 2 |
| 同意第2号 .....          | 2 5 |
| 承認第3号 .....          | 2 7 |
| 承認第4号 .....          | 3 0 |
| 議案第26号 .....         | 3 2 |
| 議案第27号 .....         | 3 8 |
| 議案第28号 .....         | 4 0 |
| 議案第29号 .....         | 4 5 |
| 議案第30号 .....         | 4 6 |
| 議案第31号 .....         | 4 7 |
| 議案第32号 .....         | 4 8 |
| 散 会 .....            | 5 1 |

### 第2号（6月10日）

|            |     |
|------------|-----|
| 議事日程 ..... | 5 3 |
|------------|-----|

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 本日の会議に付した事件 .....    | 5 4   |
| 出席議員 .....           | 5 5   |
| 欠席議員 .....           | 5 5   |
| 事務局職員出席者 .....       | 5 5   |
| 説明のため出席した者の職氏名 ..... | 5 5   |
| 開 議 .....            | 5 6   |
| 一般質問 .....           | 5 6   |
| 1 番 松本 照行君 .....     | 5 6   |
| 6 番 安丸眞一郎君 .....     | 7 2   |
| 5 番 實藤 量徳君 .....     | 8 5   |
| 1 1 番 野瀬 繁隆君 .....   | 9 2   |
| 散 会 .....            | 1 0 7 |

### 第3号（6月11日）

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 議事日程 .....           | 1 0 9 |
| 本日の会議に付した事件 .....    | 1 1 0 |
| 出席議員 .....           | 1 1 1 |
| 欠席議員 .....           | 1 1 1 |
| 事務局職員出席者 .....       | 1 1 1 |
| 説明のため出席した者の職氏名 ..... | 1 1 1 |
| 開 議 .....            | 1 1 2 |
| 一般質問 .....           | 1 1 2 |
| 7 番 平山 賢治君 .....     | 1 1 2 |
| 4 番 平田 康夫君 .....     | 1 3 6 |
| 散 会 .....            | 1 5 0 |

### 第4号（6月17日）

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 議事日程 .....        | 1 5 1 |
| 本日の会議に付した事件 ..... | 1 5 3 |
| 出席議員 .....        | 1 5 4 |
| 欠席議員 .....        | 1 5 4 |
| 事務局職員出席者 .....    | 1 5 4 |

|                                                         |       |
|---------------------------------------------------------|-------|
| 説明のため出席した者の職氏名 .....                                    | 1 5 4 |
| 開 議 .....                                               | 1 5 5 |
| 諸報告 .....                                               | 1 5 5 |
| 報告第 1 号 .....                                           | 1 5 6 |
| 報告第 2 号 .....                                           | 1 5 7 |
| 報告第 3 号 .....                                           | 1 5 7 |
| 報告第 4 号 .....                                           | 1 5 7 |
| 同意第 2 号大刀洗町教育委員会委員の任命についての撤回について .....                  | 1 5 7 |
| 承認第 3 号 .....                                           | 1 6 1 |
| 承認第 4 号 .....                                           | 1 6 2 |
| 議案第 2 6 号 .....                                         | 1 6 4 |
| 議案第 2 7 号 .....                                         | 1 7 0 |
| 議案第 2 8 号 .....                                         | 1 7 1 |
| 議案第 2 9 号 .....                                         | 1 7 4 |
| 議案第 3 0 号 .....                                         | 1 7 5 |
| 議案第 3 1 号 .....                                         | 1 7 5 |
| 議案第 3 2 号 .....                                         | 1 7 6 |
| 議案第 3 3 号 .....                                         | 1 7 6 |
| 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会） ..... | 1 8 0 |
| 同意第 3 号 .....                                           | 1 8 1 |
| 閉 会 .....                                               | 1 8 8 |
| 署 名 .....                                               | 1 8 9 |

大刀洗町告示第26号

令和8年第15回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和8年5月21日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和8年6月5日

2 場 所 大刀洗町議会議場

---

○開会日に応招した議員

松本 照行

古賀 世章

中村 竜博

平田 康雄

實藤 量徳

安丸眞一郎

平山 賢治

河野 政之

大石 純

白根 美穂

野瀬 繁隆

高橋 直也

---

○応招しなかった議員

---

---

令和8年 第15回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和8年6月5日 (金曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和8年6月5日 午前9時33分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②令和8年度町村議会議長・副議長研修会の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第1号 令和7年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第2号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

日程第7 報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

日程第8 同意第2号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第9 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第11 議案第26号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第27号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第13 議案第28号 大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

日程第14 議案第29号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第30号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

日程第16 議案第31号 大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結について

日程第17 議案第32号 令和8年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②令和8年度町村議会議長・副議長研修会の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 報告第1号 令和7年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第2号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

日程第7 報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

日程第8 同意第2号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第9 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第11 議案第26号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第27号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第13 議案第28号 大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

日程第14 議案第29号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第30号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第31号 大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結について

日程第17 議案第32号 令和8年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

出席議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 松本 照行 | 2 番 | 古賀 世章 |
| 3 番 | 中村 竜博 | 4 番 | 平田 康雄 |
| 5 番 | 實藤 量徳 | 6 番 | 安丸眞一郎 |
| 7 番 | 平山 賢治 | 8 番 | 河野 政之 |
| 9 番 | 大石 純  | 10番 | 白根 美穂 |
| 11番 | 野瀬 繁隆 | 12番 | 高橋 直也 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |       |              |       |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 町長 .....     | 中山 哲志 | 副町長 .....    | 重松 俊一 |
| 教育長 .....    | 柴田 晃次 | 総務課長 .....   | 平田 栄一 |
| 企画財政課長 ..... | 福岡 信義 | 税務課長 .....   | 棚町 瑞樹 |
| 福祉課長 .....   | 渡邊 章子 | 地域振興課長 ..... | 松元 治美 |
| 農政課長 .....   | 矢永 孝治 | こども課長 .....  | 早川 正一 |
| 健康課長 .....   | 田中 豊和 | 生涯学習課長 ..... | 西村 智道 |
| 建設課長 .....   | 黒岩 雄二 | 住民課長 .....   | 入江由香理 |
| 会計課長 .....   | 案納 明枝 |              |       |

---

開会 開議午前9時33分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

予定の時刻より少し遅れていますけども、現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和8年第15回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 直也） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、9番、大石純議員、10番、白根美穂議員を指名いたします。

座席表の問題で少し席が違ふようだという事ですので、ここで一旦暫時休憩を入れますので、よろしくをお願いいたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時55分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

先ほど暫時休憩を入れましたのは、議会の議事進行上、執行部側の席を変更しておりましたが、そのような変更をしていた席に執行部の皆様が着いていなかったため、暫時休憩を取り、今回、議事進行上スムーズに進みますように執行部の席を変更させていただいておりますので、その旨御了承をお願いいたします。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋 直也） それでは、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。安丸議員。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会委員長の安丸眞一郎でございます。

定例会の協議結果を報告する前に、事前に議長の許可を得ておりますので。さきの3月定例会において、私に対する問責決議が出され可決されました。この場を借りて深くおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

今後は、地方自治法を改めて勉強し直し、研さんに努め、与えられた職をしっかりと取り組んでいくことで信頼の回復に努めてまいりたいと思います。

それでは、令和8年第15回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を報告いたします。

委員会は、令和8年6月2日火曜日午前9時30分から協議会室において開催しました。出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

タブレットの6月定例会フォルダーの1ページとなります。

本定例会の会期は、令和8年6月5日金曜日から17日水曜日までの13日間と決定しました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日6月5日金曜日は本会議を開催し、日程に従いまして順次、議案の上程及び審議をしていただきます。

なお、報告第1号から第4号については、これまでは定例会初日の本会議散会後に全員協議会で報告を受け質疑を行っていましたが、地方自治法第243条の3第2項に基づく経営状況報告及び繰越明許費繰越計算書については、法令に基づき議会に提出されており、他の報告案件との均衡、議事手続の明確性及び会議録上の整理などの観点から、議事日程に登載の上、本会議において報告を受け質疑を行うことといたします。

6日土曜日から9日火曜日は、休会とします。

10日水曜日、11日木曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。10日は4名、翌11日は2名といたします。

12日金曜日から16日火曜日までの5日間は休会としますが、15日月曜日に全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

17日火曜日は本会議を再開し、議案審議をさせていただきます。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月17日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、タブレットの会期日程表のとおりです。

### 日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和8年1月末日分、令和8年2月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。タブレットにアップしております。

次に、令和8年度町村議会議長・副議長研修会の報告を行います。

それでは、議長報告を行います。

去る5月26日、東京国際フォーラムにおきまして、令和8年度全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、私、議長として出席をいたしました。当日は全国より2,000余名に及ぶ議長・副議長及び議会事務局職員が一堂に会し、研修が執り行われました。

今回は、3名の講師による諸講演並びに活発なパネルディスカッションが展開されました。

第1の講演は、一般財団法人地域活性化センター理事長、林崎理氏による「地方創生の先行き一地域未来戦略とともに一」、第2の講演は、東海大学教授、万城目正雄氏による「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」、第3の講演は、京都女子大学学長、竹安栄子氏による「男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～」でございました。

これら全ての論点に共通しておりますのは、今や我が国の地方議会がひとしく直面している議員の成り手不足という事態、そして各自治体が抱える少子高齢化・人口減少という極めて緊要な課題であります。

また、続くパネルディスカッションにおきましては、宮城県蔵王町議会の藤澤麻衣子議員、今千佳議員、伊藤雅代議員の3名がパネルリストとして登壇され、京都女子大学学長、竹安栄子氏による司会進行の下、女性議員誕生の契機やそれに伴う議会刷新の歩みについてを拝聴いたしました。

翻って、我が町の現状を見詰め直しますと、現在は人口微増を保っているとはいえ、少子高齢化の波が懸念されます。また、我が町としても成り手不足の構造的問題と無縁ではなく、議員各位におかれましても、この危機感を共有され、より開かれた持続可能な議会の構築に向け、一層の御精進を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告を願います。松本議員。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長の松本でございます。

閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。

当委員会は、4月の23日、全委員6名の出席の下、委員会を開催し、自分ごと化会議、大刀

洗町住民協議会についてのこれまでとこれからを内容として、地域振興課に関わる所管事務調査を実施いたしました。

まず、大刀洗町住民協議会は、平成26年度から令和7年度まで継続して12年間開催されております。そして、住民協議会そのものが附属機関として規則に位置づけられ、意見を具申できる、答申できる会議となっております。

また、協議会の委員は、無作為抽出で参加を案内した住民から希望を募って決定した、様々な年代や職業のメンバーで構成されており、さらに高校生も参加して、若い世代の意見も取り入れながら進められています。

これまでのテーマとしては、ごみ行政、福祉、子育て支援、防災など身近な問題について、まず自分でできること、コミュニティでできることを考え、まちづくりを自分事として意見を出し合い、解決策などの提言がなされてきました。

協議会で意見の出したことを受けて、その後の取組として、例えば不燃ごみ袋の小さいサイズを販売したこと、町内3か所程度で行っていた健康体操教室を行政区単位で実施する方針へ変更したこと、さらに役場の駐車場を通勤者用パーク・アンド・ライドに対応していますが、空いていれば定期外利用を可能としたこと、さらに常設の資源ごみ回収場所を設置したことなど、意見を具体的に施策として取り入れた事例もございます。

そして、これからの住民会議については、協議会委員の無作為抽出や委託方式は継続していくものの、これまで不十分であった答申後の町の対応については、ホームページ等での積極的な情報開示を行っていききたいとの説明がございました。

総務文教厚生委員会の委員からの主な意見としては、応募者の意欲向上のためにも募集時にテーマを明示したかどうか。また、特定の地域に偏らず全町的な広いテーマを設定すべきではないか。短期間での協議会じゃなく、複数年で取り組む形も検討すべきではないか。また、一部の改善点については、さきに議会から提言があったものの、協議会の提言の成果としたことについては問題があるとの苦言等の意見がございました。

町としては、委員会での意見を報告するとともに、今後の住民協議会の運営方針を協議していくとの回答がございました。

また、委員会の振り返り協議において、住民協議会の事業について継続的な効果を検討していくことが必要であり、客観的な指標に基づく評価も重要であるなどの意見がありました。

最後に、これからの住民協議会の在り方やテーマについて、10年以上経過した中で様々な理由はあると思いますが、今までの提言が施策として全て成し得ているものとは思えません。今後は、提言に対する町の考え方など広く住民に説明していく必要があると思います。

また、時代とともに物の考え方も変化してきています。このことを考えれば、これまで取り上

げられたテーマは、これから将来に向かっても重要な課題が幾つもあると言えます。そのため、テーマの成果や評価を行いつつ、同じテーマであっても再度取り上げて新しい世代に合った提言も必要ではないかと思います。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告をお願いします。古賀委員長。

○建設経済委員長（古賀 世章） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長の古賀世章でございます。

私からは、閉会中の所管事務に関します調査などにつきまして御報告をいたします。

去る5月の22日の午前9時半から、協議会室におきまして建設経済委員会を開催いたしました。毎年、この時期出水時期でございますが、これを前に、今年もこの時期に委員会を開きました。

議題は2つございまして、1つが、災害情報伝達等の整備効果や気象情報の変更などについてでございます。そして2つ目が、令和8年、本年度の大刀洗町水防計画について、これらを各担当課より説明を受け、調査、そして審議を行ったということでございます。

会議の出席者は、建設経済委員会の全委員と議長、そして副議長でございました。行政側からは、平田総務課長、大河原防災専門官、そして黒岩建設課長並びに久保山建設管理係長、事務局からは、山田局長と稲員さんに出席をしていただきました。

各議題の議論の要点と結論でございますが、最初に5月29日から運用が開始されます新しい防災気象の情報、これにつきまして、その目的や主な変更点について総務課の防災専門官より説明を受けました。

これは、今までのものは警戒レベルの情報が非常に複雑過ぎて、どれほど危険なのか、また、いつ逃げればいいのかなど分かりにくい部分がかなりあったという声が多かったことから、今回は河川の氾濫、大雨、土砂災害、そして4つ目が高潮の4種類の災害ごとに警戒レベルの数値、危険度1から5までのレベルでございますが、これでシンプルで分かりやすい仕組みにして、早めの避難行動につなげる、この狙いがあるそうでございます。

先日の台風6号のときには、早速、この気象情報が適用され、テレビなどでも報道されておりましたが、このような説明を受けておりましたので、ほぼ理解ができたということでございます。

それでは、最初の1番目の議題に対する各委員からの主な質疑と意見でございますが、集約しますと大きく3つほどございました。

1つは、大刀洗校区には大雨洪水時の指定避難場所がありません。ぜひ設置する検討をしてくださいということです。具体的には、町内には指定避難所が14か所ございますが、実際に洪水

や内水氾濫が起こった場合は、この中の8か所のみということになっております。先ほども申しましたが、内水氾濫、大雨のときは大刀洗校区には指定避難所が全くないということで、これはやっぱり大きな問題であろうということでございます。

それから2つ目が、避難所機能の充実、これは運営と実効性について等でございます。

それから3つ目が、住民への情報伝達と避難指導、これをもう少し具体的にやっていただきたいということなど、細かく言えば多くの意見が出されたということでございます。

これらのことにつきましては、町側からは検討する旨の回答を受け取っております。

それから次に、2番目の令和8年度の大刀洗町水防計画について、建設課のほうから説明がございました。

基本的には、令和7年、昨年度の計画をベースに、本年度の変更点を説明されました。新しい防災気象情報のレベル表記への対応が主な変更点ではありましたが、この正式版は6月の中旬ごろに配布をされるという予定でございます。

これについて、各委員からの主な質疑と意見でございますが、大きく2つございました。

1つは、水防巡回箇所の見直しについてでございます。特に問題になったのが、下高橋の彼坪地区、ここは毎年洪水が起こるところでございますが、ここが巡回箇所に含まれていないというような指摘がございまして、これを検討していただきたい。

それから2番目が、指定避難所での安全性について、これは具体的には、避難しとるのに大水が来て車がつかって壊れてしまった、町からの補償はどうなるんだというような具体的な話がございました。これについては、町のほうから、これは自然災害だからやむを得ないというような回答があったように記憶しております。

以上のような質疑を踏まえまして、今回の委員会での決定事項、そして今後のアクションプランとして5件、これが上がっております。

1つが、避難所一覧表の表記順番を大刀洗町の災害特性を考慮し、洪水、内水氾濫を優先したい。現在は地震、大規模災害が優先されて、先ほど申しました洪水、内水氾濫は右のほうにちょこちょこ載っただけの記載でございます。これを逆にきちんとやってくださいということを申入れしております。

それから2番目は、やはりお年寄りの方が多いかと思いますが、避難するときにペット同伴をされる方が非常に多いというふうにも耳にしておりますが、このルール、避難のルールがまだはっきり分からないというふうなこともありますので、これをホームページ等で住民に周知していただきたいということでございます。

それから3つ目が、大堰地区などの住民の方に対して、洪水等が起こった場合はもう逃げるところがないという場合には、隣の市の朝倉市、これへの広域避難が可能でありますよということ

を周知していただきたいということ。

それから4番目が、大刀洗校区の避難確保につきましては、例えば高台にある高樋の公民館であるとか、下高橋の上野にある分館であるとか、こういったところの活用を含め検討していただきたいということを申入れしております。

それから5番目が、本年度水防計画に先ほども申しましたが、下高橋の彼坪地区を巡回監視箇所として追加すると。この5点を織り込んでアクションプランをつくっていただいております。

今回は、季節柄、大雨・洪水災害をテーマに取り上げ、新たに運用が開始された防災気象情報を含め、町の大雨・洪水等に対する取組について説明を求めたところでございます。

委員会で出された指摘事項や課題に対しましては、アクションプランに準じまして納期どおりに実践されんことを期待しております。これから梅雨に入ります。昨日から入ったんですが、過去の経験を踏まえ、住民の皆さんの生命や財産が守られるよう、委員会としても調査や提言を続けてまいります。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員長の平山です。

委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について。

第190号の作成に当たっては、3月3日に広報委員会、その後3月31日、4月8日、同13日、同16日と4回の編集会議を開催し、5月8日に発行しました。

なお、そのほかに2月26日に正副委員長及び事務局打合せ、3月27・30日に作業日などを実施しております。

中山町長はじめ行政職員には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき、感謝申し上げます。

次号191号の発行につきましては、去る6月4日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。8月7日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中14件の記事を更新しております。内容は、本会議や議員会活動に関すること、議会モニターさんとの懇談に関すること、視察受入れ、その他であります。

また、議会ホームページのリニューアルに伴い、コンテンツの追加や整理を継続的に進めているところでございます。

3、その他議会の広報に関する活動。

①視察受入れは、閉会中に2件受け入れました。熊本県大津町議会、愛媛県内子町議会。また、5月28日に熊本経済新聞社様より取材にお越しいただいております。7月以降も多数のお申込みをいただいております、全国の議会の皆さんとお会いできることを楽しみにしております。

②6月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会運営委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。

なお、安丸委員長は、議会活性化特別委員会の委員長でもありますので、議会活性化特別委員会についても、続けて報告をお願いします。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。

閉会中の所管事務調査等の報告を行います。

3月26日議会終了後に委員会を開催し、3月議会の振り返りを行いました。

次に、3月31日火曜日午後7時から、議会モニターさんとの意見交換会を開催しました。第6期目の議会モニターさんには、2年間、議会内でも様々な調査や議論があり、御心配をおかけしましたが、これまで頂いた御意見や御指摘などを参考に、議会運営の改善に努めていきたいと考えております。2年間御協力ありがとうございました。

次に、5月21日木曜日午前11時から委員会を開催しました。委員5名全員と高橋議長の出席を得て、議会報告会の日程及び議会モニターの募集について、議会基本条例の評価などについて協議を行っております。

まず、例年5月中下旬に開催してきておりました議会報告会ですが、取組の遅れもありますが、第16回目となる議会報告会については、7月10日金曜日午後7時から南部コミュニティーセンター、翌11日土曜日午前10時から菊池校区センター、17日金曜日午後7時から憩いの園大堰交流センター、18日土曜日午後2時から本郷のふれあいセンター、以上4会場に加え、今回は百条調査委員会からの最終報告書を可決していることから、7月26日日曜日午後2時からドリームセンター2階の展示ホールにおいて報告会を開催する予定にしております。

次に、第7期目のモニターについては、6名の方々に御応募いただいているところです。6月定例会後の意見交換会については、6月26日金曜日午後7時から予定をしております。

最後に、令和7年度対象の議会基本条例の評価は、6月2日の全員協議会に検討結果を報告したところですが、一部の評価項目で再検討を要するとの御意見もあり、議運のほうで再度検討することとしております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議会活性化特別委員長（安丸眞一郎） 続いて、議会活性化特別委員会の委員長報告を行います。

委員会は、令和8年3月31日火曜日及び5月12日火曜日に開催し、議員報酬の見直しと政

務活動費の交付などについて協議を行っております。

議員報酬の見直しについては、町長に対して特別職報酬等審議会の設置を求めるとともに、審議会の素材にさせていただくために全国町村議長会が取り組んでいる原価方式に基づく議員個々の活動量を把握し、数値化する取組とともに、消費者物価指数の推移のほか、大刀洗町議会議員の報酬の推移や活動量の比較、期末手当も含む他議会の報酬の状況など、議員報酬改定についての要望をまとめることにしております。

次に、政務活動費の交付については、他議会の交付額や交付に関する条例・規則を参考にしながら協議を進めております。交付額については、年額24万円の後払い方式とし、適用できる経費の範囲など、使途の透明性の確保など、令和9年度制度化に向けて協議を進めているところです。

7月開催予定の議会報告会で、住民の皆様からも御意見などを頂く予定にしております。

以上で、議会活性化特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第15回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先月29日から、気象庁が発表する防災気象情報が新しくなりました。先ほど古賀委員長からも御報告がありましてとおり、新たな防災気象情報は河川氾濫や大雨、土砂災害、高潮に関する情報など、災害発生の危険度に応じて住民の皆様が取るべき行動を5段階に分類し、警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難するよう求めています。広報たちあらい5月号・6月号にも掲載しておりますので、御確認をお願いを申し上げます。

さて、福岡管区気象台は、昨日、九州北部地方は梅雨入りしたと見られると発表いたしました。

また、先月19日に発表した3か月予報では、九州北部地方は暖かい空気に覆われやすいため、気温は高く、降水量はほぼ平年並みとされてございます。

近年、地球温暖化の影響で局地的な集中豪雨等による災害が日本各地を襲っており、大刀洗町では、昨年までの9年間で、3年を除き、毎年浸水被害に見舞われてございます。

このため、4月26日には三井消防署御指導の下、大刀洗町消防団と町職員合同で大雨に備えた水防訓練を実施したところです。今後とも住民の皆様の安全・安心の確保のため、より一層の防災力の向上に向け努めてまいります。

さて、えだまめ収穫祭も早いもので今年で11周年を迎えます。昨年からスイートコーンの販売も見据え、枝豆の旬の時期に合わせ6月に前倒して開催しており、今年は今月13日・14日に開催をいたします。

今年は、これまでの枝豆、スイートコーンに加え、新たにズッキーニの販売も予定しますので、皆様の御来場をお待ちしております。

さて、今議会には、一般会計繰越明許費繰越計算書など報告が4件、人事案件が1件、専決処分事項の承認が2件、大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定など条例関係が5件、財産の取得1件、一般会計の補正予算1件を提案をいたしてございます。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 報告第1号 令和7年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋 直也） 日程第4、報告第1号令和7年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 企画財政課の福岡でございます。

それでは、タブレットの10ページをお願いいたします。

報告第1号令和7年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和7年度大刀洗町一般会計予算について、地方自治法第213条の規定に基づき翌年度へ繰り越したため、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書。

表の内容につきましては、後ほど説明をいたしますので、タブレット11ページの下のほうを先に読ませていただきます。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、また表のほうにお戻りください。

計算書につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額、財源内訳について読み上げをさせていただきますと思います。

1款議会費1項議会費、議会費（100条調査関係）、繰越額218万8,000円、財源は

全額一般財源です。

2 款 1 項総務費、総務管理費、甘木鉄道物価高騰対策支援事業（燃料費高騰・省エネ対策）、繰越額 3 1 万 6, 0 0 0 円、財源は国県支出金で、物価高騰対応地方創生臨時交付金になります。

2 款 1 項総務費、総務管理費、交通安全施設設置事業につきましては、繰越明許の議決の段階では 5 1 0 万円の議決をいただいておりますが、翌年度への繰越しはゼロとなっております。

続いて、2 款 3 項総務費、戸籍住民基本台帳費、出産記念品給付事業、翌年度繰越額 1 8 万円、財源はその他 1 8 万円、ふるさと応援基金となっております。こちらについては、令和 7 年度で事業を終了しておりますが、令和 8 年 3 月末までに生まれた方が給付の対象となっておりますので、事業費を繰り越しております。

続いて、3 款 1 項民生費、社会福祉費、ぬくもりの館大刀洗改修工事、繰越額 2, 0 2 8 万 9, 0 0 0 円、財源はその他 2, 0 0 2 万 1, 0 0 0 円、ふるさと基金、一般財源 2 6 万 8, 0 0 0 円です。

続きまして、3 款 1 項、障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業から介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業、配食サービスにおける物価高騰対策事業につきましては、繰越明許費の議決をいただいておりますが、翌年度への繰越額はゼロでございます。

続きまして、3 款 2 項、物価高対応子育て応援手当支給事業、こちらについては、2 1 2 万 3, 0 0 0 円の繰越額、財源は国県支出金で、支給に係る支給事業の補助金でございます。

5 款 1 項農林水産業費、農業費、畜産農業経営安定緊急対策事業につきましては、繰越額ゼロでございます。

続いて、5 款 1 項農林水産業費、農業費、みい農協大豆調製施設改修工事（第 2 期）事業費負担金、繰越額 6 0 0 万円、全額一般財源でございます。

続きまして、6 款 1 項商工費、商工費、緊急経済対策（プレミアムクーポン券発行）事業、繰越額 1 億 4, 0 3 6 万 8, 0 0 0 円、財源は国県支出金で、こちらも物価高騰対応地方創生臨時交付金でございます。

タブレット、1 1 ページのほうをお願いいたします。

7 款 2 項土木費、道路橋りょう費、道路維持事業、繰越額は 2, 1 3 0 万円、全額一般財源でございます。

続いて、同じ款項で道路改良事業でございます。繰越額 6, 1 4 0 万円、全額一般財源でございます。

続いて、同じ款項の区分で道路メンテナンス事業、繰越額 6 7 0 万円、財源は国県支出金が 3 6 8 万 5, 0 0 0 円で、道路交通安全対策交付金です。一般財源は 3 0 1 万 5, 0 0 0 円となっております。

続いて、7款3項土木費、生活環境整備費、水路環境整備事業、繰越額700万円、全額一般財源でございます。

続いて、7款7項公園管理費、公園管理事業、繰越額630万2,000円、財源はその他、ふるさと応援基金の繰入れでございます。こちらは大堰公園の管理棟床タイル改修、また大刀洗公園の車止め設置工事に関する費用です。

続きまして、9款1項教育費、教育総務費、屋内運動場空調設置設計業務、繰越額792万円、財源はその他、ふるさと応援基金で全額792万円でございます。

続きまして、9款2項教育費、小学校費、大刀洗小学校体育館照明LED化工事、繰越額500万円、財源といたしまして、国県支出金が学校施設環境改善交付金が国庫でございます。地方債330万1,000円は学校教育施設等整備事業債、一般財源が1万7,000円でございます。

続いて、同じ款項目で菊池小学校体育館照明LED化工事、繰越額530万円、こちらも財源区分につきましては、国県支出金178万4,000円、地方債349万9,000円、一般財源1万7,000円でございます。

最後でございます。9款2項、同じ款項で大刀洗小学校仮設教室設置工事、繰越額1,413万4,000円、全額一般財源でございます。

合計が、繰越明許費で、限度額で議決をいただきました3億3,340万2,000円に対しまして、翌年度への繰越額が3億652万円、財源内訳としまして、国県支出金が1億4,995万8,000円、地方債が680万円、その他3,442万3,000円、一般財源が1億1,533万9,000円でございます。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第5. 報告第2号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（高橋 直也） 日程第5、報告第2号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩でございます。よろしくお願いいたします。

報告第2号の令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、内容を説明いたします。

それでは、タブレットページ12ページをお願いいたします。

報告第2号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算に定めていた建設改良費の一部について、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき翌年度へ繰り越したため、同条第3項の規定により、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書。

下の表を読み上げさせていただきます。

4款資本的支出、1項建設改良費、事業名といたしましては、管渠建設改良費（公共の甲条地区11工区管路施設工事）です。予算計上額539万9,000円、支払義務発生額0円、翌年度繰越額539万9,000円、左の財源内訳でございます、その他539万9,000円。説明といたしましては、三井水道企業団等との調整に不測の日数を要したためでございます。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

以上で、報告をさせていただきます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと確認ですけれども、ただいまの繰越書の最後の説明のところに、三井水道企業団との調整に不測の日数を要したためというふうに書かれておりますが、具体的にはどういうことでしょうか。分かっておられるなら教えてください。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 古賀議員の質問にお答えいたします。

この三井水道企業団等の調整ということですが、この分は実際下水道の敷設工事を行ってありましたら、上水道管と下水道管がちょうど重なるようなところがございまして、下水道管のほうは自然流下での設置になりますので、上水道の移設のほうを三井水道企業団のほうに依頼した分で2か月ほどの調整がかかってしまったので、繰越しということで扱わせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御説明ありがとうございました、もしよければ、これ場所どこでしょうか。現地ちょっと確認したいなと思いますので、分かるなら教えてください。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

実際、工事名としては甲条地区となっておりますが、本郷地区と甲条地区のちょうど境になるんですが、本郷の住吉から甲条に抜ける町道がございまして、その途中で新しく家が増設されま

したので、そこまで本管を延ばしております。その途中で水道との不具合が生じたので、現地的にはもう工事も完了しておりますので、舗装がきれいになっているところぐらい、場所的にはですね、ということになります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

---

### 日程第6．報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

○議長（高橋 直也） 日程第6、報告第3号株式会社たちあらいの経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、PDFにつきましては13ページをお開きください。

報告第3号株式会社たちあらいの経営状況の報告について。

株式会社たちあらいの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項に基づき別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

記。

1、令和7年度株式会社たちあらいの事業実績及び決算書。

2、令和8年度株式会社たちあらいの事業計画及び予算書でございます。

これにつきましては、5月20日水曜日に13時30分から株主総会を開きまして承認されているものでございます。

では、PDFでいきますと16ページをお開きください。紙媒体では1ページをお開きください。3枚目になります。

令和7年度事業実績報告書でございます。

令和7年度、葬儀の施行件数につきましては42件となっております。年度内に町内でお亡くなりになられた方につきましては192名となっております、施行率につきましては21.9%となっております。

中段でございます、校区別の内訳表でございますけれども、地元の本郷校区が多いものと見受けられます。

3番目に、斎場別の内訳表でございますけれども、大斎場が19件、小斎場が20件と、家族葬の増加によるものというふうに推測されるものでございます。

4、寄附金でございます。令和7年度は200万円、寄附合計につきましては6,000万円となっております。

5番目のふるさと会員につきましては、7年度につきましては28名の方がなられまして、合計で669名となっております。施設内におきまして掲示しておりまして、会員の募集を図っているものでございます。

飛びまして、PDF18ページ、紙で3ページをお開きください。

決算報告書の貸借対照表となっております。

左側の部、資産の部。

流動資産が合計4,072万3,000円。主なものとしましては、現金及び預金で3,949万1,000円でございます。固定資産につきましては、工具器具備品として22万5,000円。合計4,094万8,000円となっております。

右の表の負債の部でございます。

流動負債が220万円。主なものとしましては、未払金144万9,000円、未払消費税等が68万3,000円の合計220万となっております。

純資産の部でございます。

株主資本が3,874万8,000円でございます。

そして、負債及び純資産合計が4,094万8,000円となっております。

続きまして、19ページ、紙媒体で4ページをお願いします。

損益計算書でございます。

売上高、合計につきましては、合計で3,698万2,507円となっております。

売上原価につきましては、当期製品製造原価につきましては、21ページ等に掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。売上原価としましては1,641万8,000円となります。そして、売上高から売上原価を差し引きました売上総利益金額につきましては、2,056万3,000円となります。

販売費及び一般管理費につきましては、1,988万2,000円でございます。売上総利益金額から差し引きますと、営業利益金額につきましては68万円となります。

営業外利益につきましては54万9,000円となりますので、経常利益金額は、加算しまして123万円となります。それから、法人税等の34万2,000円を差し引きました当期の純利益金額が、88万8,000円となるものでございます。

次のページ20ページ、紙媒体5ページになります。

販売費及び一般管理費の内訳、総額1,988万2,000円でございますけれども、上3つです。ね、給与手当、賞与、法定福利費、これは人件費関係に関わるものでございます。

中段の水道光熱費が約116万4,000円、下から5、6番目ですか、寄附金が200万円、退職給付引当費用が147万6,000円と主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。製造原価報告書となっております。

材料費でございますけども、合計で1,114万7,000円となりまして、期末の材料棚卸高が72万3,000円となりまして、差引きの1,042万3,000円となるものでございます。

製造経費につきましては、記載のとおりでございますけども、製造経費合計が599万4,000円となりますので、合計の総製造費用が1,641万となりまして、当期の金額も、当期製品製造原価につきましては同額となるものでございます。

次ページ22ページ、紙媒体7ページです。

株主資本等の変動計算書となりますけども、資本金は900万円、繰越利益剰余金の期末が2,974万8,000円となるものでございます。

そして一番下でございます、純資産の当期末残高が3,847万8,000円となるものでございます。

次ページ23ページ、紙媒体8ページをお願いいたします。

監査報告書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思いますっております。

飛びまして、PDF26ページ、紙媒体で令和8年度の事業計画及び予算書の1ページをお開きください。

令和8年度事業計画及び予算書でございます。

まず、支出合計です。計画としましては、4,560万7,000円を計画しておりまして、人件費につきましては、社員3名としまして、1,505万円を想定しております。

また、物件費（製造原価及び物件費）につきましては、3,055万7,000円となっております。中身については、御参照いただきたいと思いますっております。

そして、下段のほうです。収入合計につきましては、4,690万円でございます。内訳としましては、葬儀施行の費用でございまして、平均単価67万円で60件を想定しまして4,020万円、生花・その他としまして平均単価10万円、60件を想定しまして600万円、雑収入として70万となっております。

支出合計4,560万7,000円から収入合計4,690万円を差し引きしました129万3,000円を差引き収支というふうに想定しているものでございます。

飛びまして、27ページ、紙媒体では最後のページになります。

令和8年度の株式会社たちあらいの役員体制は、記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思いますっております。

簡単でございますけども、株式会社たちあらいの経営状況の報告について説明を終わらせてい

たきます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1 日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第 7. 報告第 4 号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（高橋 直也） 日程第 7、報告第 4 号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、タブレットの 28 ページをお願いいたします。

報告第 4 号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について。

大刀洗町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 5 日提出。大刀洗町長、中山哲志。

記。

1、令和 7 年度大刀洗町土地開発公社の事業実績及び決算書。

2、令和 8 年度大刀洗町土地開発公社の事業計画及び予算書。

こちらにつきましては、5 月 11 日に開催いたしました理事会において御承認をいただいたものでございます。

それでは、タブレット 31 ページをお願いいたします。紙ですと、下に 1 と記載してございます。

令和 7 年度の事業実績報告でございます。

令和 7 年度は、事業としての土地の売却、買収等はございませんでしたので、事業実績はございません。ただ、事業用土地以外の残地について、昨年から表の 5、団地外残地という形で記載をさせていただいております。

3 筆ございますが、昨年度動きがあったものにつきましては、一番下、山隈赤土手 1711ー65 の土地でございますが、昨年、土地に隣接する地権者の方との協議が済みまして、売買、所有権移転登記まで終わっているところでございます。

続くタブレット 32 ページ、理事会開催状況、続くタブレット PDF 33 ページ、役員及び事務局体制につきましては、お読み取りいただければと思います。

続きまして、令和 7 年度の収入支出報告書です。PDF では 35 ページでございます。

区分、予算額の合計、決算額、決算額との増減、備考につきましては、数字のあるものについて

読み上げをさせていただきたいと思います。

収益的収入及び支出。

収入の部です。

第2款事業外収益27万8,000円、決算額25万760円、予算額に比べて2万7,240円のマイナスでございます。内訳です。第1項受取利息5万8,000円に対して13万3,427円、予算額に対して7万5,427円の増でございます。

第2項雑収益22万円、決算額11万7,333円、予算額に比べて10万2,667円の減でございます。備考欄に先ほど申し上げました、残地の1件売買分の売却費用を計上しております。

収入の合計については、予算額27万8,000円に對しまして決算額25万760円、予算額に對しまして2万7,240円のマイナスでございます。

続きまして、支出の部でございます。

こちらにつきましては、第2款の販売費及び一般管理費に予算を計上しておりましたが、決算額はゼロとなっておりますので、全額不用となっております。

また、第4款予備費につきましても、5万8,000円を計上しておりましたが、決算額ゼロで全額不用となっております。

したがいまして、支出の合計、予算額27万8,000円に対して、決算額ゼロで全額が不用額となっております。

収入から支出を差し引きました、差引きにつきましては、25万760円でございます。

続きまして、PDFの36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の部です。

収入の部につきましては、予算・決算額いずれもゼロでございますので、支出のほうを読み上げさせていただきます。

第1款資本的支出、予算額7,100万円、決算額ゼロ、全額不用でございます。こちらにつきましては、第3項長期借入金償還費ということで、同じ同額を計上しております。全額不用でございます。こちら長期借入金につきましては、過去の土地造成に係ります町からの借入金でございます。

続きまして、タブレット37ページをお願いいたします。

7年度の損益計算書でございます。決算額のあった項目のみ読み上げをさせていただきます。

収益でございます。

2、事業外収益、(1)受取利息が13万3,427円、(2)雑収益が11万7,333円。事業外収益の合計が25万760円ございまして、収益合計も同額の25万760円でございます。

続きまして、費用の部でございます。

3、事業原価、4、事業外費用、5、販売費及び一般管理費とも支出額はゼロでございます、経常利益は収益合計と同額の25万760円でございます。

6の事業外損益もゼロでございますので、当期利益といたしましては同額の25万760円でございます。

続きまして、タブレットPDF38ページでございます。貸借対照表でございます。こちらもゼロ以外の項目を読み上げさせていただきます。

(資産の部)

1、流動資産でございます、(1)現金で6,267万7,551円、(2)預金500万円。流動資産の合計は6,767万7,551円でございます、資産合計も同額となっております。

続きまして、負債の部でございます。

2、固定負債、長期借入金が7,100万円でございます。固定負債合計も同額の7,100万円でございます。

続いて、資本の部でございます。

1、資本金、(1)基本財産500万円。2、準備金、(1)前期繰越準備金がマイナス857万3,209円、(2)当期利益が25万760円で、準備金合計がマイナス832万2,449円。資本の合計、マイナス332万2,449円。

負債・資本合計は6,767万7,551円でございます。

続いて、PDF39ページ、キャッシュ・フローの計算書です。こちらも金額の記載がある項目を読み上げさせていただきます。

1、事業活動によるキャッシュ・フローのうち、(10)利息の受取額及び雑収益25万760円でございます、キャッシュ・フローの小計も同額でございます。

2、投資活動、3、財務活動によるキャッシュ・フローについてはゼロでございます。

4、現金及び現金同等物の増加額は25万760円でございます、5、現金及び現金同等物の期首の残高が6,242万6,791円でございます、加算して、期末残高は6,267万7,551円でございます。

続いて、PDF40ページでございます、財産目録でございます。

資産の部につきましては、現金並びに定期預金になっております。現金として6,267万7,551円を保有し、定期預金としましては、町からの資本金として500万円を保有しております。

続きまして、負債の部につきましては、長期借入金としまして、町からの借入金を7,100万円としております。

差引純資産のほうは、マイナス３３２万２,４４９円でございます。

以降、PDF 41 ページから 44 ページにつきましては附属明細表でございますので、お読み取りいただければと存じます。

続いて、PDF の 45 ページ、紙では 15 ページのほうに会計監査報告書のほうをおつけしております。

令和 7 年度の事業実績報告及び決算書の説明は以上でございます。続いて、令和 8 年度の事業計画及び予算の説明に移ります。

PDF の 48 ページのほうをお願いいたします。

役員及び事務局体制につきましては、令和 8 年 4 月 1 日現在で記載をしております。3 月末時点からの変更はございません。

続いて、PDF 49 ページでございます。事業計画でございますが、こちらにつきましても、事業用の土地がございますので、いずれも記載のほうはしてございません。

続いて、PDF 50 ページでございます。資金計画でございます。

資金計画には、現金で前年度繰越金としまして、6,267 万 7,000 円を示しております。

また、残地の売却予定額並びに利息としまして、事業外収益のほうに 19 万円を計上してございます。

続きまして、PDF 51 ページをお願いいたします。令和 8 年度の予算でございます。

収入の部につきましては、事業収益はなく、第 2 款の事業外収益の中で、受取の利息及び残地売却に伴う収益見込額として 6 万円の 19 万円を計上してございます。

支出のほうにつきましては、全額を予備費として計上してございます。

資本金収入及び支出につきましては、収入の部についてはゼロでございます。支出として長期借入金償還金の 7,100 万円を計上しております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1 日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第 8. 同意第 2 号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第 8、同意第 2 号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） PDF 52 ページをお開きください。

同意第2号大刀洗町教育委員会委員の任命について。

下記の者を大刀洗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記。

お名前は、安丸正弘さんでございます。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

教育委員会委員に欠員が生じたことに伴い、教育委員会委員を新たに任命する必要がある。これが、同意案を提出する理由でございます。

次ページをお開きください。履歴書を添付しております。

すみません、ここでおわびと訂正でございます。職歴の部分でございます。平成19年4月の部分と平成21年4月、平成23年4月の部分の役職というか、そういう部分が「教諭」となっておりますけども、「教頭」の誤りでございました。おわびして訂正いたします。よろしくお願いいたします。

では、お名前が先ほど申しました安丸正弘さんでございます。

生年月日、住所、最終学歴は記載のとおりでございます。職歴も記載のとおりでございまして、6番のその他でございます。

令和4年12月に大刀洗町民生委員児童委員の1期目になられておりまして、令和7年12月の改選におきまして、同じく2期目、今現在現職に至っているものでございます。

賞罰はございません。

簡単でございますけども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長、先ほどの訂正はもう口頭だけなんですか。文書で新たに訂正した文書をまた配られるんでしょうか。総務課長。

○総務課長（平田 栄一） これにつきましては、後日、PDF差し替えという形をさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） よろしく願いいたします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第 9、承認第 3 号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也） 日程第 9、承認第 3 号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町税務課長。

○税務課長（棚町 瑞樹） 税務課の棚町でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。タブレット端末の 54 ページをお願いいたします。

承認第 3 号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書でございます。

令和 8 年 4 月 1 日付で、大刀洗町税条例の一部を改正する条例を専決処分しております。

今回の主な改正は、1 つ目は、軽自動車税の見直しでございます。軽自動車税の環境性能割の規定を削除するとともに、種別割を今回の改正により軽自動車税に一本化し、制度の簡素化を図るものでございます。

2 つ目は、個人町民税に関する改正でございます。公的年金等受給者に係る申告制度について、対象者や申告内容を明確化し、制度の簡素化と分かりやすきの向上を図っております。

また、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、適用期限の延長を行っております。

さらに、新たな制度として、特定暗号資産、いわゆる仮想通貨に係る所得について、ほかの所得と区分して課税する特例を創設し、一定の税率により課税することとしております。

3 つ目は、固定資産税に関する改正でございます。免税点の見直しを行うほか、各種特定規定について、法改正に合わせた整理を行っております。

加えて、令和 6 年能登半島地震に係る被災者支援として、被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置及び申告手続の整理を新たに規定しております。

それでは、タブレット端末 67 ページ、議案書 13 ページをご覧ください。

新旧対照表になります。右側が旧で左側が新、改正後になります。

それでは、条文ごとに主な改正内容について御説明いたしますが、条ずれ及び文言の整理等の軽微な改正については、説明を割愛させていただきます。

では、第18条の3につきましては、用語の整理として、「種別割」を「軽自動車税」に改めるものでございます。

第19条につきましては、引用条項の整理として、一部規定を削除するものでございます。

タブレット端末68ページ、紙の議案書14ページ中段からタブレット端末74ページ、紙の議案書20ページのページにかけてでございます。

第33条から第36条の3の3までにつきましては、個人町民税に関する規定の見直しでございまして、公的年金等受給者に係る申告制の整理及び記載事項の明確化を行うものでございます。

第63条につきましては、固定資産税に係る免税点の見直しとして、家屋に係る免税点を、現行が「20万円」を「30万円」に、償却資産に係る免税点を現行「150万円」を「180万円」に引き上げるものでございます。

タブレット端末74ページ、議案書20ページの下段からタブレットの82ページ、議案書28ページにかけてでございます。

第80条から第91条までにつきましては、軽自動車税の見直しに伴う改正でございまして、課税方式の簡素化及び用語の統一を行うものでございます。

附則につきましては、第6条、特定一般用医薬品購入費に係る医療費控除の特例について、個人町民税に係る適用期間と適用方法を定めた規定でございます。

タブレット端末84ページ、紙の議案書30ページの上段をご覧ください。

第7条の3につきましては、住宅ローン控除の適用期限の延長で「令和20年度」から「令和25年度」に延長になったものでございます。

第7条の4につきましては、ふるさと納税等に係る寄附金税額控除について、特例控除等の控除額の算定方法を整理し、ほかの所得特例制度との重複関係を明確化するものでございます。

タブレット端末85ページと紙の議案書31ページの中段から次の次ページにかけてでございます。

附則第8条及び第9条の2でございます。これらにつきましては、適用期限や引用条文の整理を行うものでございます。

タブレット端末86ページ、紙の議案書32ページ下段からタブレット端末93ページ、紙の議案書39ページにかけてでございます。

附則10条の2から10条の4まででございます。固定資産税に係る特例措置について、引用条文や軽減割合の見直しを国の制度改正に対応する整理を行っております。

附則第10条の5の新設でございます。これにつきましては、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例措置を定めるものであり、被災した土地に係る課税の取扱いや申告手続について規定するものでございます。

タブレット端末96ページ、紙の議案書42ページの上段からタブレット端末98ページ、紙の議案書44ページにかけてでございます。

これにつきましては、附則第15条の2から第15条の6まででございます。これらは不要になった規定を削除するものでございます。

タブレット端末99ページ、紙の議案書45ページの下段からタブレット端末の102ページ、紙の議案書48ページにかけてです。

附則第16条関係でございます。軽自動車に関する経過措置について、制度改正に伴う文言の整理及び適用期間の見直しを行うものでございます。

タブレット端末102ページ、紙の議案書48ページの下段からタブレット端末105ページ、紙の議案書51ページにかけてでございます。

附則第17条の関係でございます。これは、各種税制特例について、適用期限の延長や要件の見直しを行うものでございます。

附則の第18条、第19条の2関係でございます。これにつきましては、制度改正に伴う文言整理を行うものでございます。

タブレット端末105ページ、紙の議案書51ページの下段からタブレット端末107ページ、紙の議案書53ページにかけてです。

附則第19条の3の新設でございます。暗号資産、いわゆる仮想通貨に係る所得について、ほかの所得と区分して課税する特例を設けまして、町民税としまして一律3%の所得割を課するものでございます。

次に、附則20条関係でございます。引用条文の整理など、所要の改正を行うものでございます。

それでは、タブレットの64ページ、紙の議案書10ページをご覧ください。本条例の改正の附則でございます。

第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしまして、基本的には、令和8年の4月1日から施行することとしておりますけれども、ただし書以降でございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとし、施行期日を定めております。

まず、令和9年1月1日から施行される規定です。第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3、附則の一部改正、そして次条の第1項と第2項が該当いたします。

次に、令和9年4月1日から施行される規定です。第63条の改正と附則第3条の2項が含ま

れます。

さらに、令和10年1月1日から施行される規定です。第34条の7第2項の改正、附則第7条の4の一部改正、附則第9条の2と附則第17条の2の改正、そして次条第4項が対象です。

最後に、それ以降に施行される規定といたしまして、附則第7条の4の残りの改正、附則第19条の2の追加条文、次条第3項と第5項があります。こちらにつきましては、暗号資産に係る課税につきましては、関係法令の施行後に一定期間を経て適用される予定でございます。

次に、町民税の経過措置です。

公的年金につきましては、令和9年1月1日以後に受け取るものから新制度を適用し、それ以前のものについては従前の例によることとしております。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩を挟みます。議場の時計で11時35分より再開いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第10. 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也） 日程第10、承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 健康課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第4号について、提案理由及び内容について御説明させていただきます。

タブレットページで112ページでございます。

承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。

これがこの承認案を提出する理由でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページ、タブレットページ113ページでございます。専決処分書のほうをつけております。

令和8年4月1日付で、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しておるところでございます。

続いて、内容の説明をさせていただきます。

紙の議案書3ページ、タブレットでは115ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が旧改正前でございまして、左側が新改正後になります。

今回の改正によりまして、基礎課税分というのが医療費分になりますけれども、この基礎課税分の課税度額のほうが67万円に引き上げられたことに伴いまして、条例の第2条第2項中及び第23条第1項中の基礎課税額限度額を「66万円」から「67万円」に改めております。

紙の議案書4ページ、タブレットページでは116ページをご覧ください。

条例第23条第1項第2号におきましては、国民健康保険税の5割軽減算定基準時の被保険者の数に乘じる額を「30万5,000円」から「31万円」に、続いて第3号でございすけれども、第3号におきましては、2割軽減算定基準時の被保険者の数に乘じる額を「56万円」から「57万円」に改めまして、低・中所得者の負担を軽減するものでございます。

第3項第1号の改正につきましては、地方税法施行規則の改正によりまして、出産被保険者に係る国民健康保険税の減免に係る3条条文のほうにずれが生じたため、「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改めるものでございます。

2ページのほうにお戻りください。タブレットページで114ページでございます。

第1項、この条例は、令和8年4月1日から施行するとし、施行期日を定めております。

第2項、適用区分でございすが、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） お尋ねします。

これは毎年、専決処分で決裁されている上限額の引上げだと思いますが、私自身は、これは専決すべきではないという立場ですが、とにもかくにも中身としてこの条例改正が行われたときの住民負担の影響額については、どういうふうに試算していらっしゃるでしょうか。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えします。

負担額の額については計算しておりませんが、限度額超過世帯のほうで35世帯のほうで34世帯となりまして、1世帯減少するようなことになるかというふうに試算しております。以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） また再質疑がありますので、住民負担について明快な御答弁をいただければと思います。

他議員もおっしゃっているように、この物価高騰、資材高騰の折に地域で頑張っておられる住民の方、あるいは頑張っておられる被保険者の方に、これ以上の負担をかけることのないように、その辺は申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第11．議案第26号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第26号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、PDF118ページをお開きください。

議案第26号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

国家公務員に係る旅費制度の改正に伴い、職員等の旅費の取扱いについて、国家公務員に準じて見直しを行うため、当該条例を改正する必要がある。

これが条例案を提出する理由でございます。

この条例案につきましては、令和7年12月及び令和8年3月に上程しておりまして、今回につきましては修正した部分についてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

では、119ページ、紙では1ページをお開きください。

第1条の目的でございますけれども、その2行目でございます。公務の円滑な運営に資するとともに、町費の適正な支出を図ることという文言を加えております。

続きまして、第2条の適用範囲、これを全部追加でございまして、この条例において、職員等は地方公務員法第3条に規定する特別職及び一般職に属する職員をいうとなっております、を加えております。

続きまして、第3条の用語の意義のところでございますけれども、第1号の部分でございます。町長等につきましては、町長、副町長、教育長、議会議員及び特別職の職員で非常勤の者のうち、町長が特に必要と認めたものを新しく追加しております。

第2号の部分で、内国旅行の分の本邦という部分で括弧書きでしておりますけれども、本州、北海道、四国、九州及びこれらに属する島の存する領域という、以下同じという文言を付け加えております。

第3号の部分の外国旅行でございますけれども、外国などに付け加えまして、本邦以外の領域（公海を含む）をいう、以下同じを文言を付け加えております。

第5号でございます。赴任の部分の上から3行の部分を追加させていただいております。新たに採用された職員のうち、町の要請により国家公務員もしくは他の地方公共団体の職員から引き続いて職員になった者、その他規則で定めた者がその採用に伴う移転のため、住所もしくは居所から在勤庁に旅行し、またはという文言を付け加えさせていただいております。

飛びまして、PDFで122ページをお願いいたします。紙で4ページとなります。

下段のほうの9条の部分でございます。旅費の請求手続でございます。上から4行目でございます。文言を追加させていただきます。これを当該旅行の支出または支払いをする者（以下「支出命令者等」という）に提出しなければならないという文言を付け加えております。

飛びまして、PDF125ページ、紙媒体で7ページをお願いいたします。

中段の第14条、宿泊費の部分でございます。ここに2行目でございますけれども、宿泊費の部分で別表第1に定める額という部分の文言を付け加えております。

これにつきましては、PDFで129ページ、紙では11ページをお開きください。

この宿泊旅費基準額の本邦というところで、北海道から次のページについて、47都道府県の町長等もしくは以外の職員等の1泊のことの基準額を追記しているものでございます。

戻りまして、125ページ、紙で7ページのほうにお戻りください。

宿泊手当の第16条の部分でございます。2行目の部分で、これも同じく別表第2に定める

1夜当たりの定額という部分の文言を付け加えさせていただいております。これにつきましては、PDFで131ページ、紙で13ページでございますけども、宿泊手当で2,400円という文言を表を付け加えさせていただいているものでございます。

戻りまして、125ページ、紙で7ページの部分に戻りますけども、下段のほうでございますけども、第16条の2項の(1)から次のページの第3項、第4項という部分を新しく付け加えさせていただいている次第でございます。朝食があるなしで3分の1とか3分の2になるという部分、今まで表だったものを新しく文言にさせていただいたものでございます。

続きまして、PDF126ページの下段から127ページ、紙で8ページから9ページになりますけども、死亡手当、第21条の部分でございますけども、これについては9ページの上から3行目、PDF127ページの上から3行目でございます。

別表第3に定める額という文言を付け加えさせていただいております。これにつきましては、同じくPDF131ページ、紙で13ページのところの表の一番下でございますね、死亡手当ということで93万円という、この表を付け加えさせていただいております。

戻りまして、PDF127ページをお願いいたします、紙で9ページです。

中段の随行旅費、第25条を新しく追加させていただいております。第25条、職員が公務の必要上特に命じられて町長等とともに旅行し、その事務随行上随行同宿しなければならない場合には、当該職員に対し、町長等に対して支給する旅費と同額の旅費を支給することができるという文言をこの条文を付け加えているものでございます。

PDF128ページをお願いいたします、紙で10ページでございます。

附則でございます。

第1項、施行期日でございます。この条例は、令和8年7月1日から施行するとなっております。

第2項以降の経過措置につきましては、前回、前々回と上程しました内容と変わっておりません。

簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質疑いたします。

これが3回目の上程になりますよね、前回2回否決されました。別表が条例にうたわれたのは分かりました。ただ、何度も申し上げておりますが、本町においては、管理職による複数の文書偽造及び旅費の不正な受け取り、横領と言っていると思いますが、発生しています。それをまず住民に対して正直に、誠実に、町は説明していませんよね。それはなぜですか。例えば、この経

緯ですよ。議会の質問に対して町長等が再調査を拒否したこと、それによりやむなく百条委員会が設置され、その調査の中で複数の文書偽造や宿泊費の横領が明らかになり、町長はやむを得ず懲戒を諮問し処分したこと、そして管理責任者らは一切処分がなされていないこと、これをまず住民に正直にお示しすべきではないんですか。なさっているんだったらいいんですけど、なさっていないのであれば、なぜなされていないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員の今申された趣旨は、職員が出張に伴って宿泊証明書を自作した件だろうと思いますけれども、その件につきましては、改めて懲戒調査委員会のほうで当該職員の宿泊を伴う出張等について確認をし、改めて処分をし、その旨、町のホームページ等でお知らせをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問は、なぜそういう町長等が議員の質問を全部拒否して調査せず、その結果、やむを得ず百条委員会が立ち上がって、その中で複数の偽造が明らかになり、やむを得ず処分に至ったという、この一連の経過をなぜ住民に説明しないのですかと言っている。あなた方は調査により明らかになったところからしかホームページでもお載せになっていないのではありませんか。なぜこうした、あなた方がゼロ回答を示したこと、それによって百条がやむを得ず立ち上がって、調査、汗かいた結果、こういうのが出てきたということをまずお示しすることからしか始まらないのではないですか。どこまで議会を敵視し、自らの責任を隠蔽するような行動を続けるおつもりですか。それからではないですか、この旅費の改定は。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まず、議会を敵視するということは、全くそのような考えはございませんので、改めて申し上げさせていただきたいと思います。

また、今回の事案については、議会の御指摘等もあり、新たな疑義が生じたことから再度調査を改めてしたところでございます。

何度も同じ趣旨の御回答を前回の全員協議会等でも申し上げましたが、私どもは基本的には職員を信じて行政運営をしておりますので、ほかにないということであれば、それを信じて、宿泊場所と違ったところの場所に宿泊して、その部分を自作したという件について、分限懲戒調査委員会のほうで審議をして懲戒処分を行ってきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 信じる信じないを聞いていないんですよ。なぜその経過を説明しな

いんですか。

じゃあ、聞き方変えます。今後も説明する気はないですかね。答弁案、いわゆる調査拒否、それからそれに基づき百条が調査して明らかになったこと、この一連の経過を住民に御説明なさるお気持ちは一切ないということですかね。これは条例を判断する基準になりますので、一番根幹的なところ、今後もそこは一切住民にはお示ししないということですかね。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

これはいろんな面、今の職員による宿泊証明の自作の件だけにとどまらず、いろんな案件について、住民の方にこれについては今後一切説明をしないとかいうことはないんだと思ってございます。それは適宜必要に応じて適切に判断し、住民の皆様に対しても、必要な情報についてはお知らせをしていきたいと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 少なくともこの条例の議決前までには、住民の方に正直に説明するおつもりはないというふうに受け止めました。

それから、当然再発防止策、なぜそういう管理職による複数の不正が起きたのかという原因究明のための調査、そして調査結果に基づく再発防止策、そして再発防止策に基づく他自治体よりも厳しい条例案というものが、これが順序立てて出てくるのが当然の行政だと思いますが、調査や再発防止策というものも一切まだこの条例を提案するに当たりいわゆる調査委員会、それから再発防止策、調査結果等は一切行われていないということで認識してよろしいですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これは基本的には国の制度の改正に伴って、国に準じて条例改正をするものでございまして、条例事項について改めて条例のほうで改正をお願いをしているところでございます。

また、議員のほうから御指摘がありました今回の事案を踏まえて、同じような事案が起こらないようにするために、町としてどうするのかということについては、今まで分かりづらかった部分もございまして、そこは旅費の手引なりQ&Aなり、新たに町のほうで作成した上で、また同様の事案が起こり得ないような制度設計というものに、今、庁議等で全課長の下で協議をして、新たな体制というか仕組みを作ろうとしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順番が逆だと思うんですよ。これだけの問題が起きておいて、調査もしない、調査報告書も出さない、それに基づく再発防止策も出さないで、国に準じて取りあえず条例を変えさせてくれというのは、あまりにも不誠実な、公金を扱う責任者にとってあまりに

も不誠実な態度ではないですかね。調査結果、再発防止策を踏まえて、他の自治体より厳しい条例案を作るべきですよ。それが誠実な町としての態度ではないですか。

それから、この町はですね、普通、よその議会というと議員がお手盛りで海外視察に行つて大問題になったりするんですけど、この当町においてはなぜか行政側が海外に足しげく渡航して散財していらっしゃるようにお見受けします。その海外における問題、それからデジタル化による新たな不正への対応、それから決裁の厳格化、4月以降もですね、この当町の行政が、基本的な決裁システムや記録保持システムが全く機能していないということが、さらに明らかになっています。そういうものを町長は一つ一つとおっしゃるんですけど、一つ一つやって済む問題じゃないんですよ。不要不急の事業を全部止めて、法務や契約とかそういうものを今やるべき時期じゃないんでしょうか。とりわけこの旅費は、管理職による複数の不正というものはあったんですから、本来はですよ、一切の出張を凍結してでも、これを調査しやり直すべきではないでしょうか。改めて見解を聞きたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、調査を一切していないというふうに議員の御指摘がございましたけれども、この事案を受けまして、分限懲戒調査委員会において当該職員の関係する宿泊を伴う分については全て調査をし、宿泊場所等にも確認を取って調査をしたところでございます。

そういうのも含めまして、これまで庁議において、ではどういうふうになれば、そういうことが起こらないのか、議員のほうからデジタル化に伴う対応とかいう御発言もありましたけれども、そういう部分も含めて、こういう場合はこうしたらいいんじゃないか、そういうのも含めて、今、全課長間で協議を進めているところでございます。

また、海外視察の話がございましたけれども、当町において、少なくとも例えば私が町長になってから、海外に視察に行ったことは一度もございません。必要に応じて用務があつて海外に出張したところでございまして、今は正確に覚えておりませんけれども、私が町長になって海外に行ったのは、1泊2日で香港に行った、それだけではないかと思つてございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 調査をしていないということは取り消します。調査を踏まえた、当然、調査報告書なり、懲戒委員会だけの報告じゃないですよ、町長が責任者としての調査報告書、それに再発防止策に基づく条例案を出すのが当たり前じゃないかと申し上げています。

それから、町長自身は視察は少ないんだとおっしゃいますが、御承知のように平成十五、六年でしたが、前町長、いわゆる現町長が継承発展させるという前町長、この方々や随行の方のシンガポールへの売り込みといたしますか、そういうものが1,000万円以上使われておりますよね。

そういうものも含めて、それに対しても今の中山町長、誠実にお答えいただいていません。前町長が海外で何をやってたかよく知らないという答弁があります。あまりにも無責任じゃないでしょうか。

そういうこれまで町、新旧、前現の町長がおやりになってきたこと、それから今、管理職がおやりになってしまったことを含めて、本当に住民に対して公金を預かるものとして誠実な態度を今示すべきだと思います。

答弁結構です。終わります。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） なければ、これで1日目の質疑を終わります。

---

**日程第12．議案第27号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第27号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） PDF132ページをお開きください。

議案第27号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由でございます。

これにつきましても、同じく令和7年12月議会、令和8年3月議会に上程した内容と内容としましては同じものでございます。

133ページ、紙は1ページをお願いいたします。

第1条におきましては、大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正に関するものでございます。

第2条が、大刀洗町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正。

第3条が、大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正というものになっております。

では、次ページを開きください。134ページ、紙では2ページになります。

まず、第1条関係でございます。大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例、新旧対照表でございます。

第6条でございます。これにつきましては、特別職の旅費は、大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定によるというものでございまして、第2項は削除、そして別記、次のページの表につきましては削除するものでございます。

続きまして、136ページ、紙で4ページをお願いいたします。

大刀洗町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表、第2条関係でございます。

第4条第2項でございます。これを前項の規定により支給する旅費は、大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定によるもので、第3項を削除しまして、次ページ、別表につきましては削除するものでございます。

続きまして、PDF138ページ、紙で6ページになります。

大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表、第3条関係でございます。

第3条の第3項でございます。これを第1項の規定により支給する旅費は、大刀洗町職員等の旅費に関する条例の規定によるに改めます。

第4項は削除するものでございます。

そして、次のページの別表につきましては、これを削除するものでございます。

戻りまして、133ページ、紙では1ページになります。

附則でございます。

この条例は、令和8年7月1日から施行するとしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

ここでお昼の暫時休憩を挟みます。議場の時計で13時30分より再開いたします。

休憩 午後0時06分

.....

再開 午後1時30分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

-----・-----・-----

日程第 13. 議案第 28 号 大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 13、議案第 28 号大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 建設課の黒岩でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 28 号大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定につきまして、提案理由と内容を説明させていただきます。

タブレットページ 140 ページをお願いいたします。

議案第 28 号大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 5 日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしましては、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定により、地区計画の区域内における建築物及び工作物に関する制限を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

次ページをお願いいたします。

こちらが条例となっております。

第 1 条は、目的として、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定により、地区計画内の区域内における建築物及び工作物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的としております。

第 2 条は、定義として、この条例における用語の意義を規定しております。

続きまして、第 3 条は、適用区域として、別紙 1 において区域の名称を下高橋地区整備計画区域と定め、区域を大刀洗町大字下高橋の一部としております。

第 4 条では、建築物等の用途の制限として、別表第 2 において、建築してはならない建築物等を規定しております。

第 5 条では、建築物の敷地面積の最低制限として、別表第 2 において規定しておりますが、今回の下高橋地区では最低制限は設けておりません。

また、第 2 項では、当該規定に適合しない既存建築物の敷地で、その全部をそのまま使用する場合は適用外とすることを規定しております。

次ページをお願いいたします。

また、3 項では、公共工事事業などで敷地面積が減少し適合しなくなった敷地は、そのまま使

用する場合は適用除外とすることを規定しております。

続きまして、第6条では、壁面の位置の制限として、別表第2において、建築物の外壁面等から道路境界線までの距離は、3メートル以上なければならないと規定しております。

第7条では、建築物等の高さの最高限度として、別表2において20メートル以下と規定しております。

続きまして、第8条では、建築物の容積率の最高限度として、別表第2において200%以下と規定しております。

第9条では、建築物の建蔽率の最高限度として、別表第2において60%以下と規定しております。

次ページをお願いいたします。

第10条では、垣または柵の構造の制限として、別表第2において道路に面する垣または柵の構造は、生垣または見通し可能なフェンスと規定しております。

次に、第11条は、敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置について定めております。

第12条は、公益上必要な建築物等の特例について定めております。

第13条は、既存の建築物等に対する制限の緩和について定めております。

次ページをお願いいたします。

第14条は、委任について、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めるとしております。

続きまして、第15条は罰則として、各号のいずれかに該当する場合は、50万円以下の罰金に処すると規定しております。

附則、この条例は公布の日から施行する。公布以降は別表第1と第2となっております。

以上で、大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 数点お伺いしたいと思います。

この土地は町が買収したものではなく民間開発業者が購入したと、既に農振除外の手続きが進んでいると聞き及んでいます。本来、町民や農家が家を建てたいとか店をしたいとかいう場合、農振除外のハードルは非常に高いと思いますが、なぜこれほど迅速に都合よく農振除外されたのか、町が裏でどのような関与や後押しをしたのか、その経緯や公平性について明らかにしてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、大石議員の質問にお答えいたします。

大石議員が言われるとおり、あそこは農振がかかっている地区でございます。農振地区がかかっている土地であります、特例として工業系に関して国県道に一定の区間を面している場合は、特例として流通業務施設としての許可が見込みとありますので、そういった手続で民間のほうは農振除外のほうに動いている形でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（９番 大石 純） 次にお聞きしたいと思います。

３月議会において、私が下高橋官衙遺跡附近に道の駅を造るため、土地買収の考えはないかと問うた際、町長は考えはないと一蹴されました。その時点で既に民間開発業者に土地を渡して、物流倉庫を建てる計画が裏で内定していたからこそ、買収しないと言われたのではないのでしょうか。なぜその時点でこのことを表明して、民間開発を優先すると誠実に説明されなかったのか。答弁の誠実さを疑わざるを得ませんが、町長の見解を伺います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

３月議会の質疑においてのお話でございますけれども、議員のほうから御質問があったのは、下高橋官衙遺跡に隣接した土地で道の駅等は検討できないのか、あるいはP a r k－P F Iに関連して、官衙遺跡、施設区域でできないんだったら、それに隣接したところでそういうことができないのか、町のほうで土地を買収してというような御質問ではなかったかなと思ってございます。

その際、私が申し上げたのは、特定の土地を念頭において申し上げたことではないんですけれども、官衙遺跡に隣接した土地というのは周囲にございますので、その中で今時点で町のほうで買収して、公園施設であったり、道の駅であったりという具体的な計画がないということを申し上げたところでございます。

また、議員御指摘のこの下高橋の計画内の区域については、これは恐らく古賀議員が一番御存じではないかと思っておりますけれども、地元のほうとはかなり昔、前からですね、ずっと協議が民間事業者を通じてあっていただいておりますので、それはその話としてあっているということはそのとおりなんですけれども、その部分と、議員が御指摘があったところが全く同じ箇所だというふうに私のほうで認識して答弁はしておりませんでしたので、そういうふうな答弁になってございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（９番 大石 純） 隣接という見解の違いだと思いますけど、１００メートルぐらいしか離れていないわけで、私にとっては全く隣接している場所だと思います。その時点でああいう

ことを言われたというのは、非常に残念だと思っております。

ちょっといろいろ調べましたら、開発業者は土地を買って農地を潰してコンクリートの無機質の巨大な倉庫を建てる。そして、町はその企業が活動しやすいように、わざわざ周囲に店舗を建てさせない条例まで作ってあげる。これは大刀洗町全体の公共の福祉、町民の利益のための地区計画なのか、町民の利益なのか、それともこの特定開発業者と誘致企業のビジネスを成功させるためのオーダーメイドの条例なのか、町民の大切な遺産である下高橋官衙遺跡のすぐ北側を1企業の利益のためにここまでして差し出す大義名分というのをもう一度明確に答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） こちらの民間開発の部分に関しましては、大刀洗町で定める国土地理計画や都市計画マスタープランにおいて、今開発がされる部分は、工場誘致地として設定しております。そちらのほうの開発もあっておりますので、先ほど農振がかかっている分の説明にもなりますが、商業地区的には農振除外的には認められないので、今のところ民間としては工場誘致のほうでの開発のほうを進められていると理解しております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） あそこはどう考えても一等地なんですね、大刀洗の。商業施設を建てれば、あんなにすばらしい場所はないと思います。例えば、乱開発を防ぐために条例を作るといふのであれば、なぜ店舗を500平方メートル以下に制限するのか。民間企業が自費で開発するにしても、町が地区計画のガイドラインとして、敷地の一部に地域の物産館や憩いのスペースを併設させるということを条件として義務づけたり指導することもできたかと思います。それをせずに企業の言いなりになって大型店舗禁止の白紙委任状を通すということは、町民の代表である議会としては認めがたいと思います。

この500平方メートルという規制は、ここに誘致される物流倉庫の大型トラックが渋滞に巻き込まれないように、一般の買物客が集まる施設を排除したいという開発業者の都合から逆算されたものと言わざるを得ません。なぜ、1企業のトラックを通すために、町の一等地における商業・観光の発展規模にわざわざ上限を設けて枠をはめるのか。これは大刀洗町全体の公共の福祉のための地区計画なのか、それとも開発企業のビジネスを成功させるための条例なのか、私はそうであると強く疑っています。

500メートル以下に制限するのではなく、開発業者に対して地域貢献として、例えば500メートルを超える本格的な町民のための物産館、飲食スペースを敷地内に確保することを義務づける、そういう選択肢はなかったんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 大石議員の質問にお答えいたします。

先ほども一部説明したんですが、この地区に商業地区として開発できる、まず農振がかかっている時点で、特例として商業施設としては農振除外がまずできませんので、工業用地として農振除外を特例として外させていただいているような感じになっていると思います。

それで、この500平米の店舗等に関しましては、あくまで工業地内で働かれる方の食事をすることか、買物をするところっていうところの範囲として500平方メートル以下ということで設定させていただいております。実際、近隣としては久留米市のほうで150平米以下とかいう文面もあるんですけど、150ではちょっと狭すぎるかなというところで、大体コンビニが200平米ぐらいなので、コンビニが2つ分ぐらいの大きさぐらいだったら利用しやすいかなというところで、そのような形で設定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） そういうことでしたら逆に1,000平米でも2,000平米でもいいはずですね、なぜそういう発想ができないかということですよ。例えば、ほかの自治体では物流倉庫と道の駅を併設するということで、驚くべき相乗効果を上げている事例が実際にあります。物流倉庫で働く従業員やトラックドライバーが毎日、その物産館や飲食店で昼食をとったり買物をしたり、地域にお金を落としてくれるわけです。さらに物流の拠点であるからこそ、地元の新鮮な農産物を全国へ発送する物流システムでも直結できる、これこそが大刀洗の農業と経済を強くする未来型スマートインターチェンジ開発というふうに思います。このすばらしい相乗効果のチャンスを何か自らどぶに捨てているような条例案、これはすぐにでも私は変更すべきではないかと思います。

企業の利益のみを追求する条例ではなく、企業と町がウィン・ウィンでやっていける条例案にぜひ変えていただきたい。今、国で許可待ちであると言われますが、一刻も早くこの点を改善した条例に持って行ってほしいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 大石議員の質問にお答えいたします。

道の駅に関しましては、まだあそこで確定しているわけではなくて、今、町の方針を制定を進めているところでございます。まだ今どこに道の駅ができるかというのは、どの規模の大きさの道の駅ができるというのはまだ確定しておりませんので、そういう確定ができれば、もしあの位置が適切ということでなれば、また都市計画変更とか、そういったところでまた協議に進んでい

けるのかなとは思っていますが、今の段階でまだ道の駅の場所も規模も決まっていない状態での変更というのはなかなか難しいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 道の駅の場所も規模も決まっていないと、それずっと繰り返し答弁されていますけど、道の駅というのは情熱なんですよ、ここに造りたいと思う、その町が意思を持ってそこに造るものじゃないですか。やっぱりこういったものすごいチャンスがあるわけですね。例えば、これ茨城県の常総市というところですけど、30億円以上売り上げているんですね。こういう先進事例が実際あるわけですから、そういうのをぜひ研究して、せっかくのこのチャンスをどぶに捨てることは私は絶対ないと思います。そういうことを検討して、私の質疑を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第14．議案第29号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第14、議案第29号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、PDF148ページをお開きください。

議案第29号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担額が引き上げられたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが条例案を提出する理由であります。

では、PDF150ページをお開きください。紙媒体で2ページになります。

新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず、第1条でございます。第142条1項第7号の次の行、第5号の前にですけれども、公職

選挙法の略しました「法」の一文字が抜けておりましたので、今回「法」を追加するものでございます。

続きまして、第8条でございます。選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価7円73銭を8円38銭に改めるものでございます。

次ページをお願いいたします。

第11条でございます。選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価541円31銭を586円88銭に改めるものでございます。

戻りまして、149ページ、紙媒体で1ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項、施行日でございます。この条例は公布の日から施行する。

第2項、適用区分でございます。この条例による改正後の大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行日以後その期日に告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第15．議案第30号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第15、議案第30号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元地域振興課長。

○地域振興課長（松元 治美） 地域振興課の松元です。よろしくお願いいたします。

それでは、提案理由及び内容の説明をいたします。

タブレット152ページをお願いいたします。

議案第30号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、大刀洗町ふれあいセンターの大規模改修工事に伴い、室名を変更す

るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由でございます。

2枚おめくりください。タブレットでは154ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第1表、その次の154ページの別表第2表のどちらも第6条関係でございますが、室名の変更でございます。旧の室名が、大集会室というのを新では大ホールに、1階和室を1階研修室、2階和室を和室、学習室を2階研修室、調理実習室を調理室と変更するものでございます。第2表のほうも同じものでございます。

一つ前にお戻りいただきまして、タブレットで153ページをご覧ください。

附則でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第16．議案第31号 大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結について

○議長（高橋 直也） 日程第16、議案第31号大刀洗町立小中学校学習者用等タブレット端末等購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） こども課の早川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

PDFで156ページをお願いいたします。

議案第31号大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結について。

大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入について、別紙のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。

大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入を実施するため、福岡県GIGAスクール推進協議会学習用タブレット端末（Chromebook）の共同調達の公募型プロポーザルにより受託候補者を定めたが、その者と物品売買契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページをお開きください。

契約件名につきましては、大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入でございます。

施行箇所、三井郡大刀洗町立小・中学校でございます。

履行期間が議会の議決を得た日から令和8年8月31日まで。

契約金額は8,188万1,602円でございます。消費税及び地方消費税のうち744万3,782円となっております。

購入台数といたしては、小学校分が1,006台、中学校分が455台、教師用が70台、予備で160台としまして、全体で1,691台分の契約金額となっております。

次に、契約業者名としては、株式会社内田洋行九州支店となっております。こちらは先ほど申しましたように、福岡県の共同調達により業者を選定しているものでございまして、福岡県では令和8年2月からこの共同調達による公募を開始をしております。令和8年2月27日までに3業者が参加を表明いたしまして、その後、福岡県参加市町村の13市町村で、その内容について審査を行った結果、令和8年3月17日に審査結果が出まして、先ほど申しました株式会社内田洋行九州支店のほうが受託候補者となったものでございます。

今回の新しいタブレットにつきましては、今後、全国県の学力テストでタブレットを使用した学力テストが始まってまいりますので、タッチペンが必須となっているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第17．議案第32号 令和8年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋 直也） 日程第17、議案第32号令和8年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 企画財政課の福岡でございます。

それでは、PDF159ページをお願いいたします。

議案第32号令和8年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,232万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,845万7,000円

とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月5日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、PDF168ページをお願いいたします。紙では予算の説明書4ページになります。歳出のほうから説明をさせていただきます。

3款1項2目障害児者自立支援費、補正額80万1,000円、12節委託料で、内訳は、自立支援医療システム改修委託料43万9,000円、障害福祉サービス等システム改修委託料36万2,000円。

同6目重度障がい者医療費、補正額39万3,000円で、12節委託料、重度障がい者医療システム改修委託料でございます。

続きまして、7目ひとり親家庭等医療費、補正額39万3,000円、12節委託料、ひとり親家庭等医療システム改修委託料でございます。

続いて、10目社会福祉会館管理費、補正額475万5,000円、14節工事請負費につきまして、ぬくもりの館大刀洗改修工事費475万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、令和7年度に予算に計上しまして、令和8年度に繰り越しを行っているところでございますが、4月9日の入札に対し、入札が不調に終わりましたので、設計金額を見直しまして、追加分として計上をさせていただいております。

続いて、3款2項3目子ども医療費、補正額39万3,000円、12節委託料、子ども医療システム改修委託料でございます。3款1項の中でも御説明しましたが、公的医療システムの改修委託につきまして、国県の補助を受けながら実施するところでございます。

続きまして、3款2項5目こども家庭センター費、補正額195万4,000円。こちらにつきましては、人件費の計上でございますが、こども家庭センターの職員につきまして、任用形態が当初予算計上時におきまして、パートタイムの専務的会計年度任用職員で計上しておりましたが、フルタイム会計年度任用職員としての任用に変更となったため、予算の組替えを行っているものでございます。

続きまして、3款2項6目、タブレットで申しますと169ページでございます。

3款2項6目こども自立サポートセンター費、補正額42万6,000円。こちらにつきましても、人件費の計上でございます。

続きまして、4款1項2目予防費、補正額1,000円。21節補償・補填及び賠償金です。こちらは、新型コロナ定期接種ワクチンの確保事業助成金返納延滞金でございます。こちらにつ

きましては、補助金について実績報告を基に返納するところでしたが、返納期限に遅れが生じたため、延滞金が生じているものでございます。

続きまして、9款2項1目一般管理費、補正額1億4,321万2,000円でございます。こちらにつきましては、12節委託料、14節工事請負費が関連するところでございますが、小中学校屋内運動場空調設置工事費で1億3,747万6,000円、並びに上の工事監理業務委託料で550万円を計上しております。

続きまして、17節備品購入費23万6,000円。菊池小学校タブレットの充電保管庫のほうが児童数の増加に伴いまして、クラスのほうが増えております関係で、保管庫の購入費を行っておるところでございます。

次ページ、PDF170ページにつきましては、県の補助金が入りました関係で財源組替えを行っております。

続いて、PDF167ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

14款2項2目民生費国庫補助金です。補正額98万9,000円。地域診療情報連携推進費補助金でございます。歳出のところでも御説明いたしました医療関係のシステム改修費用への補助でございます。

続いて、15款2項7目教育費県補助金11万8,000円の補正でございます。福岡県地域クラブ活動推進事業（スポーツ）の補助金でございます。

続きまして、18款1項1目基金繰入金832万1,000円です。1節財政調整基金繰入金で356万6,000円、2節ふるさと応援基金繰入金、こちらのほうが475万5,000円で、ぬくもりの館改修工事費の増額追加分に充当するところです。

最後でございます。

21款1項4目教育債でございます。1億4,290万円でございます。こちらにつきましては、小中学校の屋内運動場の空調設置工事費に対しまして、緊急防災・減災事業債を100%充当するところで計上しております。

続いて、PDF163ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

1、追加、起債の目的、限度額、記載の方法、利率、償還の方法の順に御説明させていただきます。

緊急防災・減災事業債で、屋内運動場への空調機器の設置に関する費用に充当するものでございます。限度額1億4,290万円、起債の方法、証書借入。利率につきましては、5%以内としております。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金に

ついて、利率の見直しを行った後については、見直し後の利率となります。

償還の方法は、政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 1 日目は質疑なしと認めます。

---

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時11分

---

---

令和8年 第15回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和8年6月10日 (水曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和8年6月10日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

---

出席議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 松本 照行 | 2 番 | 古賀 世章 |
| 3 番 | 中村 竜博 | 4 番 | 平田 康雄 |
| 5 番 | 實藤 量徳 | 6 番 | 安丸眞一郎 |
| 7 番 | 平山 賢治 | 8 番 | 河野 政之 |
| 9 番 | 大石 純  | 10番 | 白根 美穂 |
| 11番 | 野瀬 繁隆 | 12番 | 高橋 直也 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |       |            |       |
|--------------|-------|------------|-------|
| 町長 .....     | 中山 哲志 | 副町長 .....  | 重松 俊一 |
| 教育長 .....    | 柴田 晃次 | 総務課長 ..... | 平田 栄一 |
| 企画財政課長 ..... | 福岡 信義 | 福祉課長 ..... | 渡邊 章子 |
| 地域振興課長 ..... | 松元 治美 | 農政課長 ..... | 矢永 孝治 |
| こども課長 .....  | 早川 正一 | 健康課長 ..... | 田中 豊和 |
| 建設課長 .....   | 黒岩 雄二 | 住民課長 ..... | 入江由香理 |

---

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

また、町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきありがとうございます。

現在の出席議員は12名です。

ただいまから、令和8年第15回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、議員が町政全般について町長及び執行部の考えを問い、町政上の課題を明らかにするための議員にとって重要な職責の一つです。本会議は、その議員の職責が公正かつ十分に果たされる場でなければなりません。

また、一般質問の趣旨が十分に実現されるかどうかは、質問する議員だけではなく、これに答える執行部の姿勢にも関わるものです。議員の質問が十分に行われ、執行部からも質問の趣旨を踏まえた答弁がなされるよう、必要な議事整理を行ってまいります。出席説明員におかれましては、議員の質問の趣旨を踏まえ、誠実かつ具体的な答弁をお願いいたします。

なお、答弁に当たり確認を要する事項がある場合には、必要に応じて休憩を設けるなど、答弁内容を確認する時間を確保しながら進行をいたします。

本日の一般質問が、議員の職責を十分に果たすものとなるよう、円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、通告を受けております。1番、松本照行議員、発言席からお願いいたします。

なお、松本議員より資料の配付の申出がありましたので、許可をします。しばらくお待ちください。議員の皆様には、タブレットで確認をお願いいたします。

〔資料配付〕

○議長（高橋 直也） それでは、松本照行議員、お願いいたします。

#### 1番 松本 照行議員 質問事項

1. 高齢化社会に向けたごみの収集体制について
2. 北鶴木公民館前町道の冠水対策について

○議員（1番 松本 照行） おはようございます。議席番号1番、松本照行でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問をしてまいります。

質問は、大項目として、高齢化社会に向けたごみの収集体制等について及び北鵜木公民館前町道の冠水対策について、小項目ごとに質問いたします。

先日、「足腰が弱っていて、加えて車も運転できず、粗大ごみや資源ごみの集積場まで持っていくのに大変困っている。どうにかならないか」高齢者の方から相談を受けることがありました。

そこで、第1番目の大項目、高齢化社会に向けたごみ収集体制の取組について質問してまいります。

全国的に高齢化が進行する中、高齢者のみの世帯や単身高齢者が増加している状況にありますが、大刀洗町においてもこの傾向は顕著なものになっていくものと考えております。

そこで質問ですけれど、大刀洗町における高齢化率及び高齢化世帯率の推移はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員御質問の高齢化社会に向けたごみの収集体制について答弁をいたします。

大刀洗町の高齢化率及び高齢者世帯数の推移についての御質問でございます。

本町の3月末時点の高齢化率は、10年前の2016年が25.9%に対し、5年前の2022年が28.3%、2023年が28.0%、2024年が28.1%、昨年が28.2%、本年が28.1%と、ここ数年は28%程度で推移をしております。また、本町の3月末時点の高齢者のみ世帯は、10年前の2016年が904世帯、全世帯に占める割合が17.6%に対しまして、5年前の2022年が1,298世帯、21.8%、2023年が1,356世帯、22.0%、2024年が1,391世帯、22.0%、昨年が1,484世帯、22.9%、本年が1,522世帯、23.0%と、こちらのほうは高齢者のみ世帯数は一貫して増加をしております。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 答弁にありましたが、大刀洗町の人口は、3月31日現在で1万6,210名、ここ数年増加しているという傾向でございます。これは私感じるのには、比較的新しい世代の家族、単身者などが転入されてきて、転出を上回っているようです。さらにそのことが、トータル的には高齢化率28.1%と申されましたけど、その上昇を抑制しているものかと思っております。

しかしながら、高齢化世帯につきましては、お示しのとおり10年前の17.6%に比べ8年は23.0%、確実に増加してきております。つまり、今回の質問の焦点となる単独を含む高齢者のみの世帯が、今後も増加していくものと考えられます。

そこで、そのことは、戸別収集の燃えるごみなどは別としても、これからますます資源ごみなどの家庭ごみを集積場まで持っていくことが困難な方が、確実に増えていくしつながってまいりますので、喫緊の課題として対策が必要になるものと考えております。

そこで、次の項目（２）になりますが、大刀洗町のごみ収集体制は、自宅収集、各集積場での収集、MEGURU STATION、さらには役場収集など、近隣の自治体に比較しても遜色のない、むしろ資源ごみなどは細やかに分別され、施策が展開されているものと感じています。

そこで質問ですが、大刀洗町におけるごみ収集実績の推移はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁させていただきます。

ごみ収集の実績、区分別の実績についての御質問でございます。

まず、自宅での戸別収集の燃えるごみ、紙おむつ、紙、布類、廃食用油につきましては、２０１６年度の３，６０７トンに対しまして、２０２２年度が３，７０２トン、昨年度が３，６０９トンとなっております。

次に、集積場収集の資源、不燃、有害、粗大ごみにつきましては、２０１６年度の４７７トンに対しまして、２０２２年度が５０９トン、昨年度が４６４トンとなっております。

次に、役場で収集しております廃プラスチックの収集、これについては、開始をしました２０１９年度の４．０トンに対しまして、２０２４年４月からは小型家電の回収も開始してございまして、この廃プラスチックと小型家電を合わせ、昨年度が１０．１トンとなっております。

なお、御質問のございました資源回収ステーション、MEGURU STATIONにつきましては、これは集積場収集の内数となりますが、収集を開始いたしました２０２２年度が１９．３トンに対し、昨年度が４４．８トンとなっております。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 答弁いただきましたように、全体のごみの収集量としては４，０８３トン、１０年前とほぼ横ばいであるかと思えます。内容的には、圧倒的に燃えるごみが３，２２２トンと、ごみ全体の７９％にも当たっております。これは、生ごみ削減という別の課題があるかとは思っております。

一方、町が環境政策の中で推進している資源回収ステーションでの資源ごみの収集量も年々増加となっているようでございます。

そこで質問ですが、資源回収ステーションでの収集量増加については、どのように認識であるのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 松本議員の御質問にお答えいたします。

町のほうとしましては、2022年度から本郷校区のふれあいセンターをはじめ、4校区センターと北鶴木公民館のほうに資源回収ステーションを設置いたしまして、資源のさらなる細やかな分別を継続しておるところです。

こちらのほうの、先ほど町長が答弁しました量のように、回収量のほうも毎年回収量が増えておりまして、特にアルミ缶に関しまして、校区センター、地域のほうで利用ができる資金源として、毎年増加傾向でございます。

ですので、町としましては、集積場で集める資源のほうと併せまして、いつでも出せる資源回収ステーションのほうも継続して、今後もきれいに分別していくところを継続していくことを、今、目的に継続しておるところです。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 住民の資源ごみの意識の高まりということであれば、本当に大変喜ばしいことだと私は思っております。今後も、そういった資源ごみ、大切な資源をゆくゆく残していく、また再利用していくとかそういったことについては、もっともっとやっぱり住民への働きかけも含めて頑張っていただければというふうに感じております。

さて、先ほど申しました、歩くこともままならない、重いものが持てない、分別が大変で負担になるなどの問題を抱える高齢者世帯等においては、適正な分別、それ以上に、収集場にまで安全に持っていけるか、そういったことが大きな問題となっております。この問題は、単に戸別収集で解決しようとしても、多額の予算が伴うことや、対象となる世帯を把握する必要があることなどが考えられますけれど、ちなみに、高齢者世帯等におけるごみ出し困難者の実態把握はされているのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 松本議員の御質問にお答えいたします。

本町のほうでは、高齢者の方が収集場に持っていくのにごみ出しが困難になってあるという状態は、民生委員さん等からの御相談等を受けて把握しているところです。ですが、具体的な困難な世帯が何件あるかや内容については、アンケートは取ってはございません。

ただ、先ほど町長が答弁しましたとおり、町内の高齢者のみの世帯数はもう増加傾向でございます、やはりそれに伴って、歩行困難や運転免許、自動車を持たない世帯等が収集場へごみを出す場合に、大きいごみの場合は持っていくのが困難ということは、事例が多く見受けられるということは認識してございますので、それに基づいて、今後の施策を考えていこうというふうに考えております。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） ごみ出し困難者については、ある程度把握されているということは、実際に何か対策をされているものだと考えておりますけれど、そこで３番目の質問でございます。

では、このような支援を必要とする高齢者世帯等に対して、ごみ集積施策の現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をさせていただきます。

高齢者世帯等へのごみ収集施策の現状についての御質問でございます。

大刀洗町では、家庭から排出される不燃、資源ごみ５種類と有害ごみを区の集積場に持ち出すことが困難な８０歳以上の高齢者または８０歳以下の身体障害者等のみの世帯に対しまして、在宅生活を支援し、あわせて月に１回声かけ等の安否確認を行うことを目的として、平成３０年４月から独居高齢者等見守り戸別収集を実施してございます。この点、平成３０年４月開始から現在までに３３名の皆様が利用認定を受けてございまして、本年４月現在の利用者は１６名となっております。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 今お答えいただきましたけれど、ある程度といったらおかしいんですけれど、見守り等を含めたそういう戸別収集については、政策というか施策として今あるということでございます。既に実施されていることということでは安心するんですけれど。また、その内容的には、実施実態がよく分かってある民生委員さんたちとかが、内容等をお聞きすると申請するとのことで、福祉分野との連携が取られて非常によい制度と思います。

私もこの答弁の制度があるのは、実際この質問するに当たって初めて知ったようなものです。誠に知らなかったなということを感じるんですけれど、その制度についての周知は、実際的にどの程度されてきたのか。自分が知らないからどのくらい知っているかというのはちょっと変な聞き方になりますけれど、私自身、十分なそういう制度の周知をお願いしたいということで思っているんで、その点について、周知はどのようにされているのかというところを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 松本議員の御質問にお答えします。

高齢者等の見守り戸別収集の周知についてでございます。

町のほうとしましては、民生委員さんが申請されるということと、高齢者、独居高齢者のことをよく御存じということで、定期的に民生委員の定例会のほうでこの制度のこういう事業をやっていますということで御説明させていただいております。

また、毎年新旧区長会の中で、新区長さんのほうに、町の制度としてこちらを、このような制

度があるので地域で気になる方がいらっしゃったらお問合せくださいというふうに御案内さしあげております。あとは、個別で福祉課のほうや地域包括支援センターのほうから相談がありましたら、こちらの制度を御案内をして、民生委員さんとつなげていただくとしてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 今おっしゃった、例えば区長会とかそういう民生委員の会議とかで行うということが、決して無駄ではないと思いますけれど、やはりそこに民生委員さんに行くとか、区長会での説明、区長の方をお願いするとか、そこあたりが結構難しい方もいらっしゃるかと思います。そういった意味では、広報とかそういうのでこういう制度がありますよということは、やはり親切というか丁寧にされたらどうかなと思っております。

それに加えて、付け加えていえば、将来の高齢化社会に向かつては、ごみ・環境分野と福祉分野の連携のみならず、地域コミュニティそのものとの連携をやはり持つということが非常に大切なことだと思っております。

そこで質問ですけれど、地域コミュニティ活動の不断の声かけや訪問等を充実させることで、本当に支援が必要とする世帯の生活支援を行うことや日々の見守り機能につながるとは思います、いかがでしょうか。そこあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） すいません。松本議員、もう一度御質問をお願いします。

○議長（高橋 直也） 松本議員。

○議員（１番 松本 照行） 要は、地域活動、地域コミュニティ活動で、不断に声かけとか訪問そういったものを充実させる。先ほど地域での機能を充実させること、連携を持つことが大切だといった内容の中で、地域とそうやってつながりを持つことで日々の見守り機能につながるというふうに私考えておりますけれど、その点については、どんなに思われるかというお尋ねでございます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えします。

今、議員のほうからる御説明があったように、全く私としても同感に思っております。全てを役場の制度だけでやる、あるいは民生委員さんだけにお任せするとしても、なかなか難しい面ございますので、やはりそこは議員が御指摘いただきましたように、地域のそれぞれの皆様のつながりの中で、声かけであるとかそういうことで、どういう方がどういう状況で困っているのかも含めて把握をし、それにどう対応していくかというのを共に考えていくことが、今後ますます重要になってくるものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 今、お答えいただいたように、現在では、ただ地域コミュニティが希薄化しているということはもう随分前から言われてきております。そういった意味で、民生委員さんを中心としたそういう取組であろうとは思いますが、もう民生委員さんだけに頼るというのではなく、やはり近隣住民同士の見守り、おっしゃったようにコミュニティの取組が大きな力となると思いますので、このような地域施策を、何らかの地域施策、なかなか難しいと思いますが、そういったものを何か御検討いただきたいなと思います。

次の４項目に移ります。製品プラスチック、というか廃プラスチックについてでございます。

先ほどお答えのあった戸別収集の対象となるごみの種類の中にも、廃プラスチックは入っておりません。高齢者世帯のみならず、一般世帯にとっても困ってあるのがプランターとか風呂の蓋、代用の容器などの様々な廃プラスチックの処分だと思っております。

現在、廃プラスチックは役場の玄関横に設置されたボックスで回収されていますが、ボックスそのものがそんなに大きいもんじゃございません。ただ、役場まで行くという基本的に車を使う必要があるとかそういったことについては、先ほどから述べている高齢者等の利用は、ほぼできないというふうに思います。

また、役場のほうに廃プラスチック類の処分はと尋ねると、燃えるごみに入れてくださいということなのでございます。廃プラスチック類は、先ほど言いましたように小さいものもありますけれど、大きいものも結構かさばるものも多いと思います。指定のごみ袋に入れきれないものも多く、入れるためには割る。固い。割るのにも固くて難しい、割ったとしてもとがって危ない、袋を破ってしまうなど、やはりその形状として割って出さないという指導は、ちょっと現実的ではないというふうに考えておるところです。

そこで質問ですけれど、廃プラスチックを集積場の収集品目とすること、特に高齢者世帯の戸別収集で収集品目として回収することはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○議員（１番 松本 照行） 松本議員の御質問にお答えをします。

まず、製品プラスチックごみの今後の収集方法についての御質問でございます。

まず現在、大刀洗町では、議員からも御紹介がありましたとおり、製品プラスチックのリサイクルの啓発と推進のために、役場に無料で回収できる専用ボックスを設置し、製品プラスチックごみの分別回収を令和元年４月から実施をしたところでございまして、令和元年度の４トンに対し、昨年度が２．７トンとなっております。

また、議員のほうから、集積場でのプラスチックの分別収集を行ってはどうかというふうな御提案がございましたが、これにつきましては、来年度からサン・ポートのほうに製品プラスチックごみの収集も行う方向で、現在、構成団体間で協議を進めているところでございまして、協議

がまとまりましたら、また議会の議員の皆様、それから町民の皆様に周知をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 答弁として具体的に言っていたんですけど、現在、資源化されていないというような理由である程度理解はできるんですけど、今おっしゃったサン・ポートの整備によって集積できるようになるということでございます。それは本当に住民にとって喜ばしいことだと思います。今、そのまま廃棄できずに困ってある方が多くいらっしゃる。例えば、区の集積場取扱品目とするとか、集積対策を早急に立ててもらおう、それはサン・ポート次第というような御意見だろうと思いますけれど、ぜひ実施してもらいたいと思います。

そこで、最後の項目になりますけれど、これから高齢化社会が増えていく。そのことで、ごみ出し困難者も増えていくことは容易に考えられます。

そこで質問ですけど、先ほど回答のあった高齢者見守り戸別収集の充実はもとより地域コミュニティの自助、互助というのが、今度３期の地域福祉計画の中に入っておりますけれど、そういうものが育まれる社会構造が必要と考えております。そのような高齢者世帯などのごみ出し困難者にとって、よりよいごみ集積体制を一刻も早く構築すべきと思いますけれど、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 答弁をさせていただきます。

高齢者等のごみ収集体制の充実への所見についての御質問でございます。

高齢化の進展に伴いまして、先ほど来答弁いたしましたとおり高齢者のみの世帯数が増え、ごみ集積場までごみを運ぶことが困難な住民の増加が予想をされてございます。この点、ごみ出しは日常生活で不可欠な行為でございまして、ひいては環境衛生の悪化、さらには地域社会からの孤立につながるおそれもございます。

このため、大刀洗町では、地域包括支援センターや民生委員の皆様との連携を強化し、支援が必要な世帯を適切に把握する体制づくりを行うとともに、先ほど答弁いたしましたとおり、平成３０年４月からは、ごみ収集業者の協力により高齢者等の見守りを兼ねた戸別収集を行い、単にごみを回収するだけではなく、収集時の安否確認につなげることで、高齢者福祉の向上を目指してきたところでございます。

一方で、収集体制の充実には人員や財政負担上の課題もございます。このことから、高齢者等の生活支援や地域福祉を支える取組としまして、今後とも独居高齢者等見守り戸別収集を継続実施するとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、収集業者による収集に加え、諸地域協議会など地域との協働による形で持続可能な方法につきまして、どういう地域コミュニティ

の力でできるか、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 今、町長の所見にありましたように、一刻も早く、こういった検討とかそういったもの、１０年ってすぐたちます。我々もすぐ８０になったり、ごみ出し困難者になっているかもしれません。だから、そういった意味では早急な対策をぜひ講じてください。

次に、大項目２番目の北鶴木公民館前の町道の冠水対策について質問してまいります。

今回の質問につきましては、私が令和６年３月の定例会で一般質問をさせていただきました、その関連において、その後の対策を含めてお尋ねしていきたいと思います。それとともに、あわせて北鶴木公民館前の町道冠水対策に関する陳情が、地域から８年２月１０日付で議長に提出されております。当然、私の居住している一区住民からの陳情である。その対策というのは、区として長年の懸案事項でもございました。そういうことから、ぜひともこの質問をさせていただいております。

なお、資料、先ほど配付していただきましたけれど、この公民館前の町道の冠水状況という資料について、実態がこういうふうになっているんだという説明だけはさせていただきたいと思います。

まず、上段の写真は、令和２年の６月２７日の冠水状況です。位置は、手前が水路側に隣接したお宅で、車庫が浸水して車が被害に遭っているという実態がありました。２は、水路で排水できなかった水が、大きな排水もとである工場の玄関一番前まで約８０メートルぐらい戻って、バックウォーターという形で上がってきているというそういう状況でございます。下段の写真は、令和５年７月１日の冠水状況でございまして、冠水高につきましては上の写真とあまり変わりませんが、公民館から工場までの冠水状況で、ほぼ水浸しという状況があります。４は、道路ちょうど中間ぐらい、水路から工場の中間ぐらいで、車庫で浸水高が約５０センチぐらい、これブロック２．５枚分ぐらい水没したという写真でございます。

こういう写真を見てもらうと、言葉で言うよりかお分かりいただけたと思いまして、次から質問に移らせていただきます。

問題は、ここ２年はあんまり、数回、やっぱり全然ないわけじゃないです。やっぱり数回、低かったんですけど、数回やっぱりあります。当時、この写真のときなんかは、やはり年に五、六回このような状況になって、車への損害も生じたケースも度々ありました。毎年毎年、梅雨、台風時期の豪雨予想時は写真のように冠水して、車が浸水するおそれがあるため、おちおち眠られないというような状況であるとお聞きしております。

そこで、陳情書のほうで書かれておる内容について説明いたしますと、内容的には、まず、問題、要因というかそういったものについてでございますけど、水路に仮設のコンクリート蓋があ

る。それが、仮設であるにも関わらず撤去されていないということ。それから、道路の側溝が片側のみで構造的に排水能力が不足していること。3つ目が、近隣住宅地の急増が被害を深刻化させていると記載されておりました。

それでは、質問2、まずこの部分についてから入らせていただきます。

まず、写真を見ていただいたように、陳情書を出さざるを得ない住民の思いや陳情書の今の申し上げました内容について、どのように認識してあるのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員御質問の北鶴木公民館前町道の冠水対策について答弁をいたします。

陳情書への認識についての御質問でございます。

当該陳情書は議会に提出されており、町には陳情書は提出されておられませんけれども、当該町道の冠水対策につきましては、個別にこれまでも相談を受けているところであり、今、議員から御指摘があった内容については、町としても把握をしているところでございます。

今回、議員のほうからお示しいただいたこの箇所は、地形的に地域でも低い箇所でございます。道路冠水が起りやすい箇所の一つと認識してございます。

現在、冠水時間の緩和処置をできる範囲で整備してございますけれども、議員から御指摘がありましたとおり、近年の災害級の大雨の降雨時には排水処理が十分に対応できていないところでございます。

また、議員のほうから御指摘がございました水路に架かる仮設蓋につきましては、これは水路改修工事の際に仮設用として仮に設置した蓋でございまして、当初は撤去をする予定でございましたが、地元のほうから維持管理及び安全対策のために残してほしい旨の要望を受けまして残してございます。このため、地元における合意形成ができましたら、撤去をしてまいりたいと考えてございます。

次に、また議員のほうから御指摘がございました道路側溝が片側にしか設置されていないということにつきましては、側溝の増設は恐らく集水の面からも浸水対策について有効だと考えておりますけれども、北鶴木公民館から中央排水路までは道路幅員が約5.3メートルある一方、中央排水から中村石材工業までの区間は幅員が4.6メートルと狭いことから、側溝を増設するには道路拡幅も含めた検討が必要でございまして、用地買収や財政上の課題があるところでございます。

さらに、近年、北鶴木地区では開発が進んでいることが原因ではないかというふうな御指摘がございましたが、議員御指摘のとおり、北鶴木地区では開発による住宅化が進んでございまして、従前と比べまして保水機能や遊水機能が低下し、この中央排水路への負担が大きくなっているも

のと認識してございます。このため、現在では開発行為においては、用途変更などにより従前の  
流水量以上となる排水につきましては、敷地内で浸透枘などによる対応を開発業者をお願いする  
とともに、グレーチングの増設など、冠水時間の緩和措置をできる範囲で整備をしてきたところ  
でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 答弁をいただいて、それぞれ３つ質問のあった、陳情書に書いてあ  
ったことについての答弁をいただきましたけれど、やはり私自身根本的な要因、やはり大刀洗飛  
行場関連施設として昭和時代に設置された水路の排水能力が、異常気象によって、豪雨時なんか  
は排水そのものが見合っていない。そういうふうに思っておりますけれど、さらに先ほどおっし  
ゃった田んぼの機能でございますけれど、５年で２００世帯ぐらい増えているんです。だから、  
それを受け入れる開発行為、おっしゃったように、自分のところで排水をきちっとしなさいとか  
いうこともありますけれど、そういったことで、従前の田んぼのダム機能が喪失されたこと、そ  
ういったことにあります。

しかしながら第一は、やはり現状を見てもらうとすぐ分かるんですけど、やはり直接、今も  
う中村石材とおっしゃったんですけど、私はあえて工場としか言っていないんですけど、要はそ  
ういう中央水路に直接ものすごい量の雨水が流れ込んできます。工場の面積を簡易的に推測する  
と、約３万５，０００平米。例えば、１時間で雨が３０ミリ降ったとしたら、その水量、貯める  
水量というのは、大体小学校のプール三、四杯分に相当するということになるそうでございます。  
また、工場敷地は南北に、半分から向こうは南側、半分からこっちが水路側に分水するような形  
とっておりまして、全てがこの道路に入ってきているというか、排水されていることはないと思  
いますけれど、一気に道路に排水されることによってこの冠水は生じているものと考えられます。  
なお、水路の高速道路側、東部分というかその少し上流の道路は全く冠水しない。豪雨であって  
も冠水しない。ここだけがざっとこういう写真のように冠水しているという、もう本当になぜか  
なというか、もう本当に原因はとにかく明らかになっているというような感じがあります。

先ほど、開発行為について少し答弁がございましたけれど、やはり田んぼダム喪失というか、  
これは従来から持っていた保水機能が、本当にもうことごとく畑が宅地化されてきております。  
こういった部分についても、今そういう開発においても、排水の件については十分考慮されてき  
ている。ぜひともこれは、もうずっとやはり考慮していただきたい。もうここしか水の通り道が  
ないというのが今の現状ですので、その辺りは十分考えていただきたいと思います。

そこで、第２項目めの質問ですけど、先ほどから申します工場から、大量の雨水が排水設備  
を経由せずに敷地から一気に道路に排水することは、当然何らかの規制があると考えられるので  
すけれど、排水事業者に対する法的規制指導等はあるのかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をいたします。

排水事業者に対する法的規制についての御質問でございます。

これ民法上は、隣地から水が自然に流れてくるのを妨げてはならないというふうにされておまして、基本的には自然に流れ込む雨水の受忍義務がございますことから、当該ケースにおいては、現行法制上規制は難しいものと考えてございます。

なお、先ほど答弁しましたとおり、現在開発行為におきましては、用途変更などにより従前の流量以上になる排水につきましては、敷地内で浸透枡などによる対応を開発業者のほうにお願いをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今の答弁では、法律的な規制はないということでございます。しかし、実際に被害が出ているということになると、一般的な雨水処理に関する法律の枠を超えているのではないかと私は考えております。このような状況は以前から把握されていると思いますけれど、被害が発生している以上、行政が直接介入して検討・解決すべき問題と思います。

そこで、実際に排出業者への聞き取りや排水・雨水抑制の是正指導は行われたことがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 松本議員の質問にお答えいたします。

直接の訪問のほうは、先ほど町長が答弁したとおり民法上難しいということで、今町のほうでできる範囲ということで、工場の出入口の分に大量の水が流れ出てくるということで、町のほうとしては、昨年度もともと部分的にグレーチングという網の蓋が架かっていたのを幅を広げて、全面がグレーチングになる構造として今整備をしているところでございます。その整備後、大雨等が降っておりませんので、まだ効果的なものは確認はできておりませんが、法的規制というのはちょっと難しいと思いますが、その状況を見て、今設置したその状況を見て、それでもちょっと厳しそうであれば、その工場のほうに協力的な依頼的な感じで検討することは可能ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今のお答えは、やっぱり聞き取りとかそういったものについて、指導とかそういうのはまだ行われてないような答弁ですけど、やはり被害が出るという意味では、やはりそういう実態、原因、何か是正策がないとかそういったものを当然聞いていくべきじゃないかなと思います。

そこで、雨水の貯留施設や排出ルートの変更、そういったものに対しての是正を排出事業者に対して行政としてなすべきことは、後でも聞きますけれど、されているかと思えますけれど、やっぱり排出されるところそのものに対して、やっぱり少し南側に流すことはできないかとか、そういった是正とかそういったを求めることは可能だと思うんですけど、そういう話合いは持たれたことも、今の話じゃないと思えますけれど、その辺り、今後どうされようとするのか。いかがでしょうか。お願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 松本議員の質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしました、今町長も答弁いたしました、大雨時のどうしても地形的に低いってことで難しい面がございますが、今、町でできる対策として、先ほど出入口の整備を行っておりますが、その後にまだ問題がありそうであれば、排水工場のほうに協力できないかという依頼のほうを協議してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） ぜひ早急に何らかの手だてというか、やっぱり工場への協力を要請するということは指揮をお願いしたいと思う。

次の3項目に移ります。

先ほど申しました6年3月の定例会議で、私としては菊池校区の西大刀洗と北鶴木の道路冠水、この道路冠水について質問したところですけど、西大刀洗地区についてはもう技術的に難しいと言われながら、その横断する水路って何か暗渠っていうかそういうのを大きくしていただいたりして、現在はほとんど解消されているということをお聞きしております。

しかしながら、質問している北鶴木地区については、そういう、まだまだ全然されてないと。この間、その間どのような冠水対策、先ほど少しグレーチングをされたということはありませんけど、対策を講じて、その効果というのはどのようななったのか、お尋ねします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をいたします。

講じた対策と効果についての御質問でございます。

当地域におきましては、先ほど担当課長からも答弁をいたしましたとおり冠水時間の短縮を図るため、令和3年度と4年度で北鶴木10号線等のグレーチングを増設し、昨年度は工場の出入口にある道路側溝の改修をしたところでございます。また、今年度におきましても、排水路の一部の土砂の撤去を計画をしております。

この道路側溝の改修の効果につきましては、設置後に大きな降雨がないため確認できておりま

せんが、通常の降雨では問題なく機能しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 今、改良された後、率直に言って大雨豪雨のときはもう全く機能しないというか。しかし、地元からの要求には、丁寧に工事とかされていることは分かっておりますけれど、やはり効果がないというのが少し残念でなりません。この工場からのあれを先ほど言いましたように南側に流すとかそういうお願いとか、または工場の北側に道路があるんですけど、それを逆勾配でもいいから南側に流すことができないかという話も何度かしました。このように抜本的な整備計画を考えないと、これは何十年たっても同じと思うんです。それで、以前から本格的な整備が必要と言ってきましたけど、そのことについて、今までどんな具体的な検討をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をいたします。

抜本的な対策の検討についての御質問でございます。

抜本的な対策としましては、道路側溝を含め既存排水路の改修が効果的と考えてございますけれども、そのためには、当該排水路だけではなく当該排水路の流末となる下流域の整備を併せて行う必要があり、その点が大きな課題だと認識してございます。

具体的な検討状況については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、具体的な検討状況について答弁させていただきます。

降雨時には定期的に現場を確認しているが、通常の降雨での冠水を確認できたことは今のところございません。ただ、地形的に低いことから、線状降水帯など災害級の大雨で流末が機能しないときや、部分的に異常な降雨が続いたときなどでは冠水した痕跡を確認しているところでございます。

北鶴木地区の流域といたしましては、多少の高低差はありますが、基本的には平地で下流流域が小郡市となっており、上流は大分自動車で分断されているため、北鶴木地区が上流地域となっております。その中でも今回の箇所は地形的に低くなっている場所となり、冠水が発生しているところになります。その上流地域での冠水となる原因は、基本的には流末排水路の滞水と考えております。今回の冠水箇所を軽減するためには、北鶴木中央排水路の改修ができれば、冠水緩和が期待できると考えております。

しかし一方で、北鶴木区から県道の久留米筑紫野線の信号のある交差点付近では、交通量的にもまた大刀洗町民の利用が多い状況であります。この付近でも現状は冠水が発生している状況でございます。上流を整備することで流れ込みが早くなり、その冠水範囲が大きくなることが

予想されております。さらに、その下流の小都市での被害はさらに大きくなる可能性が高いと今のところ考えております。

そのため、安易に上流域のみの整備を行うと、今までの被害がなかった箇所での被害が発生する原因ともなるため、まず流域の下流地域の整備が重要と考えているところでございます。

この状況を踏まえ、現行では、冠水時間の緩和のための部分的な改修を行い、対策を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 今回の答弁によりますと、小郡との境がちゃんとしてない、そこで止まっているというか水量がうまく流れてないという、それこそ時間のかかる話ですね。それを解消するということは。じゃあいつまで待てばいいのっていうのが、本当に困ってある方からすれば切ない願いなんです。

前回、６年のときに答弁として、今大刀洗川から上に向かってずっと水路を整備してきてますと。実際そんなには。しかし、それは工場よりか南側の水、北側に対しての水量というかそれに対しては、何の配慮がないというか。だから、それは先ほどの小郡との境の流量を増やすとか、それは何年たっても本当にできるのか。検討してるだけじゃちょっと困るというふうに思っています。だから、毎年発生する対策を本当にいつまでするのか。やはりそれは両方併せて検討すべきだと思います。南は南。ただ、今の現状においては、やはり何らか、今北側の水を南側に流す。そういうできないことはないと思います。今の時代。それを無理だこうだとか言われても、ちょっとなかなか納得しないところでございます。そういう冠水対策を、具体的にいつまでにするのかということについて、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁いたします。

今後の対策についての御質問でございます。

現時点でできる対策といたしましては、冠水時間の緩和でございまして、今回整備いたしましたグレーチング蓋を増やすことなどは有効と考えておりますが、抜本的な冠水対策には、上流域・中流域・下流域を含む検討が必要と考えてございます。

このため、現在当地域の最終の流末となる大刀洗川では、福岡県により排水機の増設や下流域からの河川改修を進めるとともに、大刀洗町内でも調整池の整備を進めていただいているところでございます。

また、先ほど来答弁しておりますとおり、当該地域の北側の冠水対策としましては、道路側溝を含め既存排水路の改修が効果的と考えてございますけれども、そのためには、当該排水路だけ

ではなく当該排水路の流末となる下流域の整備を併せて行う必要がございますので、下流域となります小郡市との協議を含め、今後、調査検討をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 答弁いただきましたが、調整が先ほどから必要だということで、期間は明示されないんですけど、いつになるのかなと。もう関係住民は毎年に近いほど車庫に水が入ってきているんです。ただただ見てるだけ、検討するだけではもう、やはり一刻も早く具体的な是正をしてほしいと思います。

それで、最後にお聞きしたいのが一点。現時点で、陳情書にあったボトルネックとなっている、先ほど答えていただきましたけれど、それは、住民が一致すればそれは外しますということでお答えいただいたんですけど、本当に今は必要ないと思っておりますし、草木が生えてばかりです。すぐに撤去すべきと思いますけれど、再度のお答えになるかもしれませんが、いかがでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 松本議員の質問にお答えいたします。

水路に架かっている蓋の件に関しましては、個別に相談も上がっておりまして、そちらのほうでも回答させていただいておりますが、先ほど町長が答弁したとおり、あれは地元のほうが残しておいてほしいということで上がってきている蓋でございますので、地元のほう、区長のほうから撤去の依頼があれば、町のほうは一応撤去するところで今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（１番 松本 照行） 地域が一致すれば撤去やりますよという答えで受け止めます。ただ、効果あるかないかは私も分かりません。ただ何かしないと、もう少しでも減らしてほしいというのがその関係住民の声でございますので、今後ともぜひお願いしたい。

一言苦言呈しますと、もう本当に長いことこれは町に言ってきてます、私自身。あまりにもスピード感がない。そう言ったからで、言われてないと、こういう質問があるときにお答えいただくんですけど、やっぱりできるだけその住んである方の気持ちになったら、やっぱり一刻も早くというのは当然の意見になりますので、行政のほうもそういった気持ちを酌み取っていただいて、やれるところは早急にやっていただきたいと思っております。

その辺りを十分踏まえた行政運営をよろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

.....

○議長（高橋 直也） それでは、ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で４５分より再開い

たします。

休憩 午前10時31分

.....

再開 午前10時45分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願いいたします。

6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. ゴミの現状とゴミ減量に向けた取組み状況について
2. 「菊池ふれあい広場」や「本郷住宅公園」の維持管理の現状と課題について
3. 町内の保育園の現状と課題について

○議員（6番 安丸眞一郎） 議席番号6番の安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり、3点について質問を行ってまいりたいと思います。

1点目が、ゴミの現状とゴミ減量に向けた取組みの状況について。これは、先ほど松本議員のほうから、ごみの全体像的には質問項目も上がって、答弁もございましたけれども、私のほうは、後ほど申し上げますけども、1人当たりの推移ということに特化した形で通告しておりますので、そのところを、そういった内容で質問を行ってまいりたいというふうに思います。

2点目が、「菊池ふれあい広場」や「本郷住宅公園」の維持管理の現状と課題について、3点目が、町内の保育園の現状と課題について、以上3点について、安全、安心のまちづくりの観点から、それぞれ小項目ごとに質問を行ってまいりたいと思います。

まず、大項目1点目のゴミの現状とゴミ減量に向けた取組み状況について、小項目ごとに4点についてお尋ねをします。

ごみ減量に関する質問は、これまでも何度か取り上げてきたところではございますけども、循環型社会、環境保全型社会の推進のためにも重要な取組ではないかと思うところであります。

そこで、まずごみの排出量について、町の現状を確認するために、小項目1点目は、5年前と比べて、住民1人当たりのごみの排出量の推移はということで、お尋ねをまずしたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問のゴミの現状とゴミの減量化に向けた取組み状況について答弁をいたします。

住民1人当たりのごみの量の推移についての御質問でございます。住民1人当たりの年間ごみ排出量は、令和5年度の全国の1人当たりの年間ごみ排出量311キログラムに対しまして、太刀洗町では、令和2年度が274キログラム、令和7年度が257キログラムと、全国に比べる

と、1人当たりの年間ごみ排出量は少なくなっておりまして、5年前と比べまして、17キロ減少しております。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま答弁がありましたように、町内の排出量、1人当たりのですね、かなり減ってきているというのはうれしいことだというふうに思います。それぞれ事業系ごみとか家庭系ごみの目標値も、それぞれ国のほうも指針を出しておりますので、さらなるごみ減量に向けて取組を進めていかなければならないというふうに思っております。

ごみの搬出量の削減のためには、やはり発生を抑制する、いわゆるリデュース、それから再利用するリユース、再生利用するリサイクルの3Rの取組が重要になってくるのではというふうに思うところです。

先ほどの1人当たりのごみの搬出量を踏まえた形で小項目2点目になりますけども、リサイクル率の現状と今後の取組はということでお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をいたします。

リサイクル率の現状と今後の取組についての御質問でございます。

リサイクル率につきましては、令和5年度の全国のリサイクル率19.5%に対しまして、太刀洗町では、令和2年度が26.9%、令和7年度が24.4%と、全国に比べますと、リサイクル率は高くなってございますが、5年前と比べて、2.5%減少しております。

これは、近年、インターネットやスマホ等の普及により、情報入手の在り方やライフスタイルの変化に伴い、紙媒体からデジタルへ移行し、古紙リサイクル量が減少したことが主な要因と考えてございます。

今後とも、第5次太刀洗町総合計画や、第2次一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、ごみ収集日カレンダー等による家庭の一般廃棄物の分別方法の周知、資源回収ステーション事業や生ごみ処理器補助事業等の実施、広報や環境教育等による啓発を継続的に取り組み、さらなるごみの減量化、資源化の推進に努めてまいります。

また、循環型社会の形成及び資源の有効利用の推進に向け、サン・ポートにおきまして、来年4月から製品プラスチック分別収集・再商品化や使用済み小型家電及びリチウムイオン電池の分別収集に取り組むこととしてございまして、今後、構成団体間で分別基準等の協議を行い、町の収集運搬体制の整備や住民の皆様への周知に取り組んでまいります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま、全国、それから町のリサイクル率についての答弁がございました。第5次総合計画等の中にも目標値が具体的にうたわれておるというふうに思いますけ

ども、具体的には、廃棄物処理計画の目標値は31.9だったかというふうに思っております。それから、最終的には、これは当時は、平成で書かれておりますけども、令和11年度は、目標値として33.6%に向けて、新たなリサイクル方法を検討して、さらなるごみ減量対策に努めていくという、これは以前の私の一般質問の中での町の答弁でもありますけども、具体的目標数値は、現状、どうなっておりますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

大刀洗町の第5次総合計画でのリサイクル率の目標値としましては、現在、2028年度を最終年の目標としまして、目標値を28.7%と定めております。この目標値を目指して、現在、リサイクル率が上がるように、一般廃棄物処理基本計画等による分別を徹底しまして、資源回収ステーション事業等とあわせまして、リサイクルに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。私が先ほど紹介した分は、廃棄物処理計画の目標値で出されている分が31.9というふうに理解しておりましたので、ちょっとそこは訂正させていただいて、第5次総合計画の中では、再来年度最終目標値として、町としては28.7を出して、具体的に取組を進めていくということで確認をしておきたいというふうに思います。

そういう中で、先ほど町長の答弁にありましたリサイクル率が若干下がってきているということですけども、先ほど言いましたように、再来年度が第5次総合計画の終着点というか、一つの区切りになるわけですけど、それに向けて、リサイクル率向上に向けての具体的何かアクションなり、現在打ってあれば、その結果が出てくるだろうというふうに思いますけど、そのところは担当課なり、具体的にどういったアクションで目標に近づけようとされているのか、そこらあたりを答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

次期総合計画の目標につきましては、現在行っていますごみの削減やリサイクルの推進で行っております施策を進めるとともに、先ほど町長のほうも答弁しましたように、来年度からサン・ポートのほうでも製品プラスチックや小型家電の分別収集に取り組むということで、今の資源分別よりも、さらに細かく分別に取り組んでいくというところで、次期計画に向けて、さらなるリサイクルの推進を進めていきたいと思っております。

また、MEGURU STATION、資源分別回収ステーションのほうも3RプラスC、先

ほど議員がおっしゃったように3Rのほうと、プラスコミュニティの推進の中で啓発等も一緒に環境啓発も行いながら、住民の方の意識を高くしていくというところで行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。やはり令和11年度の目標値に向けて、やはり進めていただきたいと思いますし、第5次総合計画2028年の目標値に向けて、具体的に単年度ごとに、やはり成果を出しながら、住民への啓蒙活動なり周知活動を、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

それでは、次の小項目3点目の質問になります。先ほど町長の答弁の中にも少し紹介がございましたサン・ポートの関係でございます。現在、朝倉市、筑前町、東峰村と大刀洗町の1市2町1村で組織する一部事務組合で運営しております廃棄物処理センター「サン・ポート」の現状と今後はということで、まずお尋ねをしたいと思います。

これについては、先般、回覧板等で、サン・ポート通信6月号が配布されておりました。その中にも、次期ごみ処理施設の進捗状況についての一部掲載がございましたけども若干不明な部分もありましたので、一般質問で取り上げたところです。そういった意味を踏まえて、廃棄物処理センター「サン・ポート」の現状と今後はということで、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をいたします。

「サン・ポート」の現状と今後についての御質問でございます。

大刀洗町と朝倉市、筑前町、東峰村を構成団体とする甘木・朝倉・三井環境施設組合が運営しますサン・ポートは、24時間に120トンの可燃ごみを処理する能力がございます。また、ごみの焼却熱を利用する発電設備による余熱の有効活用とリサイクルプラザによる資源化处理を中心に、環境への負荷を最小限にとどめた処理を行う廃棄物再生処理施設でございます。

ごみの搬入量につきましては、稼働当初の平成15年度が2万8,550トンに対しまして、平成27年度の3万3,426トンをピークに、令和5年3月末で、久留米市旧北野町分が本施設組合から脱退したこともございまして、昨年度は2万6,125トンまで減少をしております。

現在のサン・ポートのごみ処理施設につきましては、施設の老朽化が進行していることから、議員ほうから御紹介がありましてとおり、現在、次期施設の供用開始に向けて、今後の施設整備事業を推進するとともに、次期施設の供用開始までの間は、現施設の計画的な維持管理に努めることとしてございます。

また、先ほども答弁しましたとおり、来年４月からは、製品プラスチック分別収集・再商品化や、使用済み小型家電及びリチウムイオン電池の分別収集に取り組むこととしており、構成団体と連携しながら、さらなる廃棄物の減量化及び資源化の推進に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（６番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ごみの処理量については、ただいま答弁の中で十分理解できました。

ただ、次期処理施設の関係、サン・ポート通信によりますと、今現在、リサイクル工場の解体が今年の１月で完了したというふうに記事が、進捗状況の紹介がございました。たしか地元との協定の関係で、平成１５年の稼働から、たしか２５年だったと思いますが、来年、令和９年度で、一応現在の施設の当初の協定の期限が切れるということで承知をしておりますけれども、新施設ができるまでの間は、現在のサン・ポートの施設、そのまま継続して使用が可能ということで地元との理解が得ているというふうに、まず理解してよろしいのか、具体的にそこらあたりを答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

今議員のほうから御説明があったとおりでございまして、新施設が稼働するまでは、当面の間、現施設を稼働することについて、地元のほうの御理解をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（６番 安丸眞一郎） そうしますと、まず現在の施設は継続して稼働するという一方で、地元との、改めて協定なり御理解をいただいた上で協定が結ばれているということは理解できましたが、具体的に新施設は、供用開始は具体的にいつ頃をめどに、今計画というか、建設に向けての準備が進められているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをします。

この供用開始年度につきましては、現在、再度見直しが行われておりまして、というのが、今、議員のほうから、リサイクル工場の施設の解体が進められているというふうなお話もございましたけれども、現在の計画では、現在のリサイクル工場がある下の段に新施設を造るということで、基本的には計画してございますけれども。それに関連しまして、既存の水路の付け替えが発生します。それにつきましては、地元のほうから、付け替えに関しまして要望等が出されましたので、その辺の一部の設計の見直し等がかかわってございますので、ちょっと今、当初考えていた時期よりも、少し稼働開始が遅れるんじゃないかということも含めて、今まさに、いつから稼働で

きるのかというのを構成団体間で協議をしているところでございますので、この場での、いつから稼働開始というのは控えさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 状況は十分分かりました。やはり、それまで現在の施設が継続して稼働できるように、さらに住民の方々の地元の御理解をいただきたいというふうに思っております。

それでは、次の小項目4点目に移ります。ごみを減らす取組として、先ほど紹介しておりましたごみそのものを減らす、いわゆるリデュースというか抑制する取組というのが、とても大切ではないかというふうに思っております。

そういう中で、以前も取り上げたことがございますけども、やはり食品ロスを削減するということが、一つ私たちも取り組める、ごみ削減に向けた取組ではないかなというふうに思っております。本来食べられるのに捨てられてしまう食品、国民1人当たり換算すると、毎日茶碗1杯分の食料を捨てているというふうに言われております。非常にもったいないことであります。こういったことを減らすことは、環境負荷の低減や経済効率化など、大きなメリットがあると言われております。

そこで、食品ロス削減に向けた町の取組について、お尋ねをしていきたいというふうに思っております。これまで3010の取組、あるいは、マイバッグの取組とかいった、全国的にも話題となった取組もございますけども、町としての具体的な食品ロス削減に向けた取組状況について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をいたします。

食品ロス削減に向けた町の取組についての御質問でございます。

食品ロス削減に向けて、大刀洗町では、町のホームページで、家庭での買い過ぎない、使い切る、食べ切るの啓発や、外食時の食べ残し削減運動、宴会での、先ほど議員のほうから御紹介がありました3010運動の推進について、住民の皆様への周知啓発の取組を行ってきたところでございます。

また、大刀洗町社会福祉協議会では、生活困窮者支援の一つとして、NPO法人「フードバンク福岡」等からの支援により、食料等の臨時給付事業を行っているほか、小中学校の長期休暇に合わせて年3回実施している食料配布会「フードパントリー」では、フードバンク福岡や太郎グループなどの町内の複数企業から提供いただきました余剰の野菜や食料等を詰め合わせて、子育て世帯等へ配布をしているところでございまして、地域の福祉支援と食品ロス削減の取組を同時に進めているところでございます。

さらに、現在、社会福祉協議会と町内のセブンイレブン4店舗の間で、フードドライブ協定の締結に向け、準備を進めているとお聞きをしております。

大刀洗町としましては、今後とも社会福祉協議会とも連携しながら、食品ロス削減に向け、取り組んでまいります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今答弁がありましたように、町としての事業間、あるいは団体との連携、十分必要に、重要になってくるというふうに思っております。

それとあわせて、やはり町民に向けた食品ロス削減に向けた、一人一人が自分事としてできる取組、そういったことを、いわゆる啓蒙活動というふうになるかと思いますが、そういったところの取組は、どんなのでしょうか。いわゆる住民に向けた具体的な食品ロス削減に向けた取組というか、そういった取組は、なされているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。入江住民課長。

○住民課長（入江由香理） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

町の取組としまして、この食品ロス削減につきましても、町の環境教育等で町民の方に啓発を進めていきたいと思っております。

今のところ、町のほうとしましては、ごみの分別の仕方や資源回収ステーション等での啓発のほうが多くなっておりまして、なかなか食品ロス削減まで取り組めていないのが現状でございますので、今後は、先ほど町長の答弁にありましたように、大刀洗町社会福祉協議会の事業として、たくさん取り組んでいただいておりますので、町のほうとしまして、食品ロス削減に向けての啓発を、今後も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。やはり、今、答弁がありましたように、リサイクルに向けての取組が中心になって、食品ロスのところが少し遅れている部分ということもありましたけども、やはり3010運動とか、時期を考えて、具体的に言いますと年度末であったり年度初めとか忘年会の時期とか、そういった時期を捉えたタイムリーな啓蒙活動、住民に向けた啓蒙活動は必要になってくるのではないかなというふうに思います。

最近では、コンビニやスーパーでは、商品を買うときに手前取りというふうなことも言われております。私も、ちょくちょくスーパー等、買物に行くこともございますけども、やはり見ると、商品が陳列されているのに奥のほうから取られる買物客もいらっしゃいます。やはり、その日に食べるものは、ぜひとも手前から取っていくというふうな、日頃からの一人一人の思いというか、やはり住民一人一人が自分のことと捉えて取り組んでいかなければ目標達成には行かないのでは

ないかなというふうに思いますから、そのためにも、これまで以上にタイムリーな住民への周知、あるいは啓発を、さらに進めていただきたいというふうに申し上げて、次の質問に移っていきたいと思います。

大項目２点目は、「菊池ふれあい広場」や「本郷住宅公園」の維持管理の現状と課題に関連して、小項目ごとに２点についてお尋ねをいたします。

まず小項目１点目では、「菊池ふれあい広場」や「本郷住宅公園」の維持管理の現状はということでお尋ねをします。この２つの広場と公園については、それぞれ老朽化した町営住宅を建て替えた際に、できた団地を活用して、広場や公園として地元の方々に利活用していただけるようにしているというふうに承知をしております。

特に、「菊池ふれあい広場」は、校区内のシニアクラブの方々が定期的にグラウンドゴルフなどで利用されております。グラウンドゴルフを通じて、健康づくりや交流の場になっているという状況にあります。

また、東本郷区内の「本郷住宅公園」は、グラウンドゴルフなど定期的な利用はないようですが、近くの住民の方々の散歩での利用や、公園内の藤や桜の花が満開になる頃は住民の方々の憩いの場となっているように思われます。

この広場や公園は、現在、地元との管理委託契約で維持管理がされているというふうには聞いておりますけれども、現状について、まずお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の、「菊池ふれあい広場」や「本郷住宅公園」の維持管理の現状について答弁をいたします。

菊池ふれあい広場は、菊池校区の４行政区で管理を輪番でお願いしてございまして、本郷住宅は東本郷区に、それぞれ年間１０万円で委託をしております。毎月の清掃、草刈り、便所掃除と年２回の植木の剪定と消毒をお願いをしているところでございます。

このうち、植木の剪定につきましては、地上から手の届く範囲でお願いしているところでございまして、地元では作業が難しいところについては、町のほうへ御要望をいただき、次年度に予算化して植木業者等に委託をして実施をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（６番 安丸眞一郎） そういった現状を踏まえて、次の２点目の質問になるわけですが、やはり現在、管理委託契約をされているのが、菊池校区の場合は４行政区内の、今までは老人クラブと言っていましたけれども、シニアクラブを中心に管理がされております。東本郷については、行政区内の役員の方々と東本郷の老人クラブ、いわゆるシニアクラブの方々が、班分けをされて、交代で維持管理をされているというふうなふうに聞いております。

しかしながら、御存じのとおり、やはり、構成の方々も高齢化になって、草取りであったり除草、それから植木の剪定について、手の届く範囲というふうな答弁がございましたけども、やはりそこら辺りも場合によっては危険を伴うようなこともありますから、そこら辺の維持管理で、かなり課題が出てきているようです。

菊池の場合は、4つの団体で1年ごとに交代しておりますから、さほど問題ないようすけども、東本郷、本郷住宅公園については、1つの行政区内での維持管理ですから、毎年毎年出てきておりますし、やはり、構成メンバーが高齢化と人数が少なくなっているというような問題も出てきているようです。

特に、植木の関係が、かなり大きくなってきております。本郷住宅公園については、園内にあります藤棚がかなり高くなっておりますし、周辺の桜であったり、その他の樹木もかなり大きく成長し続けております。

そういったことで、地元では、もう維持管理をやめようかなというふうな話まで出ておりますけども、そういった状況を踏まえて、これは2つの公園、広場の問題だけじゃなくて、地元にいるんな維持管理をお願いしているところの組織の問題も、ほかにもあろうかと思っておりますけども、今回は、この2つに特化した形で質問しておりますけども、やはりこういった、地元で管理委託をされている部分の今後については、やっぱり町としても早い段階で少し考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

そういったことで、2点目の高齢化による維持が年々難しい状況にあるわけですから、今後どういうふうな考えなのか、そこをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁いたします。

菊池ふれあい広場や本郷住宅公園の今後についての御質問でございます。町としては、今後とも地域の憩いの場として、地元行政区にて維持管理をお願いしたいと考えてございますが、高齢化等による維持が年々難しい状況にあり、地元では今後の維持管理が困難という状況になる場合には、どのような対応が可能か、菊池ふれあい広場や本郷住宅公園の今後の在り方も含めまして、今後、地元の皆様と十分協議をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ぜひそのところ、やはり地元行政区の方々、また実際、管理委託契約を結ばれている方々との担当課との協議をしていただきたいというふうに思います。

今現在もかなり苦労されているというのは聞いておりますので、ぜひ早急に担当課におかれましては、地元との協議をそれぞれの組織団体と進めていただきたいというふうに申し上げておき

ます。

それでは、大項目3点目のほうに移っていききたいと思います。3点目は、町内の保育園の現状と課題に関連して、小項目3点についてお尋ねをします。

まず1点目は、待機児童の現状と課題解決に向けた取組はということで、現状と課題解決に向けた取組についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員御質問の、町内保育園の現状と課題について答弁いたします。

待機児童の現状と課題解決に向けた取組についての質問です。

まず、これまでの待機児童対策と現状についてですが、当町では、入所希望児童数の増加に伴い、平成26年度から、町内各保育園の定員を増やすことで待機児童対策を進めてまいりました。

しかしながら、平成27年度以降、待機児童が発生し、さらなる受入体制の整備が課題となりました。この状況を受け、平成30年度の本郷保育園園舎増築工事をはじめとする大規模改修や、施設の建て替えを実施し、保育環境の向上及び施設整備を進めてきました。

結果、令和4年度には待機児童は解消し、令和5年度にはおおぞら保育園の誘致を行い、現状、待機児童はいない状況でございます。

次に、課題解決に向けた取組についてですが、現在の課題として、特定の保育園を希望する方や年度途中の申込みの方が入所を保留されることがあります。これらの課題に対応するため、令和8年度には、保育園の定員をさらに増やす取組を進めるとともに、特定の保育園を希望する方には他の保育園の情報を提供し、丁寧に説明を行うことで受入れの促進を図っています。

また、町内保育園に空きがない場合には、企業主導型保育所や認可外保育所の利用を案内し、保護者が選択しやすい環境づくりを進めているところです。

さらに、認可保育園と認可外保育園の保育料の差額を補助する待機児童支援補助金による経済的支援も継続して実施しているところです。

今後も引き続き、町内各園の状況を適切に把握しながら、待機児童対策を強化しながら、保育環境の充実に努めてまいりたいと考えているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま教育長の答弁の中で、平成27年度以降、若干の待機児童が発生したけど、現在は待機はないというふうにありました。大変喜ばしいことだというふうに思います。

これまでの、それぞれの町内の保育園の定員増等の御協力があったからというふうに思います

けども、現在の町内の保育園の定員数と、実数と申しますか、そういったことは、具体的にどう  
いうふうになっていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

令和8年度の保育園の定員でございますけども、全体で630となっております。

次に、入所児童数でございますが、こちら4月1日現在でございますが、634名というところ  
でございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今、課長のほうから答弁があった、申し訳ない、定数は630でし  
たかね。現在の入所数が634人ということは、各保育園、20%以内で、定数のたしか20%  
以内が一つの目安となるというふうに思っておりますけども、現在は、どの保育園もそういった  
状況にあるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

現在、6園、町内に保育園がございますけども、そのうち2園については、今現在、満員とい  
うところでございまして、残りの4つの保育所において、まだ受入れが可能というところでござ  
います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。現在の受入れの状況と実数については理  
解できました。

それでは、次の質問に移っていききたいというふうに思います。

令和8年4月から始まりました「こども誰でも通園制度」による利用状況はということで、ま  
ず、現在の利用状況をお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、令和8年4月から始まった、通称「こども誰でも通園制度」  
による利用状況はについての御質問です。

まず、このこども誰でも通園制度、正式には、乳児等通園支援事業と申しますが、これについ  
てですが、こども誰でも通園制度とは、0歳6か月から満3歳未満の子供を対象とし、保育所等  
に通っていない子供でも保育所を利用できる制度でございます。この制度では、保育所の就労要  
件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる仕組みとなっております。

次に、当町における利用状況についてですが、当町では、今年4月より、町内のおおぞら保育園1か所で運用を開始しました。現時点、令和8年5月の26日時点ですけれども、利用状況については、利用認定を受けた世帯数が6組あり、実際に制度を利用された方は1組となっているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現在、町内受入れ体制は1か所の保育園だけで1名の方を受け入れられているということです。実際、先日、園のほうに出向きまして、園長先生から状況なりお聞きをしたところですけども、実際、現在1名の方、1歳児か何かだそうですけども、5月においては9時から11時の2時間を5回、計10時間、6月からは保護者と話して、前半が9時から11時の2時間を2回して、後半は給食を含む3時間保育を2回の計10時間というふうに受入れ体制がされているというふうに聞いております。

また、預かってある子供さんの状況も聞いてみたところ、やはり保護者が迎えに来られても帰りたくないというような、私が当初、心配した、いきなり短時間の保育になったときに、やはり子供の気持ちはどうだろうかというふうに思っておりましたら、やはり帰りたくないというふうな様子が見受けられるということに話がされておりました。

しかし、やはり見てみますと、まだ4月からですから3か月目になるわけですけども、この制度が始まって、意外と少ないなというふうに感じたわけです。ということは、やはりこの制度の趣旨なり、ところのPRなり、該当する方々への情報が、あまり伝わっていないのではないかなというふうに思っておりますけども、町としては、今後そこらあたりの該当する保護者の方々、あるいは住民の方への情報伝達なりPRというか制度の趣旨を、担当課として何らかの形で伝えていくという考えがあるのか、そこら辺りをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えしたいと思います。

こちらの制度につきましては、広報及びホームページ等で周知をさせていただいているところでございます。まだ始まったばかりですので、なかなか皆さんのところには情報が行っていない可能性もありますけども、今利用されている方を通じて、またいろんなところで、制度を使ってよかったとか、そういう話が広まっていけば、また利用が進んでいくのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひ子育てに対するストレスとか、そういったことで、やはり抱え

込む方が保護者の方にもいらっしゃるというふうに聞いておりますから、こういった制度によって、月マックス10時間でありますけども有効的に使っていただくことによって、そういった育児ノイローゼなりストレスを少しでも解消できるような取組になるのではないかなというふうに思っておりますから、やはりぜひとも該当する方々への、何らかの、例えば住民課の窓口で、そういったこと、こういった制度がありますよという紹介をするなり、そういったことも必要になってくるのではないかな。当然、広報とかホームページも情報を提供する手段でありますけども、やはり届出に来られるときに、そういった方々へ、こういう制度もございますよということで紹介していくということも可能かと思えますけど、そこら辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

こども課としましても、今議員がおっしゃったように、いろんな場所で、場面等で広報させていただきたいと思います。また、こども家庭センターのほうで「ちやお」もございますので、そちらを利用されている家庭にも御紹介をさせていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ぜひとも該当する方々への情報が行き渡るように、事業の趣旨も踏まえて伝わっていくような手段を取っていただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

それでは、小項目3点目、町内の保育園の受入れ状況ということで書いておりますけども、これについては、2点目のこども誰でも通園制度に関する保育園の受入れ状況でございます。

答弁の中にありましたように、現在は1保育園だけというふうに聞いておりますけども、その後、園長会であったりとか担当課との協議の場があるかと思えますけども、そういったことを通じて、受入れ体制をとっていただくということは進められているというふうに思っておりますけども、協議状況等について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、御質問の町内保育園、このこども誰でも通園制度についての今後の受入れ状況ということの趣旨だというふうに思います。

これにつきましては、本年度のこども誰でも通園制度については、昨年度から園長会や主任保育士会を通じて説明を行い、保育園の現状把握や受入れの可否について検討をお願いし、先ほど答弁いたしましたように、4月からおおぞら保育園1園で開始されたところです。

今後の受入れ状況についてですが、各保育園では、待機児童対策として、定員を超えた児童の受入れ、あるいは保育士の確保などの問題などもありますけども、本制度がなかなか受入れ難い、難しい状況ではありますが、現在、今年9月頃の開始に向けて準備を進めていただいている保育園

が1園あります。教育委員会におきましても、支援や準備の支援を行っているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございます。ぜひとも、このこども誰でも通園制度の趣旨を理解していただいて、町内の保育園の各受入れ体制が広まっていくことを期待をしておきたいというふうに思います。

これからも安全、安心のまちづくりのために、やはり大刀洗町、子育てしやすい町というふうに、いろいろと周りからも言われておりますし、ぜひそういったことが一つでも多くなっていくように、これからも住民の代弁者として取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上で、私の本日の一般質問を終わっていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで、お昼の暫時休憩をとります。議場の時計で13時15分から再開いたします。

休憩 午前11時31分

.....

再開 午後1時15分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、5番、實藤量徳議員、発言席からお願いいたします。

5番 實藤 量徳議員 質問事項

1. 人口減少地域への対策について

○議員（5番 實藤 量徳） 議席番号5番、實藤量徳、議長の許可を得ましたので一般質問に入らせていただきます。今回は、人口減少地域への対策を大きな題目といたしまして、4点ほど質問をさせていただきます。

先日発表されました国勢調査集計結果速報において、福岡県内で11か所の市町が増加をしており、大刀洗町もその中の1町に入っております。

しかしながら、大刀洗町におきましても、令和2年度を基準として、令和7年度末の人口の推移を見ますと、本郷地区が103%、菊池校区が108.6%と増加しておりますが、大刀洗校区が99%、大堰校区においては92.3%と地域差が出ております。行政区におきましても、小学生がいない地域もあり、将来的に不安があります。町としても、いろいろ政策を打たれているようですが、分かりづらく、形が見えておりません。

今回は幾つかの政策について質問させていただきます。

まず、昨年１２月に大堰校区活性化をテーマに、課題解決型ワーケーションを実施し、いろいろな提案を受けられたと思いますが、その後はどうなったのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、實藤議員御質問の人口減少地域への対策について答弁をいたします。

大堰校区活性化ワークショップでの提言後の動きについての御質問でございます。

昨年１２月に開催いたしました課題解決型ワーケーションでは、計８名の皆様から、大堰地域の水、農業、歴史といった強みを生かした様々な御提言をいただいたところでございます。今年度につきましては、まず、憩いの園大堰交流センターの事務局や関係者の皆様との意見交換を実施した上で、７月上旬に昨年の振り返り会を開催し、地域の皆様との対話を深めてまいりたいと考えてございます。

その上で、９月上旬に、昨年参加されました８名の方々のうち、地域力創造アドバイザーの方１名を３泊４日の日程でお迎えし、大刀洗町に滞在いただく中で、より若い年代層も含め、より多くの皆様の声をいただきながら、地域の実態に即した形で具体化できるものがないか、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（５番 實藤 量徳） その３つの提案がされているようです。農業とか土地、その他のことで、地元に住んでいる者では分からないような提案を、分からないというか、気がつかないような提案をいただいております。

しかしながら、何というか、マッチしていないような、その場限りの、見られて感じられたことを提案されているということが結構多く感じるんです。校区内のその話合いに出た方の中でも、そういう話を聞いております。できるなら、９月に２泊３日なり３泊４日で来られるのであれば、もう少し実のある、大刀洗で２４時間ちょっと滞在していただくとか、前回のときが、やっぱり宿泊施設が朝倉市とか、よそになりましたので、夜の大刀洗とか、そういうところもよく見ていただきたいと思います。と思っています。

そのことに対して、町として９月に答えを出していただいて、それから何か対策を立てられるというお考えなのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 企画財政課の福岡です。

御質問いただいた地域力創造アドバイザーの方に９月上旬にお越しいただいて、その場で、すぐ具体化できるものがあるかという内容かと思えます。

前回、昨年度、お越しいただいた際に、大きく３つのテーマで御提言等をいただいたところで

はございますが、まだ、議員おっしゃるとおり、地域の方に全てが受け入れられているものというふうには考えてございませんで、より地域の皆様と意見を交わしながら、この3泊4日の日程を予定をしておりますが、その日程の中でも意見等を踏まえながら、その先に何か具体化できるものがないかというところで検討を進めていきたいというふうに考えておりまして、その場ですぐに、9月の時点ですぐにというところは、現在考えてございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） その際には、もう少し地元の方とよく話して、地元の方ができるととかやれそうなことからやっていただきたいと思っております。

次は、令和6年の2月28日に大堰校区の全区長名で、スカイラーク2号館の新設の要望が出されておると思いますが、その点について伺わせていただきます。

実際のところ、この計画は進んでいるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をいたします。

大堰スカイラーク2号館新設要望への対応についての御質問でございます。

定住促進住宅スカイラークにつきましては、おかげさまで子育て世代を中心に入居いただき、入居状況も好調を維持してございます。この点、スカイラーク大堰駅前につきましても、現在、満室でございまして、大堰地域における定住促進や地域の活力維持に、一定の成果を上げているものと考えてございます。

一方で、地元のほうから建設要望をいただいておりますスカイラーク大堰駅前2号館につきましては、昨今の社会情勢等の変化を十分に考慮した上で判断する必要があるものと考えてございます。

現在、資材価格や労務費の急騰により建設費の増加が見込まれるほか、国の交付金制度の見直しなどもあり、既存のスカイラークと同様の家賃設定及び国の交付金だけで整備、維持管理に係る費用を全て賄うのは厳しい状況にございます。

また、日本全体で人口減少が進展する中、将来的な入居者確保の面でも、今後の周辺地域の将来の人口動態を踏まえ、検討する必要があるものと認識してございます。

いずれにしても、建設に当たりましては、地域の御協力や議会の御理解が必要不可欠でございまして、この大堰地域における定住促進や地域の活力維持の観点と、先ほど申し上げました課題等を総合的に勘案した上で、議会の御意見も伺いながら判断をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（５番 實藤 量徳） 現在、資材高騰とかそういう金銭的な問題も大変なのは分かっております。ただ、昨年度の私、質問したときに、大堰校区というのは、どうしても民間の開発ができていない、できないのが、まあ肥沃な田園地帯があり、宅地にはできないと。それと、ハザードマップ的に開発をするところがないと言われておりました。それをずっと指をくわえて見ていると、やはり人口減少がどんどん進んでまいりますので、今できるところから、できるなら、そういうスカイラークなど人を短時間、集められるような住まいですね、そういうところができる、早くやっていただきたいのですが、そのお考えというのは、町長の中にはないですか、まだ。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますが、現在の情勢下におきましては、資材価格や労務費の高騰等により、建設費の増加等が見込まれるほか、国の交付金制度の見直し等もございまして、これまでの今３棟建っておりますスカイラークと同じ賃料水準、あるいは、その部分を、基本的には３０年間で賃料で全て賄うと、町の財政負担がなくですね、そういうスキームでの建設というのは非常に難しい状況になっていると認識してございます。

ですので、議員おっしゃられるように、大堰校区の活性化のために、もう１棟建てるということになれば、それは、これまでの３棟とは違って、さらに町独自で建設費、あるいは、用地買収費について負担をする必要がございます。そうしないと、なかなか今の賃料水準等で賄えないものと認識してございますので、それは、これまでの３棟とは違ったスキームになりますので、そこはその財政支出について地域の方々がどう考えるか、また議会の皆さんがどう考えるか、その御理解がなければ、なかなか建設は難しいものというふうに考えてございます。

ですから、大堰校区の活性化の観点と、そういう今の社会状態の変化等に伴いまして、これまでの状況と変わっている中で、どう判断するかだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（５番 實藤 量徳） それは分かります。できるなら、家賃が上がるのは仕方がないと思うんです、物価も上がっておりますので。だから、そういうのも考えながら、新しい形のやり方で、できるだけ人が住めるようにとか、人が集まれる、集まるというか定住できるような形をとっていただきたいと思っております。

それと、次は、これも昨年の６月の一般質問で聞きましたが、新佐田川橋の大刀洗方面の道路新設の要望です。

今のところ全く動きがなくて、取付け道路みたいなのはできていますけど、朝倉方面から来ると、広い道路から、大きな、今から大きな車が来ると思います。それをちょうどＴの字になって朝倉方面、大堰方面というふうに分かれると思います。大堰方面に行くとなると、今度は鳥飼の

中を通っていかなくてははいけません。このように大きい車とかが通るようになったら、すごく危険な状態になると思います。

前回も言いましたように、できるなら道路を橋からそのまま延長して、朝倉線、平塚の方面へ行く道路ですね、あそこにぶつけて新設していただきたいという地元からの要望で県のほうへ要望書を出しております。前回、それを町のほうへ、町長のほうへお願いしたら、現在、大刀洗町は国道322号バイパスや県道久留米筑紫野線、大堰駅前県道など、緊急性の高い事業を早くから県にお願いしているという答弁をいただいて、現在のところは考えていないというような答弁をいただいております。

ただ、どうしても、橋ができちゃう、完成したら、もう道路というのはつけられないと思うんです。だから、その辺を町のほうとしても、県のほうへ要望という形で出していただけないかと地元の者は熱望しております。町長としては、どのようにお考えか、少し聞かせてください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をいたします。

新佐田川橋大刀洗側の道路新設の県への要望についての御質問でございます。

昨年6月の實藤議員からの一般質問でも答弁しましたとおり、町としましては、令和7年5月に、事業に想定される地権者の皆様の承諾書を添付の上、県に対して要望書のほうを提出を、建設の要望書の提出を町としても出させていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 町として要望として出させていただいたということですか。失礼しました。ありがとうございます。それは出ただけで、まだどういう答えが出ているかというのは分からないということですね。要望だけで。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 實藤議員の御質問にお答えします。

現在のところ、県としては、まず現在施行中の佐田川橋事業の完成を、まずは目指したいというのが、今の県の回答でございます。

議員のほうから御説明がありましたように、県のほうも、今大刀洗町域、各種の道路事業、河川事業を進めていただいております。道路だけで見ても、御紹介がありましたように、322バイパスであったり、あるいは大堰踏切の交差点改良なり、従前からお願いをしている事業を実施していただいているところであり、県のほうも、同時進行的に全ての事業にすぐさま入れるような人員体制や、あるいは予算の確保ができていないという部分もございますので、要望は要望として受けさせていただくけれども、まずは、今実施中の事業の完成を目指したいというのが、今の県の回答でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それでしたら、要望を出していただいたということは、これから先も、またずっと要望していただけることを願っております。

それと、町長、ホタル祭りって御存じですか。これ、私の地元の鳥飼地区にございます筑後川に流れ込む桂川のところに蛍が出ます。これ自然発生で出る蛍というのは、すごく珍しいそうなんです。筑前町とか、小石原、東峰村とか八女のほうに星野村とかあるみたいですが、あれは人工的にふ化させて放虫しているみたいですけど、大堰のこの蛍というのは、自然発生で蛍が出ております。これはすごく専門家に言わせると珍しいところで、これは大切にしていきたいですと専門家から言われているそうです。

それで、まず、ホタル祭りを、20年ほど前から商工会の大堰支部が主催して始めております。最初は、それほどなかった、地元の人が来る程度だったんですけど、だんだんと増えてまして、一昨年、ちょっとSNSで拡散されまして、交通渋滞が起きまして警察問題になったそうです。小郡署からちょっと言われて、やっぱり警備員を置くとか、もうちょっと考えてほしいという要望を受けたそうです。

そういう警備員を置いたりするためには、どうしてもお金の問題が発生します。商工会の担当者に聞いたら、実際のところ、今までみたいに小ぢんまりとしたことだったらできるが、大きくすることは、ちょっとできないと、金銭的に。ちょうど蛍っていうのは今の時期です。今度、えだまめ祭りも大刀洗町で今の時期に行います。

2つの事業をするのは難しいかも分かりません。しかし、これだけ大切な珍しい資産というか財産というか、残されたものを、できるなら続けていきたいと、残していきたいと。それには、やっぱり町のほうで、商工会じゃなくて町も主催というかでやっていただけないかという要望もございます。商工会のほうも、協力はするけど、金銭的なことは、そこまでは大堰支部だからできないという話をいただいております。これ、こういうお祭りとして、何か考えることはできないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をいたします。

ホタル祭りについての御質問でございます。

ホタル祭りにつきましては、今議員から御紹介がありましたとおり、大刀洗町商工会の校区商工会事業の一つとして、令和6年度まで、毎年6月に大堰校区商工会が実施をしてきたところでございますが、これも議員から御紹介がありましたとおり、令和6年度に想定を上回る多くの来客がございまして、駐車場の不足や周辺地域の渋滞が発生し、警察から指導を受けたこともあり、大堰校区商工会では、令和7年度からは9月に大堰校区秋祭りを実施しているものと理解してご

ざいます。

また、商工会の事業として、毎年40万円程度で除草作業などの環境整備が行われており、町からも、大刀洗町蜆環境保存会の活動補助金として、4万3,000円を補助しているところがございます。

この点、現時点では、ホタル祭りについて、商工会から担当課への相談はございませんが、商工会からホタル祭りについて相談や要望があった場合には、町として商工会へ協力できることがあれば、できる範囲で協力をしてまいりたいと考えてございます。

ただ、議員のほうから御提案がありましたように、町が全てを、町主導でホタル祭りをこの時期に実施するというのは、なかなか難しいのではないかと考えてございます。

また、もう一点、議員のほうから御紹介がありましたように、平地でこんなに自然の蜆が生息しているというのは非常に珍しいものだというふうに、私どもも認識してございますので、蜆の保存活動ですね、蜆がここに生息できる活動については、これは町としても取り組んでまいりたいと考えてございますし、この点、今、寺内ダムの再生事業が行われておりまして、佐田川の流末整備に関連しまして、この蜆の生息地域についても一定の影響が出る可能性がございます。

朝倉市との間を流れております長田川ですね、人工河川である長田川が、佐田川をサイフォンで抜いて、それから今の蜆の生息地のほうに水が流れてございますけれども、今、国交省のほうでは、長田川については、直接サイフォンではなく、佐田川にぶつけるような形のやり方についても、今、検討されてございます。

ですので、町としては、国交省のほうに対しては、この今、貴重な蜆が生息している地域について、極力、蜆が残るような形で配慮をいただきたいということを要望をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。いろいろ考えていただいているとは思いますが、ただ、やっぱりだんだんと人も少なくなり、空き家も増えております。特に、大堰地区の南東部が。ですので、何か、イベントじゃないですけど人が集められるようなことを永続的にできたらいいかなと思っております。今から、だんだんと小学生も少なくなっております。だから、なるだけ人が永住できる形を考えていただきたいと思います。

では、今回は私はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋 直也） これで、實藤量徳議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） 次に、11番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いいたします。

なお、野瀬議員より資料の配付の申出がありましたので許可をいたします。しばらくお待ちく

ださい。議員の皆様はタブレットを御確認ください。

では、お願いいたします。

〔資料配付〕

○議長（高橋 直也） それでは、配付が終わりましたので、11番、野瀬繁隆議員、お願いいたします。

11番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 地域（大堰地区）振興について

2. 道の駅事業について

○議員（11番 野瀬 繁隆） 11番、野瀬繁隆でございます。ただいま議長の発言許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問を行ってまいります。今回、大堰地区の地域振興と道の駅事業の2問を予定していますので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず1問目、大堰地区の地域振興についてですが、先ほど實藤議員のほうから人口の動態とかそういうことの質問がありました。幾つか重複する点があると思いますけど、またちょっと違った観点で、私はしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず1問目の大堰地区の地域振興でございますが、人口減少や高齢化が進む日本では、産業の担い手不足や地域経済の縮小、生活サービスの低下など、社会の持続性を揺るがす課題が各地で深刻化しており、これまでのように行政の施策や企業の経済活動だけでは、地域が抱える構造的な問題に対応し切れない時代に入ってきているというふうにも言われております。

こうした中で、地域が自らの強みを生かし、暮らしや産業の基盤を再構築する手段こそが地域振興であり、その重要性というものは、ますます高まってきているというふうにも言われております。

そこで、まず、大堰地区の人口動態から見た地区の現状と課題についてお伺いをいたします。

1点目でございます。地区の人口推移、約5年前と現在、それと将来10年後の人口の予測をどういうふうにしてあるのかというのを教えていただきたいと思います。

2点目は、人口の構成でございます。生産年齢、だんだん減ってきているというふうに言われておりますが、生産年齢の変化、それから高齢化率の推移、そして、それらの10年後の予測をどういうふうに考えてあるのかをお伺いをいたします。

3点目は、小学校の児童数の推移、今、たしか100名ぐらいおるとは思いますけど、10年後の予測はどういうふうになっているのかをお伺いをいたします。

4点目は、行政区ごとの人口動態はどうなっているのか。町全体、人口ビジョンを頂いたんですけど、町全体とか大きな地区での動態は、ちょっと見えますけど、なかなか大堰地区の行政区とかそういうところが、よく見えないところがございますので、行政区ごとの人口動態はどうな

っているのか。

5点目が、人口動態から見えてくる大堰地区の課題をどういうふうに捉えられて、それに対してどういうふうに対応していくかということについての所信をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問の地域（大堰地区）の振興について答弁をいたします。

人口動態から見た地区の現状と課題についての御質問でございます。

まず、地区の人口推移と将来の人口推移の予測についてでございますが、大堰校区の5年前の2021年の3月末現在の人口は2,286人ございまして、これに対しまして、本年3月末現在の人口は2,110人と、5年間で176人、7.7%減少してございます。校区別人口の将来推計は行われておりませんが、日本全体で人口減少が進展する中、10年後も、この減少傾向は続くものと考えてございます。

次に、人口構成についてでございますが、大堰校区の5年前の2021年3月末現在の生産年齢人口は1,207人、これに対しまして、本年3月末現在の生産年齢人口は1,044人と、163人、13.5%減少し、この減少率は大堰校区の総人口の人口減少ペースを上回ってございます。

また、大堰校区の5年前の2021年3月末現在の高齢者人口は818人、高齢化率35.8%に対しまして、本年3月末現在の高齢者人口は848人、高齢化率40.2%と、高齢化率が4.4ポイント上昇するなど高齢化が進行してございます。

10年後の校区別の高齢化率の将来推計は行われておりませんが、現在のまま推移した場合、10年後の大堰校区については、高齢者の総数は減少する一方、高齢化率は増加するものと考えてございます。

次に、小学校児童数の推移と10年後予測についてでございますが、令和4年が102人、令和8年が106人と、児童数はおおむね100名前後で推移をしてございます。これも10年後の予測はできておりませんが、仮に社会増減がない、そのまま今もいるお子さんが上がっていったと考えた場合、5年後の令和13年には78人まで減少する見込みとなつてございます。

次に、行政区ごとの人口動態についてでございますが、大堰校区の各行政区の5年前の2021年と本年3月末現在の人口を比較しますと、富多がマイナス26人、菅野がマイナス22人、高食がマイナス14人、床島がマイナス11人、鳥飼がマイナス59人、西原がマイナス21人、守部がマイナス23人と、いずれの行政区でも人口が減少してございます。

また、社会増減の観点から特徴的なものとしたしましては、令和2年度では、その前の5年間で46件の転入増加があった富多区におきましても、先ほど申し上げましたように、令和7年度

までの5年間では7件の減少となっており、転入超過から転出超過に転換をしてございます。

また、西原や守部では、令和7年度までの5年間では転入増となったものの、それを上回る自然減で人口が減少してございます。

いずれにしましても、大堰校区におきましては、全体として、社会減に加え自然減も拡大しておりまして、人口減少と少子高齢化が同時に進行しているものと考えてございます。

次に、人口動態から見えてくる大堰地区の課題と今後の対応についての所信についてでございますが、大堰校区は、大刀洗町の人口が微増傾向にある中で、人口が減少しており、高齢化率も、町の平均の28.1%に対し、40.2%と高くなっております。この点、人口動態の観点からは、大刀洗町全体では、自然減を上回る社会増により、人口が微増傾向にある一方、大堰校区では、社会減に加え自然減も拡大しており、人口減少と少子高齢化が同時に進行しているものと考えてございます。

また、ハザードマップ上の浸水リスク等の課題もございまして、特に、小石原川左岸では、民間の住宅開発が進まない状況もあるものと考えてございます。このため、大堰校区の振興に当たりましては、次の2点を踏まえて考えてまいりたいと考えてございます。

第1に、住民の皆様が安心して住み続けられるよう、国に対しまして筑後川や小石原川、佐田川の河川改修を要望するとともに、西鉄甘木線の維持確保と、今後も大堰小学校が維持できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

第2に、第5次総合計画の大堰校区の校区別構想にありますとおり、子育て世代が住みやすい地域づくりを考えることや、人口が減っても住んでいる人が住みやすい地域であり続けることが大切でございまして、そのための地域づくりを考えていくことが重要と考えてございます。

その際、校区の豊かな農産物を認知していただくための農業振興の取組や、床島堰などの歴史的資源、筑後川の恵みといった魅力を発信することなどを通じて、多くの皆様に地域に関心を持っていただく仕組みづくりを模索するとともに、将来的には地域住民の皆様の思いをベースとしながら、多様な形で関わってくださる関係人口の皆様とのつながりを育み、共に地域を支え合う持続可能な関係性を構築できないか、検討をしてまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、人口減少が進む中であっても、住民の皆様が、住み続けたい、住んでよかったと感じられる地域であり続けるため、住民の皆様との丁寧な対話を重ねながら、必要に応じて外部人材を活用することも通じて、大堰地域の地域の強みや魅力を生かしながら、将来像を共に考え、課題解決に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ありがとうございます。

人口動態に関しては、大体予測しておりましたような減少が見られるということでございます。

その減少に伴って、先ほど2点、大きな課題として認識しておりますということで、1つは河川改修ですね。水害の多い地域なものですから河川改修等をきちっと要望してまいりたいというのが1点と、西鉄甘木線、公共交通といいますか、その辺の足は、きちんと確保していきたいんだということを、何かおっしゃっているみたいです。

先ほどですね、人口の構成別を聞いて、産業生産年齢ですか、生産年齢がどうなっているのかというのを聞きました。確かに減っているということ。これは大堰地区の生産年齢というのは農業の方なんですよね、ほとんどが。その人たちの担い手が、もうほとんどいなくなっている。そういう問題が、現実的には出てきているんですよね。農政の問題になるのかも分かりませんが、そういう担い手を、どういうふうに確保していくのか、あるいは減少するのを食い止めるのかということもあると思いますけど、なかなか帰ってきて、あなたの息子に継ぐようにしないやとか言っても、なかなかこっちでは、今価格が安定しないとかそういうことを、やっぱり言われますので。一つはそういうところにも、ひとつ視点を当てて、いろんな提案をしていただきたいなというふうに思います。

それと水害、後でまた、ちょっと触れますけど、水害があるから、それとほとんどが農振地区ですから、住宅地というのは非常に難しいエリアではあるんですよね。しかしながら、日常生活を営んでいく上でのそういう公共交通といいますか、足をきちっと確保できるとか、そういう基本的な部分というのは、やっぱり持続していかなくてはいかんのかなというふうには思います。

また、具体的ないろんな問題については、今後、いろいろ協議させていただきたいと思いますけど、そういう認識があるということは、地元の方にもちょっと伝えていきたいというふうに思います。

それで、次に、そういった減少人口によって、今申し上げましたような課題がいっぱいあると思います。その中で、暮らしの安心とか安全の維持、確保の観点から、課題として、ちょっと大きな問題が、空き家問題があるんですよ。空き家問題というのがあります。空き家というのは、やっぱり住環境の悪化とか地域コミュニティの希薄化といった面からも、大きな影響を及ぼすものというふうに思います。

だから、こういう空き家について、まず1点目でございますけれども、空き家調査開始以降の件数の推移、大堰全体と各行政区ごとが分かれば、どういうふうな状況になっているのかというのを教えていただきたいというふうに思います。

2点目は、空き家バンクなどの利活用状況、それから所有者不明、それと特定空家などの件数の推移というのは、どういうふうに動いているのかというのを教えていただきたいと思います。

それと3点目でございますが、増加する空き家への対応に、どういうふうに取り組んでいこうとされるのかというのを教えていただきたいと思います。

それと4点目、これは最近ちょっといろいろ相談を受けるんですけど、耕作放棄地の現状と対策はどういうふうになっているんでしょうかということ。

それと、先ほどもちょっと述べましたが、5点目は、小石原川の左岸地域の洪水対策というものを、どういうふうに認識し、その対応方針をどう考えておられるのか。

6点目は、先ほどの實藤議員の質問とちょっと重複するんですが、新たな佐田川橋一斉の道路整備はどうなっているのか。特に、県のほうに要望を出しているという、真つすぐ、八重亀来春線というんですかね、県道の。あれにつなげるような構想は、地元でいろいろ上がっています。

それとは別に、それができるまでには、かなりの年数がかかると思うんですよ。じゃなくて、私がちょっと今、それ心配しているのは、2メートルほど堤防から上がるんですよ。それをどういうふうに、その間、取り付けておくのかということは、多分、協議されていると思いますので、町長は御存じないか分かりませんが、分かれば、課長でもいいですけど教えていただきたいと思います。

以上、6点についてをお尋ねをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をいたします。

暮らしの安全・安心の維持・確保の観点からの課題についての御質問でございます。

まず、空き家調査開始以降の件数の推移についてでございますが、大刀洗町全体の空き家戸数では、令和3年度が214戸に対しまして、令和6年度は186戸と28戸減少してございます。一方、大堰校区の空き家戸数は、令和3年度が62戸、令和6年度が60戸でございまして、空き家戸数は2戸減少してございますが、町全体に占める空き家戸数の割合は、令和3年度の29%から、令和6年度は32%に増加をしているところでございます。

また、業績ごとに見ますと、富多と床島区で空き家が減少した一方で、高食、鳥飼区で空き家が増加をしています。

次に、空き家バンクの利活用状況、所有者不明、特定空家の推移についてですが、大刀洗町空き家バンクは、町内にある空き家の物件情報を登録し、情報発信を行うことで、空き家の利活用及び中古住宅の流通促進を図り、空き家の発生、放置、増加を抑制するとともに、移住定住を促進し、地域の活性化に寄与することを目的に、平成29年度から開始した制度でございます。これまでに11件の物件が登録され、5件が制約してございますが、現在のところ、現時点では登録している物件はございません。

また、大堰校区におきましては、所有者不明の空き家はなく、倒壊の危険等がある特定空家数は、令和5年度の3戸から、令和7年度は2戸に減少いたしてございます。

次に、増加する空き家への対応についてでございますが、大刀洗町では、令和3年度に、空き

家等対策計画を策定し、所有者の特定、所有者の高齢化と相続問題、老朽化が進む建物の適切な管理、利活用の期待が低い空き家の活用の４点を課題とし、空き家の適正管理と活用促進を重点施策として取り組んできたところでございます。

今後とも、実態調査を行うなど空き家の把握に努め、条例に基づき、管理不全な空き家の適切な管理促進のため、助言、指導等を行うとともに、司法書士会等関係団体と連携し、国県の空き家補助金を活用しながら、不良空家等除却補助事業等を通じて、危険な空き家の解消を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、耕作放棄地の現状と対策についてでございますが、農林水産省の資料に基づく大刀洗町の耕地面積によりますと、田畑合計で１,１９０ヘクタールのうち、遊休農地の面積は１２.６ヘクタールとなっておりまして、遊休農地の割合は約１％となっております。この点、大堰校区では、２８３ヘクタールのうち１.４６ヘクタールが遊休農地となっておりまして、遊休農地の割合は０.５％程度と低くなってございますが、小石原川左岸の江戸橋付近、床島地区を中心に遊休農地が発生している状況となっております。

この遊休農地等の解消の具体的な取組としましては、農地法に基づきまして、農業委員会が、８月に農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを実施しているほか、担当地区の農業委員及び農地利用適正化推進委員が連携を図り、随時、農地の状況を見守る活動を行っております。

また、農地の利用状況や見守り後に発覚した遊休農地の所有者等に対しましては、農業委員会会長名で文書による通知を行い、状況の改善に努めていただくよう指導を行っているところでございます。

次に、小石原川左岸地域の洪水対策についてでございますが、小石原川は、東峰村を源流として、朝倉市、大刀洗町、久留米市を流れ、筑後川に合流しており、近年の大雨時には、西原や菅野地区を中心に浸水被害が発生しているところでございます。

当地域の洪水対策としましては、何よりも、まずは筑後川本川の水位が高い時間をいかに短くするかということが重要でありまして、国に対しては、筑後川のしゅんせつと堤防整備、中長期的には、上流部の、日田市の上流部の玖珠川へ、流量を調節する施設をですね、そういう施設を設置していただきたいという要望をしているところでございます。

この点、筑後川本川の河川整備については、下流側から順次進められてございまして、現在は、合川大橋から大城橋間の堤防整備や河道掘削等が行われている状況でございます。

また、江戸橋下流の小石原川左岸の堤防設置や河道の拡幅につきましては、今後、改定予定の筑後川水系河川整備計画に位置づけていただくよう、国に対し、要望しているところでございます。

一方で、河川整備は、どうしても下流からの整備が基本となりますので、整備完了までに多く

の費用と期間を要することから、特に浸水被害が大きい小石原川左岸の行政区をはじめ、地区ごとの避難体制の整備に努めてまいります。

次に、新たな佐田川橋以西の道路整備についてでございますが、先ほどの實藤議員の一般質問でも答弁しましたとおり、町としましては、令和7年5月に、事業に想定される地権者の承諾書を添付の上、福岡県に対しまして要望書を提出したところでございます。

また、議員のほうからお尋ねがございました、橋ができて、そのところすり付けを、新しいバイパスができるまでどうするんだというお尋ねでございますけれども、現在、建設中の佐田川橋の大刀洗側の道路に関しましては、原道へのすり付けが計画されておりますので、この兩岸のすり付け工事が完了し、供用開始すれば、通行が可能になるものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 何点か、ちょっとお尋ねをいたします。

先ほど、耕作放棄地の答弁をいただきました。遊休農地か何かという答弁だったと思うんですけど、今、区長さんたちからよくあるのは、そういう農振地区とか圃場整備での遊休農地ではなくて、例えば、宅地の周りに畑があったり田んぼがあったりするところが、そこが引っ越されて、引っ越されてというか施設に入られて、そのまま空き家になると。そういうのが何軒かあって、地目は多分農地だろうと思うんだけど、そういうところを役場のほうに行って、こういうのがあるからどうかしてくださいというお願いに行くんだけど、大体お答えが一緒に、ちょっと今時点ではどうにもなりませんという話があって、そういうのってどうすればいいんですかという話がちょくちょくあるんですね。

私も、じゃあ中身だけ見せてよと言って現場を見たりしますけど、確かに、圃場整備とかああいうところの農地ではなくて、それ以外のどうも農地じゃないかなと思われるところに、竹やぶになったり、そういうところがちょっと見受けられます。そういういわゆる空き地と言いますか、空き地と言ったほうがいいんでしょうけど、地目は農地であっても、そういう空き地に対応するところがどこなのかというのは、ちょっとよく見えない部分がありますので、何か私のところが担当していますよという課長さんがおられたら、ちょっとお願いしたいと思うんですけど。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 野瀬議員の御質問に答弁いたしますが、地目が農地であった場合は、農政課が担当になると思われますので、農地を今後、農業として利用していく場合の答弁でよろしいですかね。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 要は、地目が農地であって、在宅されているまでは、もう耕したりしよんしゃったけど、施設なんか入られたら、もうそのまま放置されているという状況です。そういう土地ですね。

○農政課長（矢永 孝治） すみません。遊休農地の解消につきましては、町単独の事業はございませんが、国の事業に、遊休農地解消対策事業という事業がございます。事業の内容は、簡単な整備で解決可能な遊休農地を解消するための草刈、除礫、耕地、整地などを、費用として10アール当たり4万3,000円が助成されるといった内容でございます。

また、県から4万3,000円が上乘せされ、国県合計で8万6,000円の助成が合計されるようになっております。

町としましても、こういう国県の制度を利用しながら、地域の実情に応じた農地の再生と担い手の利用、集積を進めていけるよう、耕作放棄地の発生の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） そういう空き地か農地かどうかはよく分かりませんが、実態として、やっぱり家の周りにちょっとした畑とか農地があったところが、そういうふうな荒地地になってしまうと。そういうのの対応を、誰も、ちょっとしてくれないということが、現実的に。相談に行くんだけど、なかなかお答えが出てこないという、そういうことが、ちょっと相談がありますので、それはまた、そういうのがあれば、その関係するところにつないでほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。何かあればお願ひします。

○議長（高橋 直也） どうぞ。矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） すみません、先ほどの答弁で申しました事業に関しましては、基本、青地の農地が対象になっておりますので、集落の前よりは、白地の農地のほうが多いと思いますので、そういった地区に対しましては、農地解決に向けた取組として、10年後の地域農業の設計図である地域計画のブラッシュアップの話合いを、なるべく早い段階で、関係者が一体となり、将来の営農体制や農地利用の方向性を真剣に話し合っていただくように、町としても連携して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 先ほど、空き地の件数、町長のほうから答弁いただきました。ちょっと私の感覚と違うのは、床島地区の区長さんところ、二、三日ももらったんですけど、非常にやっぱり空き家が増えて困っておるんだということで、何らか手当をしたいんだけどという相談も、ちょっと行かれたということで、どこよりも自分のところが一番増えよるっちゃないかいなど。ここ何年かで、かなりの件数が空き家になっているからという、そういう実態もあるものですから。

空き家に対するいろんな施策はあります。たしか除却したり、特定空家を壊す費用を助成したり、いろんな施策があるんですけど、そういうものに、やっぱり当てはまらないんですよね。そこまでちょっと手が回らないというような状況があります。そういう実態をもう一回見直していただいて、どういうお手伝いができるのか。それはもう、行政だけではなくて、地域もやっぱりお手伝いができる部分があれば何かするんだらうというふうなこともおっしゃっていましたので、そういうところをちょっと研究していただきたいなというふうに思います。

では、この小項目の3問目ですが、ちょっとこれは私だけの考え方も分かりません。今いろんな問題と課題、それからの解決策というのが、いろんな制度がありますよというような答弁があっているかと思います。いろんな意味で町の人と話す場合、要は、地域は活性化しようと思うたっちゃ無理ばいと言わっしゃったですよ。

例えば、子供さんたちが帰ってきて人口が増えるとか、農家の後継ぎをするとかというのは、かなり現実的には無理ばいとおっしゃるわけですよ。ただ自分たちは、この地域に育っているから、この地域で終わりまでと言ったらちょっと言葉がおかしいんですけど、長くとにかく住み続けたいということをおっしゃるんですよ。それに、やっぱり最低限、何か必要なものはきちっと維持管理していかないかんじゃないかいなということで、いわゆる小項目の3問目でございますけど、地域の活性化が非常に困難な場合は、無理に現状維持を目指すのではなくて、前向きな縮小、集約を検討していく選択肢もあるんじゃないですかというような提案もあっております。

こういういわゆる活性化という前向きな施策も大事ですけど、ちょっとここで言っているような、いわゆる前向きではあるけど縮小していくという、いわゆるコンパクト化していくと言いますかね、そういうものが、やっぱり選択肢の一つでもあるのかなという感じもしますので、先の話かも知れませんが、例えば、行政区、今一番多いところは菊池辺りが700戸ぐらいあると思います。大堰は20から30ぐらいの戸数ですよ。

町でいろんな行事があるのには、分館を主体としたものがあっていますが、ほとんど、もう大会も行政区だけでは選手がいなくて、分館が集まって、今いろんなものに参加をしているような状況ではあるんですけど、そういう行政区の在り方も含めて、先々はやっぱり検討していく必要があるのかなというふうに、ちょっと私は感じますので、これらに対する所見というものを、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をいたします。

前向きな縮小、集約への所信についての御質問でございます。

前向きな縮小、集約につきましては、2024年12月に当時の石破内閣が決定しました地方創生2.0の冒頭に、基本的な考え方の中で示されているように、今後、人口減少のペースが緩

まるとしても、当面は人口、生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくものと理解してまいります。

このスマートシュリンク、賢い縮小の論点としましては、公共施設をはじめ、社会資本の扱いに関しまして、例えば、学校の統廃合や公共施設の集約などコンパクトシティへの取組が挙げられるところでございます。

今後、大刀洗町におきましても、人口減少や義務的経費の増加、既存施設の維持・更新等に伴いまして、財政状況は一段と厳しくなることが想定されることから、このスマートシュリンク、賢い縮小の視点は、今後ますます重要なものになってくると考えてございます。

一方で、大刀洗町の特性としまして、町域、町の面積が非常にコンパクトでございまして、山がなく平野部で、農地と集落が明確に区分されている特徴がございまして、また、1人当たりの公共施設の保有総数につきましても、市町村合併を経験した他市町村に比べて少ないことや、特に小学校については、地域コミュニティの核として大変重要な役割を果たしている点や、既に閉校した地域では少子化が加速している点などを十分に考慮する必要がございまして。

議員のほうから、行政区の在り方を検討してはどうかというふうな御提案もいただきましたけれども、そういうところも含めて、やっぱり地域の皆さんがどう考えるかというのが、まず大切なことではないかなと考えてございます。

いずれにしても、先ほども答弁しましたとおり、人口減少が進む中であっても、住民の皆様が住み続けたい、住んでよかったと感じられる地域であり続けるため、住民の皆様と丁寧な対話を重ねながら、大堰地域の地域の強みや魅力を生かしながら、将来像を共に考え、課題解決に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ありがとうございます。ぜひ今おっしゃったようなことを含めて、今後いろんな選択肢が出てくるとは思いますけど、そういうものを踏まえて考え、検討していただきたいというふうにお願いしておきたいとします。

それでは、2問目に参ります。2問目は、道の駅の事業についてでございます。

道の駅とは、道路交通の円滑な流れを支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩施設として、さらには地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報の活用により、個性豊かなにぎわいのある地域の核が形成される、活力ある地域づくりなどの効果が大きいと期待される場所でもあります。

こうしたことを背景に、休憩機能、あるいは情報発信機能、そして地域連携機能を併せ持つ休憩施設である道の駅が誕生したというふう聞いております。そこで改めて、本町が推進しよう

とする道の駅事業について、何点かお伺いをいたします。

まず、道の駅の事業、本町が推進しようとする道の駅事業の目的及び事業効果をどういうことを狙ってあるのか、それをまず最初にお伺いしたいと思います。

2点目でございますけど、これまでの調査実績と課題となっていることは何なのか。

3点目は、道の駅としての設置基準はどういうふうになっているのか。

以上3点について、まずお伺いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員御質問の道の駅事業について答弁をいたします。

事業の目的、事業効果についての御質問でございます。

まず、道の駅の定義及び目的、機能についてでございますが、道の駅とは、道路利用者の利便性向上、安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域の振興に寄与することを目的に、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設でございます。基本として、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を備える施設であり、国土交通省の認定を得て登録されるものでございます。

また、長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加する中、道路交通の円滑な流れを支え、議員からも御紹介がありましたように、この空間において、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物等の多様な情報を活用し、サービスを提供することにより、にぎわいのある空間が創出され、地域の核が形成されることで、活力ある地域づくりや地域連携が促進される効果が期待されるとともに、道路利用者の安全で快適な道路交通環境の提供や地域振興等に寄与するものと考えてございます。

次に、これまでの調査実績と課題についてでございますが、令和6年度に道の駅推進係を設置し、既存の道の駅の視察等を行い、施設やその整備プロセス等の情報収集、検討を行ってきたところでございます。

また、候補地につきましては、公共用地の活用の観点などから、下高橋官衙遺跡公園の利用等も検討してまいりましたが、文化財保護の観点から、公園の目的外での利用、開発に対する制限等により、同公園での整備は非常に厳しいものと認識してございます。

昨年度におきましても、引き続き情報収集を行い、道の駅建設に関する町としての基本的な考え方をまとめた「大刀洗町道の駅基本方針」の整備を目標として取り組んでまいりましたが、担当課内の他業務とも重なり、当該方針を整備するには至っておらず、現在、当該方針の整備に取り組んでいるところでございます。

次に、道の駅の設置基準についてでございますが、道の駅につきましては、国土交通省による認定登録がございまして、公表されております登録要項では、利用者が無料で24時間利用でき

る十分な容量の駐車場、清潔なトイレ、ベビーコーナー等の設置による休憩機能を持つことに加えまして、道路及び地域に関する情報を提供することによる情報発信機能を持つこと、さらには、文化共用施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設による地域連携機能を持つこととされてございまして、これらの機能を持ち、施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化がなされ、市町村、または市町村に代わり得る公的団体が設置者となることが、道路の駅の登録要件と認識をしております。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（１１番 野瀬 繁隆） ちょっと再質問をさせていただきます。今、答弁の中で、下高橋官衙遺跡公園の整備にちょっと触れられました。これは私どもの同僚、大石議員が何回か質問をされています。私も聞いていて、ちょっと分からない点が何点かありますので、それは改めて伺いしたいと思います。

この下高橋官衙遺跡の整備基本計画というのが２００４年に作成されています。あれは多分、私の考え方から言えば、いわゆる公園、いわゆる史跡公園としての整備をやっていこうという計画を、基本計画みたいなことをされたんだろうと思います。だから、その整備に当たっては、文化財としての補助とかいろんなものを活用しながらやっていこうとされたんだろうと思います。

だけど、全然それ以降、私も議員になっても全然初めて聞くような話でございしますので、そういうその史跡公園としての整備には、全く計画を作られてから進んでいないんじゃないかなと思います。

だから、一つは、ちょっと整理していただきたいのは、最初、この基本計画を作られて、その後、整備にかかろうとしたけど、事業費とか文化財の問題とか、何らか理由があって、財源の問題もあるのかも分かりませんが、何らか問題があって、もうこの計画自体は、ちょっと今のところ白紙ですよというような取扱いになっているのか、しばらく文化財としての公園整備というのは、例えば吉野ケ里であったり、規模は全然違いますけど吉野ケ里であったり、近くでは甘木の平塚遺跡ですかね、そこに公園整備してあります。そういうものを、いつか目指すんだということで、そのままちょっと様子を見てあるのか。今回、基本計画の中に道の駅という言葉がちょっと出てきているので、絵としてですね。だから、これちょうど場所的にもいいんじゃないかというお話が出て、これを元に進めたらどうですかというお話が最初に出ているんだろうというふうに推測します。

ただし、それには、もともとスタートしたのは文化財の公園としてのスタートですから、改めて道の駅をやろうとすれば、それなりの、また考え方を変えていかなきゃできないのかなと。それと、今までの調査をやってこられたものを、もう少し整理した上で、じゃあ道の駅として今後どうしていくのかということを考えなくちゃいかんのかなと思いますので、今現在、どうい

取扱いになっているのか、分かれば教えていただければと思うんですが。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えをいたします。

議員のほうから御紹介がありましたのは、この下高橋官衙遺跡の整備基本計画のことではないかと思っております。

これにつきましては、官衙遺跡を将来にわたって文化財として、史跡として残していくために、当時の教育委員会が策定したものだというふうに認識してございまして、短期整備、中期整備、長期整備の長期的な、3段間にわたった長期的な、その当時の将来像、史跡の整備に関連して、こういうふうなものができればいいなというのを策定したものだというふうに私自身も認識してございます。

その中で、短期整備がおおむね10年後まで、中期整備が20年後まで、長期整備が50年後までということになっておりまして、この長期整備の中に、先ほど議員のほうから御紹介がありました道の駅等の記載もあるところでございます。

ただ、これはあくまでも下高橋官衙遺跡の史跡を後世に残していくというところが一番メインでございまして、それに関連して、こういうふうな周辺整備もできたらいいなという思いを冊子にしたものだというふうに私自身は認識してございます。

また、この計画でうたわれております部分につきまして、現在までのところ、この短期整備段階の途中までで止まっているというのが状況でございます。短期整備段階でも、正倉院の建物の整備であるとか、いろいろ当時の状況が分かるような形で歴史公園として整備をするということが、当初この計画にうたわれておりましたけれども、その後、検討する中で、一番分かりやすいのは、お隣の朝倉市の遺跡公園ですね。川添平塚のほう、見ていただくと分かると思うんですけれども。

あの建物について、かなり従来どおりの建て方で建てるとすると、かなりの費用を要するということもありますし、また、結局、史跡でございますので、基礎等は打てないという部分もあって、その耐震上の観点からも、常時、その造った施設の中で何らかの営業活動をするなり、いろんなことはできないと、一時的なイベントにしか使えないというようなこともあって、そういう当時の奈良時代の郡衙を再現する形で公園整備するよりは、平面のまま利活用したほうが町民のためになるのではないかなというふうな判断もあったんだというふうに聞いてございます。

なので、現時点で、そういう奈良時代の郡衙を復元するような形での官衙遺跡の整備計画については、一応、こちらの基本計画には記載されておりますけれども、現時点で具体的な計画は持っていないところでございます。

その中で、おおむね50年後までの長期整備段階の中で、道の駅についても記載がございます

けれども、これは重複した答弁になって恐縮でございますが、あくまでも官衙遺跡の史跡を後世に残していくに当たって、周辺整備ということであつたものでございまして、現在、建設課のほうで検討している道の駅とは、若干の検討のやり方が違うのかなというふうに認識をしております。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） その官衙遺跡については、ちょっと大石議員も何回か質問されていいますので、後でまた、ちょっと打ち合わせて、今後また必要があれば質問を行っていきたいと思います。

次に移ります。次の道の駅の整備フローについてです。

お手元にタブレットが、こういう整備フローがあります。これ、国交省のホームページより、ちょっと抜粋したものでございます。これ、非常に分かりやすいフローになっていまして、まずは、市町村が道の駅の整備意向をきちっと示して、そして関係する国とか県との事前協議とかそういうのをしながら、やはり全体の構想計画をきちっと立てるということ、そういうことにおいて、いわゆる、今度は道路管理者、整備の仕方がいろいろ違いますので、道路管理者との協議等を行って道の駅の事業の計画を策定する、そして設計、あるいは工事をやっていくと。

ひいては、これは道の駅の登録というふうになっています。これは必ずしもその後じゃないと思うんですよ。計画やらつくって、それが例えば道の駅に該当するような要件であれば、その時点で申請を出したりするのかなと。これは、たしか地方整備局の路線課というところが最終的には担当していたと思うんですけど、そういうところとの事前協議なんかは、やっぱり必要になってくるのではないかなというふうに思います。

こういう整備フローと、下のほうには、2種類ありますと私が今申し上げた、いわゆる一体型である場合、これは、いわゆる道路管理者が整備すべきところと、単独型というのは市町村が全体を整備していくということで。道路管理者が整備するところは、当然道路管理者が費用を出しますので、一体となって利用できれば、その分が補助みたいな形になってくるのではないかなと。こういう整備フローがありますので、御参考までにお示しをしておきたいと思います。

ここで質問ですけど、まず1点目でございます。私が推進しようとする道の駅の整備の手順として、まず最初にすべき事項は何というふうにお考えなのかというのが1点でございます。

2点目は、道路管理者、先ほど申しましたように道路管理者と事前協議を行った実績はあるのかどうか、そこをまず、この2点を、ちょっとお伺いしています。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をいたします。

道の駅の整備フローについての御質問でございます。

まず、道の駅の整備手順として最初にすべき事項についてでございますが、議員のほうから御紹介がっておりますけれども、道の駅の整備につきましては、基本構想の策定、ここでは全体構想計画になっておりますけれども、基本構想の策定、基本計画の策定、設計、登録申請、開業準備の流れというふうに認識してございます。

このため、まず基本構想の策定に取り組むことが必要となりますけれども、この基本構想につきましては、候補地または候補エリアが選定されていることを前提に、地域活性化や観光振興、情報発信等をどのような施設設備をもって行うかの構想をまとめるものでございまして、当初は、利用できる公共用地等候補地の検討を進めてまいりましたが、一方で、候補地を決定しても施設内容等の方針を固めなければ、中身次第で立地条件も変わることから、現在、町としての基本的な考え方をまとめた基本方針の整備に取り組んでいるところでございます。

今後は、策定する基本方針をベースに、客観的なデータも収集しつつ、前日の、先ほど申し上げました基本構想を策定した上で、建設費や導入施設等の構想を具体化し、実際の配置計画やコストの試算、運営資本の検討などを盛り込んだ基本計画を策定するなど徐々に計画を具体化し、着実に事業を進めてまいりたいと考えてございます。その後、国土交通省の審査を経て、登録整備工事や様々な営業主との協議等が完了した後、道の駅として供用開始ができるものという整備をしてございます。

次に、道路管理者、国県との事前協議についてでございますが、これにつきましては、整備する場所も含めて、規模や内容を、現在、検討中でございますので、現時点においては、福岡県に対して、大刀洗町において、現在、道の駅の整備を検討している旨の情報を共有している段階でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（１１番 野瀬 繁隆） 今説明がございましたけれども、私はやっぱり道の駅という事業を打ち出すからには、ある程度の意向と言いますか、基本計画みたいなもの、構想みたいなものは、やっぱり固めておくべきだと思うんですね。

でないと、どこにも協議ができないし、この議会内というか、町内でも、そういうオーソライズができないと思うんですよ。それに向かって進んでいこうというのが、行政と議会と一体となって進めていくような話の順序になるのかなというふうに感じていまして、まだどこにするか規模も分からんとか、公共用地があれば、そこに持っていこうとか、じゃあどういう形で補助を受けたりするのかとかそういうのが明確でないし、いわゆる道の駅と言われるものを認定していただくには、あまりないんですよ。筑紫野線か、３２２か、そういう交通量から見ても本当に限られるところしかないんですよ。だから大石議員なんかも、官衙遺跡の周りも買収してでも造ったらどうですかというような、そういう意見が出てくるんですよ。そういうことを、やっぱ

りきちっと最初に決めておくべきというか、オーソライズしておくべきかなというふうに思います。

それで、次の3問目に入りますけど、道の駅、先ほどもう答弁ありましたが、整備の基本方針とか基本構想を、きちっと今までの経緯を整理して、早急にやっぱり策定すべきと私は思います。それを議会にも示していただいて、全体で推進していくような体制をつくっていくということが、本来の在り方かなと思いますので、そういうことに対する所信があれば、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、答弁をいたします。

道の駅整備事業の基本方針、基本構想策定についての所信についての御質問でございます。議員のほうから、今いろいろと御指摘がございましたが、私自身も議員おっしゃるとおりだと考えてございます。

道の駅事業の推進に際しましては、基本構想の策定が必要ですが、まずは、目的や制度、理念、導入機能、施設整備についての考え方等の方針や検討内容を整理した基本方針を、まず作成し、その後、交通調査や利用者ニーズなどの必要な仕様操作について業務委託を行い、候補時の選定を含め、早期に基本構想を策定をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ぜひ、そういう、町民の方々が聞いても、ちょっと分かりやすいように情報を発信していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時44分

\_\_\_\_\_

---

令和8年 第15回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和8年6月11日 (木曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和8年6月11日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

---

出席議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 松本 照行 | 2 番 | 古賀 世章 |
| 3 番 | 中村 竜博 | 4 番 | 平田 康雄 |
| 5 番 | 實藤 量徳 | 6 番 | 安丸眞一郎 |
| 7 番 | 平山 賢治 | 8 番 | 河野 政之 |
| 9 番 | 大石 純  | 10番 | 白根 美穂 |
| 11番 | 野瀬 繁隆 | 12番 | 高橋 直也 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |       |              |       |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 町長 .....     | 中山 哲志 | 副町長 .....    | 重松 俊一 |
| 教育長 .....    | 柴田 晃次 | 総務課長 .....   | 平田 栄一 |
| 企画財政課長 ..... | 福岡 信義 | 税務課長 .....   | 棚町 瑞樹 |
| 福祉課長 .....   | 渡邊 章子 | 地域振興課長 ..... | 松元 治美 |
| 農政課長 .....   | 矢永 孝治 | こども課長 .....  | 早川 正一 |
| 健康課長 .....   | 田中 豊和 | 建設課長 .....   | 黒岩 雄二 |
| 住民課長 .....   | 入江由香理 |              |       |

---

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。

ただいまから、令和8年第15回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願い申し上げます。

本日も一般質問に入る前に申し上げます。

一般質問は、議員が町政全般について町長及び執行部の考えを問い、町政上の課題を明らかにするための議員にとって重要な職責の一つです。本会議は、その議員の職責が公正かつ十分に果たされる場でなければなりません。

また、一般質問の趣旨が十分に実現されるかどうかは、質問する議員だけでなく、これに答える執行部の姿勢にも関わるものです。議員の質問が十分に行われ、執行部からも質問の趣旨を踏まえた答弁がなされるよう、必要な議事整理を行ってまいります。出席説明員におかれましては、議員の質問の趣旨を踏まえ、誠実かつ具体的な答弁をお願いいたします。

なお、答弁に当たり確認を要する事項がある場合には、必要に応じて休憩を設けるなど、答弁内容を確認する時間を確保しながら進行いたします。

本日の一般質問が、議員の職責を十分に果たすものとなるよう、円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、通告を受けております7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

#### **7番 平山 賢治議員 質問事項**

1. 物価高騰対策、物資不足対策について
2. 第三者委員会と称するものについて
3. 今後の行政運営について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従いまして質問させていただきます。

大きな1問目、物価高騰対策、物資不足対策についてであります。

御承知のとおり、中東情勢に伴う物価高騰、資材不足が大きな課題となっており、住民の皆さんの生活や営業に深刻な影響を与えていることは御理解いただけるものと思います。そこでまず

質問ですが、第1に、行政として町内の生活状況や営業状況の把握はいかがでしょうか。

第2に、行政への相談状況や、対応する相談窓口の状況はいかがでしょうか。

第3に、現状を踏まえ、緊急の支援策として、つなぎ融資や納税猶予、光熱費への助成、相談体制などの充実が必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上3点につき、まず答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の物価高騰対策、物資不足対策について答弁をいたします。

まず、町内の生活状況や営業状況の把握についてでございますが、現時点では役場の福祉課や社会福祉協議会の窓口寄せられる相談件数や相談内容については大きな変化はございませんが、昨今の物価高騰に伴い、町民の皆様の暮らしに影響が起きているものと考えてございます。この点、農業者の皆様からは、燃料価格をはじめ農薬、肥料、飼料、資材価格の高騰や物資不足に加え、今後の米価の低迷への懸念など先行きが非常に不透明になっているとお声をお聞きます。

また、商工会には、物価高騰対策、物資不足対策向けの融資や支援、助成金についての問合せが数件あったほか、ナフサ等の関係では、塗装業やカシュ業、野菜の包装カバーなどの資材の不足の相談があったとお聞きをしているところでございます。

次に、行政への相談状況や対応する相談窓口についてでございますが、生活の困り事全般に対する相談窓口を社会福祉協議会に設けておりますが、現時点では経済的な困窮に関する相談に大きな変化はなく、役場福祉課が相談窓口となっております生活保護につきましても、相談件数や保護の決定件数に大きな変化はないところでございます。

次に、つなぎ融資や納税猶予、光熱費への助成、相談体制の充実についてでございますが、大刀洗町では、町としてはつなぎ融資等は実施しておりませんが、セーフティネット保証制度の認定のほか、日本政策金融公庫の融資等について相談があった場合には、所管の商工会を御案内をしているところでございます。

また、昨今の物価高騰や収入減少などにより税金の納付が困難となる場合には、地方税法に基づき、納税者からの申請を受け、物価行動や生活困窮の事情等、特別な事情に該当するかどうかについて具体的な内容を基に判断を行うなど、素早く丁寧な対応に努めているところでございます。

また、税金の納付が困難な場合には、申請に基づき分納の制度を適用することが可能であり、住民の皆様から相談があった場合には、これらの制度を周知するとともに、必要に応じて納税者の負担軽減を図っているところでございます。

また、大刀洗町では現在、光熱水費への独自助成は行っておりませんが、物価高騰対策として、

国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を活用して現在、住民1人当たり8,000円分を値引きできるクーポン券を配付しているところでございます。

なお、先ほど答弁しましたとおり、現時点では相談の状況等に大きな変化はございませんが、今後、生活や事業への影響が大きくなることも想定されますので、相談があった際にはそれぞれの相談窓口の所管課と社会福祉協議会や商工会JAなどをはじめ、国県の関係機関と連携を強化することを通じて様々な相談に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次再質問させていただきます。

先ほど今の答弁で農業者の方、それから商工業の方、それから建設業界、いろんな業界がひとしくやっぱり影響を受けているという御認識だったと思います。そのとおりだろうと思います。現在のようなそういうふうにあらゆる業界が逼迫した状況において町への相談が多くないというのは、どのような原因があるのかも考えなければならないと思います。

それはまたひとまずさておきまして、今日は、中東情勢の特に影響を大きく受けているのが、建設業界やそこで働く職人の皆さんであろうと思いますので、町内の話をお聞きしました。

大工さん。今年は新築を2件受けていて、1件目は材料がぎりぎり確保済みなので着工予定だが、建築中に不意の値上がりが予想されるため、施主さんとの金銭的な交渉に不安がある。つまり、仮に工事ができたとしても適正な利益が確保できるか分からないということですよね。それから2件目の新築に至っては、着工できるかすら不明だと。とにかく材料入荷が不透明なため、はっきりした返答ができない、段取りもできないという感じであります。

それから内装屋さん。シンナーはもとよりのりも入らないので床工事もできない。

土木屋さんは、アスファルト単価、軽油の値上がり、今後も際限なく上がる可能性があるということ。それから今後2か月は仕事がないので運転代行のバイトなどで何とか暮らしているといった御意見。それから、政府に対しても政府は単なる目詰まりというが、実際には現場では解消していないし、政府の具体的な方策も全く見えない。責任ある対応をすべきとの厳しい現状が寄せられています。

こうした現状に鑑みますと、今後二、三か月で資材不足による経営の行き詰まり、廃業・倒産や税の滞納などが集中して発生すること考えられるのではないのでしょうか。改めて緊急の対応が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員から御指摘があったような状況は、恐らく日本国全体でいろんな場面で起こっているのではないだろうかと考えてございます。その中で町としてできることというのが、まずそういう相

談を受けたときにそれぞれの所管する部署のほうに確実につないでいくと。既存のいろんな融資制度等もございますので、そういう窓口をまずは御案内したいと思ってございます。また、これも一自治体というよりは日本全体で取り組まないといけない状況でございますし、今後また国のほうでも各種施策が打ち出されてくると思います。物価高騰に関連して今月にもまた国のほうから交付金の内示もあってございますので、そういうのも活用して、今後町としてもできる範囲で対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） もちろん国に対して具体的な支援策、それからナフサ等の供給の具体化を図るということを求めることが非常に重要であると思って、一方で、地方自治体独自での支援が開始されている例もあります。県内の福岡市は独自の融資を開始しました。中東情勢の悪化を踏まえ、緊急特別融資を新設。売上げや利益率が減少した中小企業を対象で、限度額が1,000万円、6月1日から受付ということで報道がなされていると思います。御承知かと思います。素早く対応している事例がございますので、参考になると思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

現時点において大刀洗町が独自にそういう事業者の皆様に対する融資制度を新設するという考えはございません。そこはいろいろノウハウ等必要でございますし、政令指定都市等のいわゆる事業者支援の部分と一般の市町村の部分では、どうしてもその在り方は違うと思いますし、そこは県なり国と市町村との役割分担の中で対応していくものだと考えてございます。もちろん町としても、できればそれは町民の皆様にとって望ましいだろうと思いますけれども、現時点において町のほうでそういう新たな融資制度を創設してそれに対応するということは、現在のところは考えてはございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） やはり、福岡県建設労働組合という組合がありますね。職人さんとか一人親方さん、事業主さん、1万5,500人を超える組合員を組織しているところですが、こちらからも近日中に町へ申入れをしたいという御意見があります。その中でやはり一番喫緊の要請としては、中東情勢の影響を受けた方が申込みができる企業債務の借換えや新たな融資枠の創設を、それから町県民税や国保税の納付猶予などの特例制度、支援制度。既に売上げが減少している事業者に対し、コロナ禍で実施された持続化給付金や家賃支援金のような支援を独自に行うこと、または政府に実施させるよう意見書を上げてほしい。こういうことが緊急に多分近いうちに要請行動があると思います。

特に現場の方が強調されるのは、今回の資材不足はむしろコロナの頃よりひどいという御意見

です。コロナ禍では仕事はできたんですね、仕事は減ったにしろ。仕事はできたんですが、現在は材料がないので仕事もできない。すなわち収入が直ちに途絶するということになります。さらに6年前のコロナ禍で打撃を受けて、当時借り入れているのがまだ返済されていない。さらにはこの二、三か月で倒産や離職、解雇が相次ぐ可能性がある。コロナ禍からどうにか復帰して軌道に乗りかけてきた仕事も増えたこの時期に再度大きな打撃であります。にもかかわらず個人の施主さん相手にはあまり価格転嫁ができないという苦しい現状があります。市町村独自でできる融資制度や免除制度というのはあるのではないのでしょうか。この点を、建築業界のみならず、住民生活や全業界の営業を守る上でも重要な提言だと思います。早急な対応を求めます。

もう一つ重要なことは、町が発注する工事についても特段の注意が必要になるのではないかとことです。材料費や労務費が適切に保障されるよう、予備的経費の計上や契約書への明記、変更契約、現場への広報や特段の周知が必要だと思いますが、その辺の対応はいかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは平山議員の御質問にお答えいたします。

町で発注している工事に関しましては、福岡県が定めている単価のほうを採用しておりますが、こういう大きい変動がある場合は、月ごとに変動の通知が来ておりますので、それに対応して工事の発注等を行っているところでございます。

言われるように、契約後にまた大きな変動があった場合は、今のところ、相談来られれば、その辺は協議の上、対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この物価高騰、資材不足の折に公共工事がかえって業界の皆さんの首を絞めるようなことがあってはなりません。他自治体に先駆けて適切な対応を現場で機敏に取っていただきたいと強く要望いたします。

先ほど申し上げましたように、町内に70名の組合員さんを擁している団体からも喫緊の申入れをしたいという声があります。こうした声にぜひ真摯に対応の上、必要な対策を講じていただくことを強く求めまして、大きな1問目を終わります。

2問目であります。第三者委員会と称するものについてです。

今回の百条調査を質問するに当たり、まず住民の皆さんにお訴えしたいのは、似て非なる2つの団体がありますので、これを混同しないように御注意いただきたいということです。

1つは、議会が法に基づき設置し予算を議決して支出した、いわゆる百条委員会という団体。それに対して、町長が条例なしに設置したと主張する第三者委員会と称するもの。住民の皆さんにおかれては、この2つの団体がごちゃ混ぜにならないようにまずご注意くださいと思いま

す。

そこで、その町長が設置したと主張する第三者委員会と称するものについて、内容をお尋ねします。

第1に、設置の経緯と根拠法令は何でしょうか。

第2に、財源とその根拠、支出済み額はいかがでしょうか。

第3に、権限と報告書の効力はどのように規定されていますか。

第4に、法律の専門家や地方自治の専門家から設置が違法と指摘されていることについて、町の見解はいかがでしょうか。

第5に、報告書において、大刀洗町行政の問題はどのように指摘されていますでしょうか。特にア、第2章「かてての経理事務」における第4「評価」から第2章補足まで。それからイ、第5章「総合評価および提言」について。

第6に、広報たちあらい第662号2ページの記事、すなわち第三者委員会と称するものの報告については、議会の総意として、その内容について嚴重抗議及び経過の説明を求めたところがありますが、明確な回答が得られていないと考えます。記事の作成経緯及び決裁の状況、編集記録の有無を改めて問います。

第7に、政党支部が発行する活動報告、大刀洗新聞2025年5月号を調査の俎上に載せたことについて、その経緯と目的は何でしょうか。

以上、7点について答弁を求めます。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは平山議員御質問の第三者委員会について答弁をいたします。

まず、設置の経緯と根拠法例についてでございますが、第三者調査委員会については、大刀洗マルシェかてての位置づけや経理処理の妥当性に関しまして、議会が設置された百条委員会と町側の間に事実認識に大きな違いがあったことや、百条委員会の調査に伴いまして、関係職員が精神的に疲弊し健康を損ねるなどして通常業務に支障を生じていたことから、職員の安全配慮義務及び職場環境保持義務の観点から早急に対応を講ずる必要があると考え、公平かつ中立的な観点から専門的な知見を持つ第三者の弁護士及び税理士に委託し、客観的な調査などを実施していただくこととしたところでございます。

この際、第三者調査委員会については、附属機関ではなく、日本弁護士連合会が定めます地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針の調査を委託する場合に基づきまして調査をいただいたところでございます。

次に、財源とその根拠、支出済み額についてでございますが、財源は一般財源で、百条委員会の調査に伴い、関係職員が精神的に疲弊し健康を損ねるなどして通常業務に支障を生じていたこ

とから、職員の安全配慮義務及び職場環境保持義務の観点から早急に対応を講ずる必要があると考え、予備費から充用してございます。

また、支出済み額は、委員4人の9月から2月までの委託料として647万916円となっております。

次に、権限と報告書の効力についてでございますが、第三者調査委員会は、百条委員会の調査権の濫用と人権侵害の有無という事案、大刀洗マルシェかてての経理事務に関する事案及び課長の旅費請求に当たり処分された事案の調査を目的として設置をされた臨時的・一時的な委員会でございます。恒常的な活動を行う機関ではなく、個別の委員からの意見聴取や情報収集、特定の方に関する提言を行うものであり、その報告書は構成員の意見の集約にとどまり、機関としての意思を表明するものではなく、また委員会設置要綱にも町が委員会の報告書を尊重する旨の規定は置いておらず、したがって、報告書も町的意思決定過程に公式に組み込まれたものではないところでございますが、頂いた報告書の内容を踏まえ、今後の行政運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、設置の違法性についてでございますが、違法と評価される可能性があるとの御指摘であるかと思いますが、附属機関、条例主義の趣旨、当委員会の性格、委員会設置の目的、設置の必要性、地方自治体の執行機関である大刀洗町長が有する自治組織権、裁判例及び学説等の動向に鑑み、今回の第三者調査委員会は附属機関には該当せず、違法ではないと認識してございます。

次に、報告書の指摘についてでございますが、かててにおきましては、現金過不足が一定の頻度で発生していること、未収金や支払いに関する管理に改善の余地があること、会計処理において現金主義的運用や売上げ計上方法に検討課題が認められることが確認されており、全体として、かててが限られた人員体制の下で運営される中で事務処理上の課題が累積していたと考えられ、今後は資金管理体制の整備及び会計処理方法の明確化を図ることにより、透明性及び検証可能性を高めていくことが望まれてございます。

また、かててやベビーギフト事業のような事業を行う際、事業そのものの検討のほか、自治体が事業を行う際、問題になり得る法的検討を経て例規の整備を行うなどの措置が必要となる場合があるが、いずれも不十分であったこと、組織体制、業務配分において専門部署の欠如、1人当たりの業務量の過多、コミュニケーションを取りにくい組織風土が指摘されてございまして、かてて事業において確認された一連の問題は、個別の事務処理や担当者の判断の問題にとどまらず、町全体としての組織体制、業務配分及び統制機能の在り方と密接に関連していると考えられるため、今後、同様の問題の再発を防止するためには、個別事案への対応に加え、通常業務を含めた組織運営全体の在り方を見直すことが不可欠であるとの御提言をいただいております。

このため、議会からかてての関係資料の返還をいただいた後、町としましては、改めて事実関

係や指摘事項を精査をした上で、今後の行政運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、広報たちあらいの記事についてでございますが、当該記事については、本年2月20日に第三者調査委員会から町に調査報告書が提出されたことから、住民の皆様はその事実を速やかにお伝えするため、広報たちあらい4月号において概要をお知らせしたものでございます。その際、紙面の制約上、調査報告書の詳しい内容については、町のホームページで確認できることをお知らせするとともに、町がポイントと考える点を一部抜粋して掲載をしたところでございます。

当該記事につきましては、町長、副町長、総務課及び地域振興課において校正をしております。最終的に地域振興課において担当者から課長まで、全ての広報ページの内容を確認した上で校了してございます。

なお、編集記録につきましては、編集過程の紙の校正費用については、広報紙完成後廃棄をしてございまして、広報紙を作成する業者との電子データのやり取りにつきましても、これも専用のシステムで対応しておりまして、校了後に消えてしまうため、編集過程上のデータは残っていないところでございます。

次に、大刀洗新聞についてでございますが、この大刀洗新聞が政党支部が発行する活動報告なのかについては存じ上げておりませんが、百条調査に関連して、「私たちの税金が一部の課長の食べ物に」、「役場の一部の課長職が好き勝手に振る舞い、税金が不当に支出されています」など、百条委員会側の事実認識に基づき、関係職員を誹謗中傷する内容のこのチラシといえますか、大刀洗新聞が町内の一般家庭にポスティングされていたことから、これ以外にも法令違反と決めたプレスリリースや、その後のSNS上での誹謗中傷などが続いていること、そういう状況も踏まえまして、百条委員会の調査権の濫用と人権侵害の有無について、公平かつ中立な観点から専門的な知見を持つ第三者の弁護士及び税理士に委託し、客観的な調査などを実施していただくこととしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 一回一つお尋ねします。⑥について、決裁はしたんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元地域振興課長。

○地域振興課長（松元 治美） 広報たちあらいの決裁についての御質問かと思います。

決裁につきましては、各課全ての課に第1校から原稿をお渡ししておりますので、各課の中で印鑑を打った形での決裁という形では行っております。ただ、平山議員が伺いを立てた形で全てのものを係員から町長まで決裁印を押して、それを保存するという形では行っておりません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町の決裁規定はどうなっていますか。

○議長（高橋 直也） 松元地域振興課長。

○地域振興課長（松元 治美） 平山議員の御質問にお答えいたします。

決裁規定といたしましては、広報につきましては、発行する段階については地域振興課長の決裁という形となっております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この件に関して、先ほど町長が何かいかにも決裁をしたかのような発言をなさいましたけど、実際は決裁なさっていないわけですよね。決裁文書もない。決裁規定にあるにもかかわらず決裁もしていないし、決裁文書もなく、そして町長が関わってこういう恣意的な紙面をお作りになったと。結局今まで続いてきた、決裁もしない、記録も捨てる、その中で好き勝手な違法脱法行為を繰り返す、そのような全く共通の現象が起きていると思いますが、町長いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、広報たちあらいについては、それぞれ校正段階でそれぞれの記事を書いている課、それから町長、副町長を含めて確認をしているところでございます。ただ、議員がおっしゃられますように、最終的に事務決裁規定等で定められております最終稿の決裁を決裁文書という形で地域振興課のほうでこれまで残しておりませんでしたので、それは今年度から残すように最終稿については規定を改めたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も申し上げますけど、議会から追及されてから一つ一つその場しのぎでやり直すんじゃなくて、ちゃんと全部の決裁規定がきちんと実施されているのか。それから任意団体と称するものが幾つあってどのような運営がされているのか。何度も申し上げますけど、それを一定期間かけて集中的に再建を図るべきではないのかと申し上げます。それはやらないんですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員のほうから御指摘がありましたけれども、改善すべきところはずっと改善を繰り返していくと。必要な部分については改善を繰り返していくというのが行政としてあるべき姿と思っておりますし、そのように対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 少なくとも一般的な行政の姿ではないと思います。ほかの自治体の職員さんが聞いたら怒ると思います。そんなのは全然一般的じゃないよとそれは申し上げておきたいと思います。

それから先ほどの答弁の中で、百条委員会等の調査によって職員が疲弊し健康を損なったという断定、それから議会による調査権の濫用という旨のお答えがあったと思います。これは議会の正当な調査権に対する重大な発言だと思います。これは議員に対する攻撃ではなくて、議会に対する攻撃であります。これについては、後日もしくは本日、議長のほうで対応いただきたいと思います。こうした議会の正当な権限が町長によって非常に不当な攻撃を受けているのではないかと私は思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

最初に戻りますね。まず、答弁を一旦まとめますと、設置に当たっては条例もつくらず、予算の承認も得ず、さらにはこの調査報告書に対しても町長は一切参考にする義務はない、そういうことです。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられたように、これは附属機関として設置はしてございませんし、職員の安全配慮義務及び職場環境保持義務の観点から早急に対応するべきと考え、委託をして調査を実施したところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 当然議会にお諮りになる必要があると思いますが、そこをなさらなかったのはなぜですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、この百条調査に関連しまして職員が疲弊し、職場の執行体制も確保できないような状況になっておりました。また、このことについて職員の安全配慮義務、職場環境保持義務の観点から、早急に直ちに対応する必要があると考え、このように対応したところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） もっともらしいことをおっしゃるけれども、附属機関でもないのに、その報告書も何も参考にする義務もないんでしょう、法的には。だからそういうものに647万円、すみません、私、大刀洗新聞で誤って少ない数字を出してしまいました。深くおわびして訂正したいと思います。647万円も何の根拠もない、従う義務もないものに647万円も支出されたということですね。これに驚きを禁じ得ませんが、それであれば、予算の議決も経ない、条例も制定しない、報告に従う義務もないのであれば、税金ではなくて町長のポケットマネーでやるべきではありませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

これは町として職員の安全を守るために必要だと思い、このように支出をしたところでございます。

また、ポケットマネーとなれば当然、政治資金の寄附行為の禁止等にも抵触する可能性がございますので、これは町として職員を守るために必要だというふうに認識した上で支出をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いやいや、町長の私的機関ですよ。趣味でおつくりになったのと一緒にですよ。これは何の拘束力もないんだから。

それから、その急がないといけないということをおっしゃっているんですけど、実際には8月5日に記者会見を行って、20日以後は9月29日です。その間、議会としては何がありましたか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議会の日程について、詳細に記憶してございませんので分かりませんが、恐らく9月議会が当然あっているものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ定例会ってのがあります。それと臨時会ってあるんですけど、御存じですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

存じ上げております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 臨時会の招集はどなたが行いますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、地方自治法の条文を正確に覚えておりませんが、町だと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いつ招集なさいましたか。招集して議決をいただければよかったと思うんですけども。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えしますが、ちょっと議員の質問の趣旨がよく分かりませんので、もう少しお願いできればと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 臨時会を3日前に招集して、臨時会において必要な予算措置を承認を得ればよかったのではないのでしょうか。8月5日に記者会見、9月29日につくるのであれば8月上旬に臨時会を招集して予算の議決を得ればよかったのではないのでしょうか。なぜなさらなかったんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来重複した答弁になって恐縮でございますけれども、一刻も早く職員の安全を確保するために設置する必要があると考え、予備費から充用させていただいたところでございます。これは実際の設置までには時間を要しておりますけれども、この第三者調査委員会の、先ほど申し上げました日本弁護士連合会の地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針に基づいて調査を委託を行いましたので、弁護士会あるいは税理士会等をお願いに行って、本町とは関係のない弁護士さんなり税理士なりをそちらのほうで選定していただいたと。その選定をお願いするに当たっては、予算上の裏づけが必要でございますので、このように対応させていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長の理屈であれば、全ての予算は町長が勝手に予算化できるということになりませんか。何でも時間がない、いとまがない、3日前に招集するいとまもないから予算化するんだったら、これは二元代表制の否定ではありませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今言われたのは、例えば専決処分を繰り返し乱発してというか、どんどん行って専決処分だけで町の行政運営を行っているとするれば、議員が言われたような御指摘に当たるのではないかと考えてございますが、当初予算で認められた範囲内で予備費の充用という形で緊急を要するためさせていただいたことでございますので、それは当然予備費の総額の内数になりますので、一定の制限がかかっているものと認識をしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず、議会に諮る意図もあったということですよ。町長の主張は事実と反します。そもそも急がないといけないかっておっしゃっているけれども、新聞記者の取材に対しても、「この目的は議会の承認を得られないだろうから」と正直に述べていらっしゃるではありませんか。どうですか。そちらのほうの本筋じゃないんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

当時の議会の情勢を見ると、議会の承認を得られない可能性もあったのではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（７番 平山 賢治） そうするともう一つ重大な問題があります。地方自治法の規定です。第217条、予備費は議会の否決した用途に充てることができないとあります。町長の主張であれば、議会の承認を得られそうにないから議会に諮らずに予備費を支出したということになります。しかし、地方自治法が定めるように議会が否決した事業には予備費は充てられないんです。そうすると217条に抵触しないように、あえて先回りして議会にかけずに予備費から支出した。これも脱法・違法の指摘を免れないと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

予備費については、今議員のほうから御説明がありましたとおり、議会で否決された事務については使えないところでございます。ただ、今回は、先ほど来何度も重複した答弁になって恐縮ではございますけれども、職員を守るために緊急に行う必要があると考え、予備費から充用させていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（７番 平山 賢治） 時間はあるけど否決されそうだから先回りして217条に引っかからないように予備費から使っちゃえというのが事実の経過ですよ。

先ほど来から第三者委員会の指針の話が出ています。しかし、この第三者委員会の日弁連の指針をおつくりになった幸田教授からも、こんな町のやり方は二元代表制の否定にひとしい、首長の専決処分で行政を行うような話になると明快に批判されています。地方自治体の長としてこれらの批判を厳しく受け止めるべきではないですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今議員から御指摘があった方からの御指摘については、町として把握してございませんので、そういう御指摘があるのであれば、それはそれで真摯に受け止めたいと思いますし、そういう御指摘があったということで受け止めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（７番 平山 賢治） だから第三者委員会の指針を理由にするというのは全く理由にならないんですよ。おつくりになった先生が、あなたたちは違法です、違法の疑いですっておっしゃっている。本当に天に唾するような行為を繰り返していると思います。

それから百条に関する記事ぐらい読んでください。本当都合の悪いことは目をつぶって、都合のいいことだけ見ていて、結局こんなことになっているっていうのは非常に明快だと思います。

いずれにしても、町長が法を守る気がない、住民に対する説明責任を果たす気がないということが、これまでの全ての項目に共通していることを指摘しなければなりません。それはかつての問題、宿泊費を見ても一貫しており、これが前町政から続く大刀洗町行政の特徴と言えます。一切合財の是正を求めます。

次に、③と④です。権限についてです。

先ほど確認しましたが、町長は、第三者委員会自らが、条例も定めずにおつくりになった第三者委員会の報告について、一切尊重したり、町政に反映する義務を負わないということで間違いないありませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

いわゆる附属機関ではないということでございます。

○議員（7番 平山 賢治） いや、答えになっていない。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問に再度お答えします。

附属機関ではございませんので、町的意思決定に正式に組み込まれたものではないと認識してございます。ただ、これは公正中立的な立場から、第三者委員会に調査をお願いしたことでございます。その報告書の内容については、真摯に受け止めて、今後の行財政運営の参考にさせていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほどから明らかなように、都合の悪い部分は無視して、都合のいい部分だけをつまみ食いして住民に報道するということが、当初から予定されているわけですね。公費を使ってね。馬奈木弁護士がこの広報たちあらいの発行前の報告書の補足意見でもそのとおり予言をなさっています。尊重する義務がないから違法な設置ではないということを強調していらっしゃる。すなわち中山町長は、報告書を見た上でどうするかは自分で勝手にしますよということなのであり、町長の都合のいい気に入った部分は強調して引用し、都合の悪い部分は無視するというつまみ食いが当然のこととして予定されていることを調査委員会自らが正当性の根拠として強調している。そのとおりになっていますよね、広報たちあらい、違いますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

先ほどの答弁と重複して恐縮ではございますけれども、広報たちあらい4月号の記事につきま

しては、２月２０日に調査報告書が第三者調査委員会から出されたことから、住民の皆様はその事実を速やかにお伝えするために概要をお知らせしたものでございます。その際、紙面の制約上、詳しい内容については町のホームページで確認できることをお知らせするとともに、町としてポイントと考える点を一部抜粋して掲載をしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（７番 平山 賢治） 馬奈木先生の御指摘というのは、全国の地方自治業界の先生方がみんな読んでいます。馬奈木先生のおっしゃるとおりだということで、大体学説もそちらのほうにいつていますので、都合悪いけど読んでください。そのとおりのことが起きていますよね。

それから、つまり極めて変な話なんですけど、第三者委員会と称する団体は、自らの正当性、合法性を説明するために、私たちは何の権限もない集団であり、我々の報告書も各委員の意見を集積したに過ぎない。町長も、我々の意見を尊重する義務はないので、よって我々の第三者委員会は合法なんだとおっしゃる。自らの合法性を主張する理由として、自分たちは何の権限もないということは何ページにもわたって主張していらっしゃるわけですよね。極めておかしい話になっています。何度も言いますが、これに公金を６４７万もお使いになった、これを強調したいと思います。

確認しますが、第三者委員会の設置は全て町長の責任ですよね。ほかに責任者はいらっしゃいますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

第三者委員会の設置については、町としての責任において設置をしたものでございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（７番 平山 賢治） じゃあ町長が、条例もつくらず、議会の予算も経ずに税金を使って勝手に設置した第三者委員会の報告書については、説明責任は誰にありますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをします。

報告書の個々の記載については、それぞれの委員さんの判断というか、中身だと思います。ただ、どういう内容を記載されたのかというのは、ただ、町との関係で先ほど議員のほうから言われますように公費を支出しているとか、そういう面に関しては長である私のほうにあると思います。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（７番 平山 賢治） そうですよね。根拠のない、附属機関でもないんですから、町長が勝手におつくりになった機関だから、そこでなされたこと、例えばその中に違法行為等があっ

た場合は町長が恐らく責任を負うことになるんだろうと思います。そこはよくよく御自覚いただきたいと思います。

この大刀洗町行政は、かつて第三者委員会からも厳しく問題が指摘されていますよね。⑤に行きます。

町の幹部は、百条委員会や第三者委員会の報告は詳細に読み込んでいますか。あるいはそのような方針を進められていますか。どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

幹部というのはどこまでを指すのか分かりませんが、少なくとも私は一通り目を通してございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 例えば副町長、総務課長、あるいは課長職といった方々がぜひ読み込んで、いろんなことを学んでくれというようなお示しなどが町長のほうからあっているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

それぞれの報告書等が提出された際に、こういう報告書が提出されているので、それについて真摯に対応するようにという指示は出しています。ただ、中身を見ましても十分に、今資料のほうを押収されたままでございますので、これが何を言っているのかというのが判然としない部分がございますので、そういう部分については改めて資料を返還していただいた後に事実関係を確認した上で、精査をした上でまたそれぞれ町としての対応なりを考えてまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 残念ながら、直近のやり取りにおいても三役級の幹部職員から、第三者委員会の報告すら読み込んでいないという正直な発言がありました。こういう現状は適切でしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今議員がおっしゃられたような発言があったかどうかというのは私自身、了知しておりませんので、コメントのしようがございませんが、もし仮にそういうことであればそれは適切ではないと思います。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（７番 平山 賢治） じゃあ適正化を早急に図ってください。お願いします。

毎月、全協では正状況や問題の部分の説明を求めています。全協での執行部の答弁を聞いていても、副町長や総務課長、地域振興課長などの答弁が的を射ず、明らかに百条委員会の報告書や、町が勝手につくった第三者調査と称するものの報告書すらも読んでいないことが明らかであります。

さらには、質問事項を事前に送付していたにもかかわらず、当日その場になって、この質問はどういう意味でしょうかなどと副町長が発言しています。どこまで議会を、ひいては住民を軽視する行政をお続けになるつもりでしょうか。お答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

執行部側として、議会を軽視するような行政をやっているつもりではございませんし、そのような考えもございません。副町長がどういう趣旨でその発言をされたかというのは分かりませんが、質問の内容も、文章を一読しただけでは質問の意図、趣旨が十分分からない部分もあったのでそういう発言になったのではないかと存じます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（７番 平山 賢治） 議会としては随分前に説明しなさいということで、してくださいということをお願いしているにもかかわらず、事前の確認も何もない、その場で御質問なさる。さらには、先ほど申し上げましたが、三役級、あるいは担当課の責任者が明らかに読んでいないという、この残念な現状、直ちに是正を求めます。「つもりはない」では駄目なんです。つもりはないじゃない。実際にそうになっているんですよね。全く誠実な対応がなされていない。それは議会じゃなくて、住民を、有権者を軽視し欺いていることだということを町長以下、全職員が御自覚いただきたいと思います。

次、行きます。

例えばどういう指摘がなされているか、第三者委員会と称する団体からもどういう指摘がなされているか。第三者委員会と称するものの報告書がありますよね。お持ちだと思います。例えば２８ページの第４の評価の中で、中ほどに表がありますよね。出店日数等の表がある。その下の３行に何て書いてありますか。その現金に関する。ちょっとお読みいただけますか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） ２８ページのどの部分を読めというふうに御指摘でございましょうか。表の下。議員のほうから御指摘いただいたほうがいいんじゃないかと思いますけれども、「令和６年４月１２日から令和７年３月２７日までのかててにおける出店日数は８５回あるが、そのうち現金誤差が生じた日数は４７日、出店日数に対する割合は５５％である」。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） つまり85日出店したうち55%、47日において現金の誤差が生じているということですよね。その下に書いてあります。「偶発的な誤差の範囲を超えており、現行の資金管理体制では不正を早急に発見することは困難と言わざるを得ない」、こういう事実をまさに住民の方に正直に説明すべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今言われたような部分も含めて、なぜそうなっているのかというのを町としても確実に把握する必要がございますので、ですので今、議会のほうが押収されている資料を早く返還をいただきたいとお願いをしているところでございます。恐らく毎日毎日の日計の締め方というところなりで誤差が生じているのではないかと思うんですが、それがこちらが今持っている資料だけでは検証できませんので、その面も含めて早く資料のほうを返還をいただきたいと切にお願いを申し上げます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） いやいや、お持ちの資料で検証できるはずですよ。だって第三者委員会がこうやって書いているじゃないですか。意図的な不正は確認できなかったとか、いろんな不正があった、いろんな不適切な経理があったって。そこからまず検証できるはずですよ。

それから38ページの第三の評価、町の直営事業としての性格を有していた、こう判断していますよね。当たり前であります。町長の主張を真っ向から否定されています。

それから39ページの冒頭から何と書いてありますか。これは町長が議会の議決も経ずに予算を流用してお作りになった書面だから説明責任はあるでしょう。お読みになるべきだと思います。

39ページ冒頭から何と書いてありますか。読んでいただけませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

その前に議員から今御指摘がありました2点について、1点目、第三者調査委員会からもうこういう指摘があるではないかと、さっきの現金……。

○議長（高橋 直也） 中山町長、質問されたことにだけ答えていただいてよろしいでしょうか。中山町長。

○町長（中山 哲志） もう一度、該当箇所をお示しいただければと思います。

また、読み上げさせるような文であれば議員のほうから読み上げて御指摘をいただければ、もっとスムーズな議事進行が図られるんじゃないかと思うので、そうしていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ3行だけ読んでいただけませんか。39ページにどういうことが書いてあるか。その後は私でやりましょう。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 39ページの何行目でしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） そうすると町がかてての事業の売上げや仕入れを町の予算（一般会計）または条例に基づく特別会計に組み込まず、別会計、別通帳で処理する運用は、以下に述べるとおり、地方自治法の抵触の可能性を否定することができない。

ただ、これについては全体を読んでいただいたら分かると思うんですけども、第三者調査委員会については、いわゆるかててについて任意団体として見るのが適当なのか、直営として見るのが適当なのか、そこについては両論併記で記載をされているものと認識してございまして、今議員のほうから御指摘があった点は、直営として判断した場合にはということで記載があるものというふうに認識をしております。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） そこはどっちでもアウトだと思うんです。結局直営ならこっちのほうに引っかかる、任意団体だったら消費税法その他の罪に引っかかる。どちらに転んでもアウトであるというのは間違いないんじゃないでしょうか。

そのページにいっぱい書いてありますよね。その後、地方総計予算主義への抵触のおそれ。議会のコントロールを回避すること同様に抵触するおそれ。特別会計の設置要件への抵触のおそれ。手数料等の条例主義への抵触のおそれ。手数料の徴収に条例や規則の根拠がない同様に抵触のおそれ。このページだけでも4点違法を疑う指摘があります。これは当然、議会や住民の皆さんにお示しすべきだと思います。第三者委員会の本質的な問題については、馬奈木弁護士の補足意見にあるとおりであります。特になぜか町長など管理者の責任についてはあまり触れられていないんです。この点も第三者委員会の公平性を疑わざるを得ません。

それから、町長が第三者委員会に委託した調査内容のうち、議会に関する部分のみが議会の調査にこういう問題があると具体的に指摘する内容となっており、委託内容自体が公平性に欠けることを指摘しなければなりません。かててと宿泊費と同様に論じるならば、議会の調査についても予断を排して意見を求めるべきだったと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員から今御説明がありましたが、議会に対しても予断を排して第三者調査委員会としては調

査をいただいたものだと考えてございます。

また、かててについて、いろんな疑義についてきちんと最終的な結論が出ていないのは、それは百条委員会に押収された資料が第三者調査委員会のほうで見られなかったからこういう書き方になっているものだというふうに私どもは認識してございます。それが手元にあればもっと明確にどこに問題があったのか、あるいはなかったのかがはっきりと御指摘いただいたんじゃないかなと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長が勝手に設置した第三者委員会と称する団体からでさえも法に抵触の疑いという指摘、個別の問題にとどまらず内部統制が機能していない問題、様々な厳しい指摘があります。これを正直に誠実に受け止め、住民に説明すべきであります。

広報たちあらいは毎月発行していますよね。だから検討や是正状況を毎月紙面で公表すべきではないですか。少なくとも町長の任期中は連載すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員の意見は意見として今後の参考にさせていただきたいと思いますが、まず事実関係を確定をしてその事実関係を町側として執行部側として精査をする必要があるというふうに考えてございます。それがないと正確な判断ができませんので、ですから議会のほうに押収した資料を速やかに返還いただくように何度もお願いをしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 地方自治の分野においても、大刀洗の百条調査について、結果そのものじゃなくて議会の調査に対する町長の手法が大いに問題とされていることを指摘しなければいけません。特にこういう脱法的な第三者委員会設置等、都合のいいつまみ食い、こういうものが果たして行政としてあり得るものかということが全国的に非常に悪い意味で問題になっているということを行政の関わっている皆さんに自覚していただきたいと思います。

⑦に行きます。

このビラは発行者も連絡先も書いてありますが、町長は発行者に問い合わせたり、抗議しましたか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

発行者は恐らく平山議員ではないかと思いますが、間違いありませんか。平山議員に対してこういうチラシというか、文書を作って一般家庭にポスティングされていることに対して、私のほうから文書等で直接抗議をしたという事実はないんじゃないかと思っています。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長が自らの責任において判断したり抗議したりせず、640万円もかけて第三者委員会に問題提起だけをしてやっている感を演出しているだけではないんですか。全く何の解決にもなっていないじゃないですか。何か答申あったんですか、これ。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

第三者調査委員会に、この大刀洗新聞の一般家庭のポスティングについて、その是非について調査をしてくれというふうなことをお願いしているわけではございませんので、百条調査に関連してこういうふうな事態が周辺で起きていると。そういうことも含めてマスコミ報道、あるいはSNS等での炎上も含めて、そういうことが職員の体調悪化なりにつながっているというそういう事実がございましたので、それについて今の百条委員会の進め方がどうなのか、百条委員会の進め方について公平中立な第三者調査委員会に調査をお願いをしたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も言いますけど、その第三者調査委員会の報告は何も従う義務がないというサークルですよ。それをあたかも何か重大な調査をしてもらったとか、公平な調査をしてもらったというのは何の根拠もないことであります。

今回のこの件は、公党の正当な政治活動に対する重大な攻撃であり、厳しく抗議をします。やっている感を演出するのは、もう金輪際やめてください。

それから、このビラは提言書いていますよ、左のほうに。第三者委員会の提言もほぼこれと同じではないですか。何かこれを流用なさったんですか、第三者委員会は。責任者の町長はどうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えしますが、今その大刀洗新聞が手元にございませんので、どういうふうに提言がなされているか分かりませんし、第三者委員会が、今議員がおっしゃられるように、大刀洗新聞の提言を基に提言しているということは恐らくないだろうというふうに想像してございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 大刀洗新聞の通告しているんですよ。持っとってください。日本共産党が述べている提言、それと第三者委員会と称するものが、おっしゃっている提言、ほとんど同一なんです。つまり全く異なる立場からしても大刀洗町の行政の問題というのは極めて明快で、その解決方法も明らかであるということではないでしょうか。改めてこの提言に対して真摯に対応すべきではないですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

第三者調査委員会からの提言については、真摯に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） あちらは647万も使って提言を出している。こちらは1円も、私は1円ももらっていませんよ。同じことを提言しているじゃないですか。最初からこれ提言を真摯に受け止めておけばいいですよ。

3点目、行きます。一般質問、今後の行政運営についてであります。

これまでの質問を踏まえ、今後のことを問います。

①各種の報告書を踏まえ、課題を直視し、必要な是正を実施する意思はありでしょうか。

2、実施するとすれば具体的な日程や終期はいかがですか。併せて責任者の処分時期をどうお考えでしょうか。

3、現実には4月以降も広報等の新たな問題が発生しており、統治機能の不全がさらに明らかになりつつありますが、対応はいかがでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは平山議員御質問の今後の行政運営について、答弁をいたします。

まず、各種の報告書を踏まえた対応についてでございますが、2月20日に公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の事実関係等調査に関する第三者調査委員会から調査報告書が提出され、3月26日に大刀洗町議会から、公金の支出及び職員の懲戒規定等に関する調査特別委員会調査報告書が提出をされたところでございます。

町としましては、それぞれに記載されております総合評価及び提言、結論及び提言の内容を十分に精査をした上で、今後必要な対応に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、実施の具体的な日程や終期につきましては、町が議会へ提出した資料が全て返還されてから町として改めて事実関係や指摘事項について十分に精査をした上で対応してまいりたいと考えてございまして、具体的な日程を今ここで申し上げることはできませんが、早急に対応したいという観点からも、議会におかれましては、押収されました資料を早期に返還いただきますようお願いを申し上げます。

また、責任者の処分についても、町が議会へ提出した資料が返還されてから、町として改めて事実関係や指摘事項について十分に精査した上で対応してまいりたいと考えてございます。

次に、統治機能の不全についてですが、そのようには考えてはございません。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（７番 平山 賢治） 先ほども申し上げましたが、４月以降もさらに明らかになっているのは機能不全なんです。個別の事案にとどまらず、決裁が正しく運用されていない。責任も取らない。経過を説明できる記録も捨てた。これまで百条で明らかになった行政全体の問題と全く同じではないですか。それを正常化を図ることは急務ではないかって、私、当たり前のことしか言っていないと思うんですよね。

それと終期を考えると、その町長の理屈であれば、任期切れまでに結論が出ませんでしたので処分はなされませんでしたということもあり得るんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

そのようにするべきではないと考えてございますので、議会側も資料の整理のために資料の返還に時間を要するということばかりで、もしそれがずっと永遠に返還されなかったら、このことについてどうやって精査をできるのかというところがございまして、まず議会側のほうから提出している資料の返還をお願いしたいと思います。それが、今議員が質問された部分の回答と密接に関連するものと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（７番 平山 賢治） 私はそう思っていません。全協においても、資料が返ってこないといけないことと今できることの区別の違いは何ですかとお聞きしたと思うんです、文書で。ところがそれに対しても明快な回答はありません。第三者委員会と称するものがこういう報告書を出せるのであれば、その内部資料で大部分の事実は判明するんじゃないんですか。違うんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

第三者調査委員会も、議会側の協力があり、その資料を閲覧なりさせていただけたとしたら、もっと明確にどの部分に問題があり、どの部分が問題がなかったのか、明確に断言できる調査報告書が頂けたんじゃないかと思ってございます。ですから、調査報告書の中では、現時点では分からない部分について分からない点を記載をされているものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（７番 平山 賢治） 議会の正当な調査活動を自ら勝手に第三者委員会で立ち上げておいて妨害しておいて、その言い方はないでしょう。全部御自身のせいですよ、これでやっていること、その理由は。違うんですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

私は、第三者調査委員会の調査において、議会側の協力が得られればもっと早期にもっと早く

明確な報告書が提出いただけたのではないかとということを申し上げたところでございます。

また、議会側も、百条委員会が3月議会の末日に終了されてもう2か月以上たちますけれども、いまだに提出した資料のほうが返還いただいております。それについて、ぜひ早期に返還をいただくように改めてお願いを申し上げます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私にお願いされても困るんですよ。それは私の権限にありませんので、別のところで言っていただきたいと思います。

百条委員会の調査中に百条委員会に疑義があると言って勝手に議決もなしに第三者委員会を立ち上げるということ自体が恐らく前代未聞なんですよね。そういうことをおやりになっておきながら、資料が協力を得られないとか、どこまで御都合主義のことをおっしゃるんでしょうか。全国の地方自治体の皆さんにこの発言を広く知っていただきたいと思います。

最後に申し上げます。百条の調査報告書は、ゴールではなくスタートです。町長もお分かりだと思います。百条の報告書、その他の報告書に基づき、行政が今後の運営を是正できるのかどうかが問われています。主権者の皆さんはそのことを厳しく監視しなければなりません。百条委員会の報告書はそのための資料となるものです。そもそも町長の資料提出拒否、出頭拒否、第三者委員会設置によって問題の全貌は今なお明らかではなく、使途不明金の総額も不明であるというのが現状です。法律無視、法律軽視の行政から脱却し、法に基づく行政運営、法に基づく公金の取扱い、住民や議員への誠実な説明など、今後の対応を求めて今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で11時より再開いたします。

休憩 午前10時44分

.....

再開 午前11時00分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

中山町長より、先ほど平山議員の一般質問における答弁の訂正の申出がありましたので、発言を許可します。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは発言をさせていただきます。

先ほど平山議員の一般質問の中で、百条委員会に町が提出した資料が返還されていない旨を答弁いたしました。が、全ての資料が返還されていないというふうに誤解を受けるおそれがあるというふうな御指摘をいただきましたので、正確には会計課のほうから提出した資料については返還

をいただいております。しかしながら、地域振興課のほうから提出した資料のほうがいまだ返還できておりませんので、全ての資料が返還されていないわけではなく、地域振興課分について返還がなかったということで、その分については改めて申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） それでは、次に4番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。

4番 平田 康雄議員 質問事項

1. 交通反則切符制度について

2. 町立公園や大規模遊具の設置について

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。

私は、交通反則切符制度と町立公園や大規模遊具の設置の2件について質問します。

まず最初に、交通反則切符制度について質問します。

自転車の交通違反にも交通反則切符制度、いわゆる青切符制度を導入する改正道路交通法が今年の4月1日に施行されました。この制度は16歳以上を対象とし、違反した場合は反則金の納付を義務づける内容となっています。スマートフォンのながら運転は1万2,000円、歩道の通行や信号無視は6,000円、傘差し運転やイヤホン装着は5,000円などであります。

対象となる違反行為は113種類もあるとのこと、利用者からは詳しい内容が分からないとの不安の声が漏れているため、警察や教育機関は法律の周知に注力しているそうでございます。

3月29日付の西日本新聞によると、中学生や高校生の保護者約1,000名の方にアンケートを実施したところ、75%が「子供の自転車利用に不安を感じる」、22%が「青切符制度を知らない」と回答されたそうであります。

県警では、制度の周知を図るため、昨年の秋から、高校などの教育現場を中心に啓発活動を実施し、生徒を指導する立場にある教員向けの講習会を開くなど、運転免許証を持たない世代への安全教育に力を入れているとのことですが、本町ではどのように対応されているのでしょうか。

全国の自転車の事故といえますのは、2020年度以降、7万件程度で推移しているとのことですが、重傷事故の4分の3で自転車側にも信号無視などの違反があるそうです。

本町の高校生や中学生の多くは毎日自転車で通学されていますので、安全運転に留意するとともに、青切符制度を周知する必要があると思います。特に、高校生は処分の対象となりますので、十分な周知が必要です。また、中学生や小学生も、将来処分の対象となりますので、若いうちから継続的に制度の内容を周知する必要があると思います。特に高齢者は、日頃から自転車を利用されている方が多いので、重点的に制度の周知を図る必要があるのではないのでしょうか。

それでは質問します。

まず、交通反則切符制度についての町の考え方などであります。

4月から交通反則切符制度が始まりましたが、この制度について町のお考えをお聞かせくださ

い。

次に、制度の周知状況などについてであります。制度が発足し2か月以上経過しましたが、本町における制度の周知状況や今後の対応はいかがでしょうか。

以上であります。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の交通反則切符制度について答弁をいたします。

交通反則切符制度についての町の考えについての御質問でございます。

まず、制度についての町の考えについてですが、本制度は近年、全国的に多発しております自転車の悪質・危険な交通違反に対して、実効性の高い取締りを行うことで、交通事故を未然に防止し、歩行者及び自転車利用者の安全の確保に向け極めて重要な法改正であると認識してございます。

次に、制度の周知状況や今後の対応についてでございますが、これまで町のホームページ等を通じて法改正の概要について周知を行ってきたところですが、小郡警察署や交通安全協会など関係機関と緊密に連携しながら、今後どのような行為が違反对象となり、どのような手続や反則金が発生するかなど、より具体的でより分かりやすい内容の広報に努めるなど一層の周知に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問いたします。

本町においては、青切符制度があることを知らない方が多いのではないかと思います。

町と市は、警察などの関係機関と連携し、制度の周知に努めるなどの対応が必要ですが、まずは広報たちあらいで制度の概要や対応策を住民にお知らせするということが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では平田議員の御質問にお答えいたします。

青切符制度の概要や対応策を住民の方々に周知することは大変大切なことと思っております。町としましては、警察、小郡警察署ですね、など関係機関との連携の上、自転車の安全運転を推進してまいりたいと考えておりますが、町で発行しております広報たちあらいなど、住民の方々に青切符制度の概要や趣旨をお知らせするなどして周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 取締りの対象となる違反行為というのは113種類もあるそうです。

なかなかこう多くなりますと制度の周知徹底というのは非常に難しいのかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 議員さんおっしゃるとおり、確かに違反行為につきましては113あるとなっております。福岡県警のほうでちょっとチラシを作っておりますけども、この中でも対象となる行為が113あるというふうに書いてあります。

それで制度の趣旨を徹底を図るには難しいと思っておりますが、町としましては、制度の周知に努めるとともに、この中に書いてありますけども、右側通行やスマートフォンの携帯を持った中の保持運転や一方通行や進入禁止、並列運転など、主な違反行為があるものを中心としまして啓発を進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 本町へはベトナムとかフィリピン、あるいはネパールとか、外国から多くの方が研修に来られております。最近は自動車での送迎が多くなっておるようですけれども、自転車で畑に行かれている方も多いように思います。度々見かけることがあります。外国の研修生にも制度の趣旨の徹底を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 平田議員の御質問にお答えいたします。

確かに外国から来られている農業の実習生や企業で働きになってある方の外国人の方も多数いらっしゃるということでございまして、そういう方々も青切符制度の対象となります。制度の趣旨の徹底を図ることが大変必要だというふうに思っております。確かに行政のほうもなかなか、雇用者ないし企業側、どの企業にお勤めなのかという把握はなかなか難しいこともございますので、町としましては、先ほど申しましたとおり、広報たちあらいなどで周知の徹底を図ってまいりたいというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ぜひ周知の徹底を図っていただきたいと思います。

それで制度を遵守するためには自転車が行き通るスペースの確保、これが必要だと思いますけども、本町の道路は非常に狭いということでなかなか難しいように思います。どうでしょうか、自転車専用道路の整備、これを進める必要があるのではないのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは、平田議員の質問にお答えいたします。

交通の安全面からすると自転車通行帯を設けることは有効と考えておりますが、現状では、町が管理している集落内とか農地の道の幅員では厳しいものがございます。

大刀洗町の町道の車両や歩行者等の利用状況、利用人数とか速度等もありますが、道路を拡幅して自転車通行帯を整備するには、住宅の張りつきもあり、用地の協力や整備費用など長期的な整備が必要と考えております。現在のところ、町としては、現在緊急車両の通行ができない狭い道路等の拡幅等を行っており、今の段階で自転車通行帯としての整備する予定としてはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） そうですね。やはり自転車専用道路というのは理想的ですが、なかなか難しいのかなと私も思います。できるだけ道路の拡幅、これを進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、小中学生への計画的な周知についてであります。

今回の制度では、反則金納付の対象となるのは１６歳以上なので、今のところ小中学生は対象になりませんが、中学３年生は間もなく１６歳になりますので、重点的に制度の周知を努める必要があると思います。制度の内容は頭では分かっているけど、なかなか実際には対応が難しい面がございまして、繰り返し指導する必要があると思います。

それでは質問します。

小中学生に対する交通反則切符制度の周知の状況はいかがでしょうか。

次に、今後どのように周知されるお考えでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは平田議員御質問の交通反則切符制度について答弁いたします。

小中学生に計画的な制度の周知についての質問です。

先ほど平田議員から御紹介がありましたように、小中学生にも対象が１６歳以上ということにはなっていますけれども、小中学生にも計画的な周知ということは必要だというふうに認識しているところです。

教育委員会では、令和８年４月からの交通反則切符制度の開始に伴い、昨年度から各学校に対して、児童生徒が制度の趣旨を理解し、注意すべき点を認識できるよう情報提供を行いながら、制度の周知を進めてまいりました。

各学校においては、今年度の４月から５月にかけて、小郡警察署や交通安全協会の方々の御指

導をいただき、児童生徒に対して交通ルールの重要性や安全な自転車の乗り方、違反により生じる危険性を理解されるための安全教室を開催しております。

次に、制度の周知についての今後の考えについてですが、制度開始後も引き続き各学校において適切な機会を設け、児童生徒が自転車においても交通ルールを遵守できるよう指導を徹底してまいりたいと考えています。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） それでは再質問をします。

１６歳になると反則金の納付が義務づけられますので、来年度に１６歳になる中学３年生、特に重点的な対応が必要だと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、１６歳になりますとこの制度の対象となりまして、違反した場合は反則金の納付が義務となります。このため、この制度の徹底を図るためにはやはり繰り返しの指導が必要ではないかと考えております。そのため、３年生ではなく生徒全員を対象として、警察、交通安全協会等と連携し、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） 先ほどもちょっと質問しましたが、取締りの対象となる違反行為は１１３種類になるとのことですので、子供たちに対して制度の周知の徹底を図るのはやっぱり難しい面があると思います。この点について、教育委員会ではどうでしょう、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど教育長のほうから答弁がございましたけども、教育委員会としては、これまで生徒たちに制度の趣旨や注意すべきところを説明をしてきたところですけども、今後は子供たちが特に違反をしそうな具体的にスマートフォンを使用しながらの運転、２列での並列での自転車の走行等、具体的な内容を指導しながら制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） 次の質問は、高齢者への周知についてであります。

多くの高齢者が日常的に自転車を利用されているようです。集落内とか集落の周辺部を自転車

で回られている高齢者をよく見かけます。また、自転車運転免許を返納された方も含め、高齢者というのは自転車で病院とか買物に行かれている方が多いようですので、重点的に指導する必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問です。高齢者への制度の周知状況はいかがでしょうか。

次に、シニアクラブなどを対象として計画的に制度を周知するお考えはありませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をいたします。

高齢者への周知についての御質問でございます。

まず、高齢者への周知状況についてでございますが、高齢者の皆様の自転車事故は重大なけがや命に関わる事故につながりやすい傾向があることから、毎年シニアクラブ主催の交通安全教室が開催されており、小郡警察署が啓発活動や注意喚起を行っているところでございます。

次に、シニアクラブを対象とした計画的な周知についてでございますが、本年度はシニアクラブからの要望もあり、11月にドリームセンターで開催予定の交通安全教室において交通反則切符制度についてを取り扱うこととしてございます。

また、ミニデイにおいても適宜、交通安全教室が実施されているところであり、シニアクラブやミニデイ側から小郡警察署へ交通反則切符制度を学ぶ交通安全教室に申請いただけるよう、社会福祉協議会にも協力いただきながら、制度の周知啓発に努めてまいります。

町としましては、今後とも関係機関と協力して、制度の周知を図り、安心安全なまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

高齢者を対象として積極的に制度の周知を図る必要があるというふうに考えています。11月ということですが、早急に対応すべきじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） それでは、平田康雄議員の質問にお答えいたします。

先ほどからの町長の答弁と重複いたしますけれども、町では、小郡警察署との連携の下に制度の周知を図っていきたいというふうに考えているものでございます。

先ほどとおり、今年の11月でございますけれども、シニアクラブの交通安全教室が予定されておりますので、この教室があくまでも申請主義となっておりますので、シニアクラブからの警察署のほうに要請をしていただければ、また役員の皆様と対応策を検討しながら制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） シニアクラブで毎年、交通安全教室が行われているということですが、行政区などで高齢者への青切符制度の周知活動が行われる事例というのはあるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 平田康雄議員の御質問にお答えいたします。

総務課のほうでなんですけれども、町内の行政区におきまして、高齢者を対象としました青切符制度の周知活動というか、教室などが開催されているというふうにはお聞きしておりません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） 今後、各校区とか行政区を越えてこの高齢者を対象として計画的に青切符制度の周知を図るお考えはございませんか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 平田康雄議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の皆様に対しまして青切符制度の周知を図ることは、大変大切なことだというふうに思っております。今後、町としましても、先ほどありましたとおり、広報たちあらいなどで青切符制度の周知、さらにはまた社協などと連携しまして、そういうミニデイとか行政区単位でそういう安全教室が開催されますように周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） 先月の１５日の西日本新聞に青切符制度を導入して１か月の状況というのが大きく報道されています。青切符の交付の件数は、全国で２，１４７件だったこと、それから都道府県別では、東京都が最も多くて５０１件、次いで大阪が２６７件、愛知が２５７件ということで、福岡は３８件だったということであります。

違反件数では一般的に、一時停止が８４６件と最多でして、次にながら運転、スマートフォンをしながらの運転というのが７１３件、信号無視が２９８件の順で多かったそうであります。

取締りに当たる警察官からは、制度の導入後、信号を守る自転車は増えたとの声が出る反面、ルールが分かりにくいという戸惑う声もありますので、やはりこのルールの周知というのが課題であると、このようでございます。

また、青切符制度が導入された４月１日施行の改正道路交通法では、車が自転車の横を通過する場合、少なくとも１メートル程度の間隔を空けるとか、時速２０キロから３０キロ程度の安全な速度で走ることが義務づけられているそうでございます。確かに制度の周知を図るのは

警察の役目かもしれませんが、町としては警察と連携の上、高齢者や子供だけでなく一般の住民とか、車の運転者に対しても早急に制度の周知に努める必要があると思います。

先ほど広報たちあらいなどで制度の周知を図るということですが、ぜひ警察とか地域住民、シニアクラブ、あるいは教育委員会などと連携しながら、積極的に制度の周知に努めていただくようお願いいたします。

これで1問目を終わります。

2つ目の質問ですけども、2つ目の質問は、町立公園や大規模遊具の設置についてであります。

令和5年5月の議会報告会において、住民からゆっくりとくつろげる公園を設置してもらいたいとの要望が出されましたので、私は6月議会において、大刀洗校区や本郷校区にも町立公園を設置するよう要請いたしました。

町長の回答は、大刀洗校区には9.8ヘクタールの官衙遺跡があると。10ヘクタールの調整池の設置について県と協議をしております、有効利用を検討しているというふうな回答がありました。

また、本郷校区については、佐々木住宅と三原城址の保存と利活用の在り方について検討しているというふうな回答でした。その後、どのような検討が行われたのか、非常に気になるところでございます。

公園については、第5次大刀洗町総合計画に、公園の整備と緑化の推進という施策が設けられておりまして、施策の目標として、誰もが安全で快適に利用できる公園があり、町の中で緑を感じることができる定められています。やはり子供たちが友達と一緒に公園で遊ぶ、親が子と、おじいさんやおばあさんが孫を連れて公園に来て一緒に遊ぶことができるというのが、やはり理想とする姿であると思いますけども、身近な場所に公園が設置されていない大刀洗校区とか本郷校区の現状は、計画の目標とする姿には程遠い状況にあるのではないかと考えております。

それでは質問します。

まず、町立公園の設置についての基本的な考え方についてであります。

現在、本町には校区の住民が集える公園として、建設課が所管している大刀洗公園、大堰公園、桜づつみ公園の3つの町立公園がありますが、大刀洗校区や本郷校区には身近な場所に公園がないということで、計画的に設置を進めるべきじゃないかと私は考えております。

先ほども申しましたが、第5次総合計画では、誰もが安全で快適に利用できる公園があるというのを目標とする姿とされていますので、やはり身近な場所に住民が集える公園を各校区にバランスよく配置すべきではないでしょうか。

この件については、令和5年6月議会に提出もしましたが、町長の回答は、大刀洗町町立公園の設置及び管理に関する条例に基づく公園としては、大刀洗公園、桜づつみ公園、大堰公園があ

るけれども、新たに町立公園を設置する考えはないとのことでした。その後も町立公園を設置されていないし、そのような動きもないように思います。

そこで質問です。

まず、町立公園の設置についての基本的な考えについてであります。住民が集える身近な場所へ公園の設置についてのお考えをお示してください。

次に、大刀洗町校区や本郷校区への町立公園の設置等の検討はできませんか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の町立公園や大規模遊具の設置について答弁をいたします。

町立公園設置についての基本的な考え方についての御質問でございます。

大刀洗町には、都市公園法に基づく都市公園はございませんが、議員からも御紹介がありましたとおり、地方自治法第244条の2の規定に基づく公園として、大刀洗町町立公園の設置及び管理に関する条例に基づき、大刀洗公園、桜づつみ公園、大堰公園を設置しているところでございます。

このほか、大刀洗町運動施設の設置及び管理に関する条例に基づき、大刀洗町運動公園を、また下高橋官衙遺跡の設置及び管理に関する条例に基づき下高橋官衙遺跡公園を設置しているところであり、町内4つの小学校区それぞれ町立の公園が設置をされているところでございます。

このため、現時点におきましては、新たに用地を取得するなどして新たな町立公園を設置する計画は、現在のところ持っていないところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） この回答は前回質問したのとほぼ同じで、私の趣旨は、やはり身近な場所に公園を設置してもらいたいというのが私の質問の趣旨でございます。

それでは再質問します。

町では新たに町立公園を設置する考えはないということですが、第5次計画では、誰もが安全で快適に利用できる公園があるというのを計画の目標とする姿とされています。確かに菊池校区とか大堰校区には、身近な場所に町立公園が設置されていますから、校区民が安全かつ快適に公園を利用できますけれども、身近な場所に公園が設置されていない大刀洗校区とか本郷校区には、住民、特に自動車を持たないような高齢者とか、子供たちのほうが公園を利用することが難しい状況にあると思います。

そこで質問です。町立公園が設置できないのであれば、簡易な公園でもいいと思います。現在、身近な場所に公園が設置されていない大刀洗校区とか本郷校区に、校区民が集える簡易な公園を

設置するため検討はできないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、簡易な公園ということで校区民の方が集える簡易な公園を大刀洗校区や本郷校区に設置の検討ができないかという御質問でございます。

町のほうでは、町長の答弁と重複しますが、新たに町立公園を設置する考えはございませんけれども、総合計画の目標とする施策でお示ししております、住民が安全で快適に利用できる公園の在り方につきましては、今後の地域の公園などもいただきつつ、また町立公園や運動公園、官衙遺跡公園、また児童遊園等を含めた全体的な配置状況も踏まえながら、方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） 私は、令和５年６月議会において、大刀洗校区や本郷校区にも町立公園を設置するように要請いたしました。大刀洗校区については、町長の回答は、高樋区に設置されている調節池の有効利用を検討するとのことでしたけども、これはその後どうなりましたか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） それでは平田議員の質問にお答えいたします。

大刀洗川調節池と有効活用ができるというところについてですが、現在、県において調節池の整備を進めていただいておりますが、実際のところ、地下水が高く、常に今水がたまっているような状態でございます。まだ工事用の道路等で排水ができていない状況ではありますが、一応完成後に１年ほど地下水等による地盤の状態などを確認しながら、何か有効活用ができないかを今後引き続き県と協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（４番 平田 康雄） 高樋区に設置が進められています大刀洗川洪水調整池、これは仮に公園として活用できるとしても、今言われたように、中心には水があふれますし、地下水が高いということですから、私が考えている大規模遊具の設置というのは非常に難しいんじゃないかと思います。やはり大刀洗校区の中心部で水があふれないような場所、そういうような場所に設置を検討していただきたいと思います。

また本郷校区についても、町立公園を設置する要請しましたけども、町長からは佐々木家住宅と三原城址の保存と利活用の在り方について検討していくというような回答がございました。三原城址は以前から継続的に発掘調査が行われているようですけども、いまだ国や県の文化財指定に至る資料は発掘されていないようでございます。三原城址というのは、本郷校区の中心部に位

置していますので、公園の場所としては申し分ないのではないかと私は思っております。引き続き、調査を進めまして、ぜひ史跡公園として整備していただくよう要請したいと思います。

では次の質問に移ります。

次の質問は、大刀洗校区への大規模遊具の設置についてであります。

町内の4つの校区のうち、大刀洗校区以外には大規模遊具は設置されています。なぜ大刀洗校区のみ遊具が設置できないのか、疑問であります。

この件についても、令和5年5月の議会報告会において、住民から大刀洗校区には遊具施設がないので造ってもらいたいというふうな意見が出されましたので、私は6月議会において遊具の設置を要請しましたが、町長の回答は、大刀洗校区の総意として、遊具の設置の要望があるかどうかの確認も含め検討させていただきたいということでした。

遊具については、第5次総合計画の施策として、現在のニーズに合わせた遊具など、施設の更新を検討するとされています。町では総合計画に基づき、これまで菊池校区の大刀洗公園、大堰校区の大堰公園、本郷校区の運動公園に大規模かつ近代的な遊具が設置されましたので、私は総合計画に基づく施策としては大いに評価しているところでございます。しかしながら、これは校区に公園とか遊具があることを前提とした施策ではないかと思えます。公園も遊具もない大刀洗校区においては対応できない状況にあります。私は、菊池校区、大堰校区、本郷校区に続いて、大刀洗校区にも大規模遊具を設置していただけないかと非常に期待しておりましたけども、なかなか実現が難しく動きが見られません。

そこで質問ですけれども、本町における大規模遊具の設置計画というのはどのようになっているのか。

次に、大刀洗校区へ大規模遊具を設置するための検討はできないか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をいたします。

大刀洗校区に大規模遊具の設置をという御質問でございます。

まず、本町における大規模遊具の設置計画についてでございますが、大刀洗町では、令和3年度に大刀洗公園の老朽化した遊具を更新し、令和4年度に、地元の要望を受けまして、大堰公園の遊具を更新したところでございます。

また、令和5年度には、運動公園の既に撤去済みであった遊具の後に新たな遊具を設置したところでございますが、現時点におきましては、これ以外の新たな大規模遊具の設置計画は有していないところでございます。

次に、大刀洗校区への大規模遊具の設置の検討についてでございますが、まず、下高橋官衙遺

跡公園につきましては、遺跡の保存、遺跡に影響を及ぼさない形での利用、こういう利用が前提となっておりまして、史跡の区域内に基礎を設置するような形での遊具の設置というのはなかなか難しいものと考えてございます。

また、下高橋官衙遺跡公園以外への設置につきましては、これまでのところ、地元の大刀洗校区からは具体的な御要望をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

やはり身近な場所に遊具を造るとなれば、官衙遺跡公園に新しいのを造られても大刀洗校区としてはなかなか行けないということでございまして、大規模遊具の設置について、令和5年6月議会にて質問したけども、そのときの町長の回答は、先ほどもちょっと町長からもありましたけれども、大刀洗校区の総意として遊具設置の要望があるかどうかの確認も含め検討させていただきたいというふうな回答でした。その後、どのような検討が行われたんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは御質問にお答えいたします。

お尋ねいただきましたとおり、検討するということの検討状況でございます。先ほどの町長の答弁と重複する部分がございますけれども、町のほうといたしましては、大刀洗校区から大規模遊具の設置について具体的な要望があったときには、遊具を設置できるような場所の有無を含め検討するというところではございましたけれども、現時点ではまだ要望のほうは具体的な要望はいただいておりますので、検討には入っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 大刀洗校区への大規模遊具の設置につきましては、具体的に要望があれば検討するとの回答でしたので、私は、町として大刀洗校区に遊具設置の要望があるかどうかの確認も含めて検討していただけないかというふうに考えていたところであります。つまり、町としては大刀洗校区に遊具設置の要望があるかどうかを確認して、どのように対応するか内部で検討すると、そういうふうに考えていたところです。簡易な公園であれば要望もできるかと思いますけれども、数千万円もの経費を要する大規模な施設については、なかなか地元から要望というのは難しいんじゃないかと思っているところでございます。

それでは次の質問に移ります。

次の質問は、第6次総合計画への公園や大規模遊具の位置づけについてであります。

第5次総合計画が策定されてから既に8年目となりますので、当然来年度から第6次総合計画の策定に向けた作業が開始されるんじゃないかと思います。第5次総合計画においては、本来は

町内における町立公園の全体的な位置づけをした上で関係施策を展開すべきと思いますけども、現計画には新たな町立公園に関する施策は設けられておらず、町立公園内の遊具の更新を検討するとされているところでございます。計画には遊具などの具体的な内容は示されておられませんけども、現に菊池校区にある大刀洗公園と大堰校区にある大堰公園、本郷校区には運動公園に大規模遊具が設置されております。これらの遊具が設置されたことは非常に喜ばしいことですが、本来これらの施策は、総合計画に位置づけた上で計画的に進めるべきではないでしょうか。

そこで質問します。町立公園や大規模遊具は、総合計画に位置づけた上で設置を進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大刀洗校区への公園とか大規模遊具の設置を第6次総合計画に位置づける考えはありますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは答弁をいたします。

第6次総合計画についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、新たな町立公園の整備や大規模遊具を設置する場合には、総合計画の基本計画の中で施策の方向性として示し、総合計画の実施計画事業に位置づけた上で実施していくべきものと考えてございます。

一方で、今後、人口減少や義務的経費の増加、既存施設の維持更新等に伴いまして、大刀洗町の財政状況は一段と厳しくなることが想定されますので、新たな施設整備には慎重な検討が求められるところでもございます。

このため、先ほども答弁しましたとおり、現地点においては、新たな町立公園や大規模遊具の設置の計画はございませんが、次期の総合計画の策定に際しては、各施策ごとに方向性について検討していくこととなりますので、今後の財政見通しや地元からの要望の有無等も総合的に勘案しながら、今後の町立公園や大規模遊具の設置の在り方についても検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは再質問します。

まず、公園についてでございます。

現状では新たな町立公園を設置する考えはないのかもしれませんが、やはり総合計画を策定するに当たり、将来住民の憩いの場となる公園を町内にどのように配置していくか、町としての構想というのは必要であると私は思っております。来年度から第6次計画の検討を進められるということですが、町としては計画を策定するに当たり、施策の方向性だけでなく、住民の憩いの場となる公園の具体的な将来構想、これを検討すべきじゃないかと考えますが、い

かがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、公園の具体的な将来構想の検討について答弁を申し上げます。

先ほど来から町長も含め答弁申し上げているとおり、新たな町立公園の設置は考えてございますが、住民の憩いの場となる公園を町内に将来どのように配置していくべきかの方向性につきましては、平田議員からもおっしゃられたとおり、第6次総合計画の中で各施策の方向性等を検討する段階で公園の在り方について考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ぜひ設置する方向で、記載する方向でしっかりと検討していただきたいと思います。

次に、大規模遊具についてであります。

本町においては、総合計画策定後、7年間に大規模遊具が3つも設置されています。つまり町内4校区のうち3校区に大規模遊具が設置されていますので、大刀洗校区にも大規模遊具を設置すべく検討すべきじゃないでしょうか。第6次総合計画に位置づける考えは、今聞くとおると、あるようなないような、方向性を検討するというようなことですが、少なくとも町の将来構想として大刀洗町は設置を検討すべきではないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） それでは、大刀洗校区への大規模遊具の設置に関する構想ということでございますけれども、こちらについても、先ほど来から答弁申し上げてございますとおり、大規模遊具につきましては、地元の要望を基に設置を進めることとしてございまして、また財政状況も踏まえて検討を進めていくべきものと考えてございます。

将来的な構想というところでございますが、現時点ですぐにはございませんけれども、校区、地元からの要望でございますとか、さらにその遊具を設置する公有地の有無などを基に検討することになると考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） なかなか大刀洗校区には公有地がないので難しい面がございますけれども、やはり来年度からの総合計画策定に向けた検討、この中でやはり今までの実績とか資料、こういった過去の事案を参考とすべきじゃないかというふうに私は考えております。

公園にしても大規模遊具にしても、現状では具体的な計画はないのかもしれませんが、将

来を見通した構想は必要であると思います。第6次総合計画の策定に当たって施策ごとの方向性の検討だけではなくて、これまでの実績を基に将来を見通した上で構想を立てて具体的な計画を策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 第6次総合計画の策定に当たりましては、議員おっしゃられますとおり、これまでの実績を踏まえつつ、これまでの実績と現状、それから将来を見据えたギャップをどう改善していくか等を見通した上で計画を策定していく必要があるというふうに考えてございます。公園や遊具につきましては、総合計画の基本計画の中で施策の方向性としてお示しする、あるいは実施計画事業に位置づけた上で具体的に実施していくものではございますけれども、将来的にどのような配置が必要か、地元の要望の有無などをお聞きしつつ、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 先ほども申しましたように、公園というのはやはり子供たちが友達と一緒に遊ぶとか、あるいは親が子を連れて、おじいさんおばあさんが孫を連れて遊ぶと、そういったのが住民にとって理想とする姿であると思っております。しかしながら、先ほどから言っていますように、本郷校区には身近な場所に公園がありませんし、大刀洗校区には住民が集える公園とか、大規模遊具も設置に向けた具体的な計画もないという状況にございます。車の運転ができない方とか子供が集うことができる公園とか、大規模遊具の設置に向けて検討していただくよう、この場を借りて切に希望するものであります。

最後になりましたが、来年度から第6次総合計画の策定に向けた検討が進められることになると思いますけれども、公園や大規模遊具については、先ほど言いましたように、これまでの実績とか資料などを参考として、将来をしっかりと見通して、全庁的な視点で構想を立て、計画策定に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもって終わります。

○議長（高橋 直也） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

----- . ----- . -----

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時51分

-----

---

令和8年 第15回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和8年6月17日 (水曜日)

---

議事日程 (第4号)

令和8年6月17日 午前10時00分開議

日程第1 諸報告

日程第2 報告第1号 令和7年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第2号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第4 報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

日程第5 報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

日程第6 同意第2号 大刀洗町教育委員会委員の任命についての撤回について

日程第7 同意第2号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第8 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第9 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 議案第26号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第27号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第12 議案第28号 大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

日程第13 議案第29号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第30号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第31号 大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結について

日程第16 議案第32号 令和8年度大刀洗町一般会計補正予算 (第1号) について

日程第17 議案第33号 令和8年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) について

日程第18 閉会中の継続調査申出について (総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報

委員会、議会運営委員会)

追加日程第1 同意第3号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第 1 諸報告

日程第 2 報告第 1 号 令和 7 年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 3 報告第 2 号 令和 7 年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 3 号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

日程第 5 報告第 4 号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 6 同意第 2 号大刀洗町教育委員会委員の任命についての撤回について

日程第 7 撤回済

日程第 8 承認第 3 号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 承認第 4 号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 議案第26号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第27号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第12 議案第28号 大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

日程第13 議案第29号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第30号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第31号 大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結について

日程第16 議案第32号 令和 8 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第17 議案第33号 令和 8 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第18 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

追加日程第 1 同意第 3 号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

出席議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 松本 照行 | 2 番 | 古賀 世章 |
| 3 番 | 中村 竜博 | 4 番 | 平田 康雄 |
| 5 番 | 實藤 量徳 | 6 番 | 安丸眞一郎 |
| 7 番 | 平山 賢治 | 8 番 | 河野 政之 |
| 9 番 | 大石 純  | 10番 | 白根 美穂 |
| 11番 | 野瀬 繁隆 | 12番 | 高橋 直也 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 山田 恭恵

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |       |              |       |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 町長 .....     | 中山 哲志 | 副町長 .....    | 重松 俊一 |
| 教育長 .....    | 柴田 晃次 | 総務課長 .....   | 平田 栄一 |
| 企画財政課長 ..... | 福岡 信義 | 税務課長 .....   | 棚町 瑞樹 |
| 福祉課長 .....   | 渡邊 章子 | 地域振興課長 ..... | 松元 治美 |
| 農政課長 .....   | 矢永 孝治 | こども課長 .....  | 早川 正一 |
| 健康課長 .....   | 田中 豊和 | 建設課長 .....   | 黒岩 雄二 |
| 住民課長 .....   | 入江由香理 |              |       |

---

開議 午前10時00分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

町民の皆様には早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和8年第15回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、同意第2号の撤回承認請求に係る議事運営を協議するため、議会運営委員会及び全員協議会を開催したことに伴い、開議時刻を午前10時に変更しております。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第1、諸報告を行います。

会期中、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を求めます。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、6月15日月曜日午前9時から協議会室において開催しました。出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て協議をいたしました。

委員会で協議の結果、議案第33号令和8年大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを議会最終日の日程に追加することに決定しました。

次に、議会運営について協議を行いました。協議内容は、定例会初日における議事進行上に関する議長からの諮問についてです。執行部説明員が議長の議事整理に基づき示された座席に着席せず、本会議の開会及び議事進行に約30分の遅延が生じたことについて、委員会で協議の結果、まず、今後の整理の方向性として、1つ、本会議における説明員席の配置は議長の議事整理に関わる事項として扱う。2、執行部側に具体的な支障または意見がある場合には、町長から議長に対し、開会前に正式に申し入れ、必要な調整を行った上で議長が整理する。3、事前の申し入れ及び調整がないまま、本会議の開会または議事進行に支障を生じさせる対応は、議会運営上到底容認できず、再発防止を図る必要がある。4、議会側においても、必要な情報共有及び周知の在り方については、議長と議会運営委員長において別途検討する。ただし、その検討については、本件の不当性を相殺するものではありません。

次に、町長への申し入れ事項について。1つ、本会議の円滑な進行及び議場の秩序維持のため、議長の議事整理に基づく運営に協力すること。2、説明員席について、具体的な支障または意見がある場合には、町長から議長に対し、開会前に正式に申し入れること。3、事前に申し入れがな

いまま、本会議の開会または議事進行に支障を生じさせることのないよう、庁内において厳格に周知徹底すること。４、今回の対応が議長の権限及び議会の秩序に対する重大な配慮欠如であったことを真摯に受け止めること。

以上の内容で、諮問に対する委員会の答申としたところです。

次に、初日に上程された同意第２号大刀洗町教育委員会委員の任命について協議いたしました。

同議案については、提案説明の際、候補者の履歴中に誤りある旨の説明がありました。教育委員会委員の任命同意議案における候補者の履歴は、議会が同意の可否を判断する上で重要な資料であり、本会議の議案上程の際に、口頭説明のみで訂正して処理すべきものではありません。このため議会運営委員会としては、同議案について一旦撤回し、正確な履歴資料を添えて、改めて提出すべきであるとの意見で一致し、議長から町長に対し、撤回を求める申入れを行うことが適当であると決定しました。

次に、本日午前９時から協議会室において委員会を開催しました。出席委員は５名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て協議をいたしました。委員会で協議の結果、同意第２号大刀洗町教育委員会委員の任命についての撤回についての１件を本日の日程に追加することを決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで諸報告を終わります。

ただいま議会運営委員長から報告がありました。初日の説明員席をめぐる件については、議会運営委員会からの答申を受け、議長として町長に対し文書により申入れを行っております。本件は、本会議の開会及び議事進行に現実の支障が生じた重要な議会運営上の問題です。今後、執行部説明員の対応により、本会議の開会または議事進行に支障を生じさせることのないよう、町長部局内において周知徹底をお願いいたします。

以上です。

---

## 日程第２．報告第１号 令和７年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（高橋 直也） 日程第２、報告第１号令和７年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これから１日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。以上で、報告第１号令和７年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

**日程第3. 報告第2号 令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について**

○議長（高橋 直也） 日程第3、報告第2号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。以上で、報告第2号令和7年度大刀洗町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

---

**日程第4. 報告第3号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について**

○議長（高橋 直也） 日程第4、報告第3号株式会社たちあらいの経営状況の報告についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。以上で、報告第3号株式会社たちあらいの経営状況の報告についてを終わります。

---

**日程第5. 報告第4号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について**

○議長（高橋 直也） 日程第5、報告第4号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

これから1日目に続き、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

---

**日程第6. 同意第2号大刀洗町教育委員会委員の任命についての撤回について**

○議長（高橋 直也） 日程第6、同意第2号大刀洗町教育委員会委員の任命についての撤回についてを議題といたします。

撤回の理由を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 今回上程しております同意第2号大刀洗町教育委員会委員の任命につきまして、議会初日の提案の際、総務課長より履歴書の記載のうち、久留米市立田主丸小学校教諭、久留米

市立北野小学校教諭、久留米市立庄島小学校教諭の記載について、それぞれ教諭ではなく教頭であり、訂正をお願いしたい旨の説明を行ったところでございます。

これにつきまして、先ほど安丸委員長のほうからも報告がありましたとおり、6月15日に議長名で、当該履歴は議会が同意の可否を判断する上で重要な資料であり、本会議における口頭説明のみで訂正すべきものではなく、当該議案を一旦撤回し、正確な履歴資料を添えて改めて提出すべきであるとして、教育委員会委員任命同意議案の撤回について申入れがあったところでございます。

このため、本会議に上程しております同意第2号大刀洗町教育委員会の任命について撤回をお願いするとともに、おわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず、先に、これ今のは登壇しなくてもいいですか。

○議長（高橋 直也） 町長、すみません。説明理由、登壇してからということですので、もう一回よろしいですか。中山町長。

○町長（中山 哲志） 失礼いたしました。再度御説明を申し上げます。

今回上程しております同意第2号大刀洗町教育委員会委員の任命につきまして、議会初日の提案の際、総務課長より履歴書の記載のうち、久留米市立田主丸小学校教諭、久留米市立北野小学校教諭、久留米市立庄島小学校教諭の記載について、それぞれ教諭ではなく教頭であり、訂正をお願いしたい旨の説明を行ったところでございます。

この点、先ほど安丸委員長のほうから御報告がありましたとおり、6月15日に議長名で、当該履歴は議会が同意の可否を判断する上で重要な資料であり、本会議における口頭説明のみで訂正すべきものではなく、当該議案を一旦撤回し、正確な履歴資料を添えて改めて提出すべきであるとして、教育委員会委員任命同意議案の撤回について申入れがあったところでございます。

このため、本議会に上程しております同意第2号大刀洗町教育委員の任命について撤回をお願いするとともに、おわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 直也） それでは、これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回、今、町長がおっしゃったように誤った文書が議会に上程した経緯をお尋ねしたいんですけど。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、教育委員会の任命につきまして、これにつきましては、教育委員会側のほうからですが、執行部側につきまして、安丸氏の推薦書が出された次第でございます。併せてその推薦書

の裏に履歴書が添付されたものでございます。こちらのほうで人事案件でございますので、こちらで、そのデータを参考に議案書なり履歴書を作成していたものでございますけども、その中で入力ミスがあったということでございます。それで決裁を行っていった中ですけども、この読み合わせにつきましては、人事担当の町長、副町長と私と担当係長を含めて4名で、人事担当の方面での読み合わせで行った部分でございましたので、推薦していただいた所管課の同席がないまま読み合わせをした関係で、そこでのチェック漏れがあったという事例でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、その議案の誤りの発見とその後の対応については、誰がどのような経緯で決定されたのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まず気づいたタイミングですけども、6月5日初日の議案を上程する前に、私のほうが再度原稿の読みを行っていたところ、その段階で誤りに気づいたものでございます。それで、そのままの流れで私が登壇しまして、そこで修正したことで修正を行ったものでございます。

それと、これにつきましては、初日にですけども、私が上程した後に議長のほうから口頭で訂正なのか、それとも文書で訂正するものかというもので、文書で新たに訂正したものを配られるのかという御質問がございましたので、その中で、私は、後日、PDFで差し替えをさせていただきたいという旨、発言をしました。これにつきましては、議会側につきましては、お手元のタブレットのほうでPDFで資料されておりますので、そのような旨で、PDFでの議会側には訂正を差し替えさせていただきたいという趣旨で発言したものでございます。それに対しまして、議長のほうは、はい、よろしくお願いしますという回答がございますので、こちらとしましては、そのPDF差し替えによるもので大丈夫なものというふうに判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 差し替えのことについては聞いていません。今の答弁を聞いていると、開会前に既に誤りにお気づきになっていたということですか。そうであれば、開会前にしかるべき対応を、町長なり、それから、審議する議長なりに申出があっていただかなければならないと思いますが、そういう対応はなさっていないんですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 平山議員の御質問にお答えいたします。

気づきましたのが本会議中で、上程する直前にもう一回原稿をチェックしていたところ、そこ

で気づいたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず口頭で訂正というのは、1つあり得ないことですよね。それから、文書による訂正も、実際そういう法的整備、制度というのではないと思いますので、いずれにしても、やはり休憩なりを申し出た上で、提案理由の説明の前にしかるべき対応すべきだったんじゃないかと思います。

もう一つです。我々議会は、ここ数年、再三にわたって、この議案の誤りのないようチェック体制を確立すること、法務実務を確立することを申し上げてきましたよね。何度も議会の総意で申し上げてきました。にもかかわらず、今回の上程に当たっても、同様の問題が繰り返し発生していることについて、町長の見解を問います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、議員のほうから御指摘があったとおりでございます。改めておわびを申し上げます。

また、この事案につきましては、先ほど総務課長から申し上げましたとおり、議会からの御指摘も踏まえて、議案の提出に当たっては、私も含めて入ったところで議案の読み合わせをしてチェックをしてまいったところでございます。

しかしながら、この人事案件につきましては、もともとの所管課というか、委員の選定をしております教育委員会がその読み合わせに入ってなく、総務部門だけで人事案件についてやったというのが、一番ダブルチェックができなかった点だと思ってございますので、今後については、人事案件につきましても、その推薦した課も含めて読み合わせを行った上で、このようなミスが起らないように努めてまいりたいと考えてございます。今回は申し訳ございませんでした。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） それでは、ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催いたします。

休憩 午前10時19分

.....

再開 午前10時26分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、同意第２号大刀洗町教育委員会委員の任命についての撤回についてを採決いたします。  
なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、撤回を許可することに賛成の議員は起立願います。

〔議員１１名中起立１１名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は撤回を許可することに決定いたしました。

同意第２号については撤回されましたので、日程第７は削除いたします。

---

**日程第８．承認第３号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める  
ことについて**

○議長（高橋 直也） 日程第８、承認第３号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから１日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

それでは、このまま議事日程を進めます。日程第８、承認第３号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから１日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第３号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員１１名中起立１１名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

・ ・ ・

日程第 9. 承認第 4 号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（高橋 直也） 日程第 9、承認第 4 号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず 1 日目の質疑に対する答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） おはようございます。健康課の田中でございます。議長の許可を受けましたので、6 月 5 日の議会初日におきまして、平山議員より御質問があった件につきまして御回答させていただきます。

まず、平山議員の御質問に対しまして、私のほうが質問の趣旨をよく理解できていなかったことについておわび申し上げます。

御質問の趣旨は、基礎課税額分、いわゆる医療費分の課税限度額が 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げられることに伴いまして、国民健康保険税額にどのような影響があるかとのことだったと思います。基礎課税額分につきましては、本町におきましては、所得割、均等割、平等割の 3 方式を採用しておりまして、所得割額が 8.5 %、均等割額が被保険者 1 人につき 2 万 5,000 円、平等割額が 1 世帯につき 2 万 5,000 円となっていますので、この所得割額、均等割額、平等割額について、それぞれ計算した額の合計額が令和 7 年度までは課税限度額が 6 6 万円だったものが、令和 8 年度より 6 7 万円に引き上げられますので、令和 7 年度も課税限度額を超えていた世帯につきましては、年間 1 万円の負担増となるというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7 番、平山賢治議員。

○議員（7 番 平山 賢治） 7 番、平山です。私は本案を不承認とすべきとの立場から討論を行います。

先ほど担当課から御答弁いただいたんですが、住民の方に増税を決定するに当たっては、その住民に対する影響額、影響世帯、影響の度合いがどのようなものなのか、それは当然その初日にお示しいただくべきことだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、毎年申し上げているところですが、訴えたい点は 2 点ございます。一つは、この改定の中身そのものです。国保は他の社会保険などに入れない全ての住民の皆さんが強制加入させられ

る健康保険制度であり、その性質上、被保険者の収入額は極めて低くなっています。所得に応じ  
て課税すると、年間所得が300万円程度のモデル世帯にも、昨年が50万9,000円で、今  
年は値上げが行われましたので55万1,562円、この1年で5万近くの大増税という非常に  
重い税が課せられるものであります。

一方では、さらに所得があり、家族が多いとすぐに課税限度額に達する問題もあります。とい  
うことは、逆に言うと、どれだけ所得が高くても課税限度額を納めればそれでよいという、高額  
の所得の方ほど税負担率が低くなるという問題もあります。

したがって、国保の重過ぎる税負担を解決するためには、今回また毎年このように行われてい  
るような小手先の上限額引上げや低所得者の方向けの減免額の改正では意味をなさず、国が必要  
な財源を措置し、所得に見合った無理のない税額に引き下げることがどうしても必要です。

以上の点から、毎年専決で行われている本改定案には賛成しかねます。

もう一つは、こうした増税に係る議案を専決処分しているという点です。住民にどのような税  
を課すかについては、近代民主政治の根幹をなすものであり、議会で最も議論がなされなければ  
ならない性質のものであります。

しかしながら、地方税の改正はいずれも3月31日に専決処分され、地方議会での審議が実質  
的に不可能な状態になっています。その責任の多くが国にあることはよく分かりますが、特にこ  
の国保税については、増税を含む案でありますし、他の自治体を見ても、臨時議会または定例会  
の中で議決事項として取り扱っている自治体もあります。

言うまでもなく、専決処分は議会の議決を経ずに法律効果を発生させる処分でありますから、  
災害などで3日前にも開くいとまがないなど、極めて限定的に運用されるべきものであります。  
本件はその条件に該当しません。

また、1つの考え方として、以前から申し上げておりますように、3月末もしくは毎年度早い  
時期に臨時議会を定期的に招集することも可能ではないかと考えます。

以上の点から、本案は不承認とし、議会の議決を経るべきものと考えます。議員各位の御賛同  
よろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論終わります。

これから、承認第4号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立7名〕

○議長（高橋 直也） 議員 11 名中起立 7 名。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

---

日程第 10. 議案第 26 号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 10、議案第 26 号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。10 番、白根美穂議員。

○議員（10 番 白根 美穂） 私は、前回も旅費の条例には、今後不正を起こさせないという観点からも、細かく記載すべきであると提言いたしました。個人のクレジットカード使用を禁止する文言が今回も提出された条例にも入っていませんが、それはなぜでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 白根議員の御質問にお答えいたします。

個人のクレジットカードの使用の件についてが条例案の中に入っていないということの趣旨だと思っておりますけども、大刀洗町におきましては、クレジット使用の件につきましては、旅費の手引きなり運用なり、Q&A の中でうたっていくような形を取っておるものでございまして、この件につきましては、今後ですけども、旅行会社との契約を交わした後、なるべく旅行会社を使って旅行出張を使っていくような形で流れに持っていこうというふうに考えているものでございます。どうしても緊急な場合とか、クレジットカードを使わなければならない場合とかにつきましては、そういう場合もあるかもしれませんが、基本的にはそちらのほうでやっていこうというふうな趣旨でやっていこうというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10 番 白根 美穂） 私たち議員には、手引きの内容については説明があつてございせんが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 手引きなど、Q&A につきましては、今後議員さんにおきまして概要など説明を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10 番 白根 美穂） 先ほど不測の事態に個人のクレジットカードを利用する場合があるかもしれないような御発言がございましたが、法人のクレジットカードを作成するという案は

ございませんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 白根議員の御質問にお答えいたします。

法人クレジットカードにつきましても、今後その方向で検討していきたいというふうに思っているものでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（１０番 白根 美穂） 私は、今回旅費の不正があったことに関して、条例の中でしっかりと、今後使わないかもしれないということではなくて、個人のクレジットカードは使用しない、絶対使用しないということで条文に上げていただきたいと思っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 白根議員の御質問にお答えいたします。

条文の中に個人クレジットカードの使用を禁止する文言が必要だという旨の質問だと思っておりますけども、あくまでも条例でございますので、その件についてはそこまで記入はこちらとしては考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（１０番 白根 美穂） 条例の中に細かく記載できないという理由は何でしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 白根議員の御質問にお答えいたします。

詳細な内容の説明、条例文の中に必要だというふうにお考えですけども、町としましては、基本的に国の条例案、条例をベースとして行っているものですので、そちらのほうで行っているものでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（１０番 白根 美穂） 大刀洗町では、国に準ずるものではなく、大刀洗町なりの条例にしなければいけないのではないかと考えますが、旅費の不正があったのは事実です。また百条でも明らかになりましたが、随時監査の中で個人クレジットカードを使用していた。その回答で、その担当者は失念をしていたと答えてあります。失念をするんです。ですから、条文にきちっとうたってはどうかと言っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 白根議員の御質問にお答えいたします。

町としましては答弁が重複しますけども、国のほうの条例に基づいて案を作成しているものでございます。以前からですけども、条例の手引きなり運用なり、Q&Aなどを作成しまして、そこできちっと庁議なりで中身を煮詰めていっているものでございますので、そういうものがないように、こちらとしては運用を進めていってるものでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員の質問は、条例にうたえないクレジットカードを、個人のクレジットカードを使えないというようなことをうたえないという理由は何かと聞かれているんですけども、それが上位法に引っかかる、国の条例に引っかかるから町の条例にはうたえないという理由なんですか。ちょっとその辺の質問の整合性が取れてないような感じがしましたので、再び答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えをいたします。

まず、条例については、全てを条例に書き込むというのはなかなか難しうございますので、条例は町のやっていく基本的な在り方なり、法等の整合性なりを含めたところを、まず条例で基本をつくっていくと。その後、詳細な部分については、規則であつたりとか、あるいは要綱なり運用指針なり、そういうところで定めていくというのが、通常どの自治体でもやっている在り方ではないかなと思ってございます。

ですので、今回につきましても、国の法改正に、国の旅費制度の改正に併せまして、それに準じた形で今回条例の改正をお願いをしているところでございます。

議員おっしゃられるように、町独自で議会としてどうしてもこの部分は条例にというのは、お気持ちは分かるんですけども、基本的には条例事項、条例で定めるべき事項と、それ以下で定める事項というのはございますので、基本的な考え方に沿って今回お願いをしているところでございます。

また、議員あるいは議会のほうから、百条委員会も含めていろいろ御指摘があつてございますので、そういう御指摘も含めて、今後そういう不祥事案が起こり得ないような体制というか、在り方、それをきちんと手引きあるいは要綱なり、Q&Aで職員に徹底した上で、今後の公務に当たってまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 町長がおっしゃりましたように、基本的なもの、その基本的なものが今回できていなかったんです。細かく下のほうに記載するとおっしゃっても、その下の規則とかが今回勝手に変えられていたことも分かったんです。なので、その基本の基となるところに確実に個人のクレジットカードは使用しないという、その一言の文言だけ組み入れればいいこと

だと思いますけども、それすら難しいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

恐らく国の旅費制度においては、個人のクレジットカードの使用というのが禁止をされてないんだと思ってございます。他の団体もそうだと思います。ただ、大刀洗町におきましては、先ほど来、議員のほうから御指摘がっておりますとおり、議会からも御指摘もありました件もございましたので、それについては個人のクレジットカードを使用しない方向で、それについては運用指針なり、Q&Aで職員に徹底した上でやっていきたいということでございます。

なので基本的には、先ほど総務課長が答弁いたしましたとおり、旅費を個人に振り込むのではなくて、旅行会社のほうに旅費については振り込むような形で行ってまいりたいと考えてございます。

ただ、どうしても緊急なり、あるいはクレジットカードじゃないとできないような予定がもし仮にあったとしたら、それについては、先ほど議員のほうから御紹介というかありました、個人のクレジットカードなどを利用するような形で、今後運用してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） それでは職員の方が失念をされて、個人のクレジットカードを切ってしまった場合、そのような場合の処分とか手続とかはどのようにするか、御検討されているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 白根議員の御質問にお答えします。

仮にそういう事態があったとして、それについては、町が定める運用の指針なり、Q&Aと異なった取扱いをしたということなので、何でそういうふうな取扱いをしたのか、まず事案の究明とか原因の解明と、再発防止なり、職員に対する指導も含めて、もし仮にあれば、それは対応してまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 9番、大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 法人カードの件は、前々回出されたときから、議会のほうではそういう提案をしていたんですが、それをまだ検討もされてないということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

これについては庁議等で検討してまいっております。ただ、基本的には個人に振り込んで個人がカードを使ってどうこうするというよりは、旅費については、もう旅行会社と契約をして、旅行会社のほうに、個人を介さず振り込む取扱いにしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 法人カードを実際調べてみますと、大体3週間ぐらいで取れるんです。前々回だったら、前の前の議会ですから、半年前ですよ。そのとき既につくっておれば、もう簡単にできることなんです。これぜひ条例に盛り込まれて、条例に盛り込んだ後で、盛り込まずに後で入れるとかいうことは、こちらはっきり分かりませんので、ぜひそういったところ徹底していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑のある方おられませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀世章でございます。私はこの議案に反対の立場から意見を述べたいと思います。

このたびの職員の旅費改定につきましては、昨年の12月議会以来、今年の3月議会でも連続して否決されておりますが、この6月の議会で3回目と、この上程となるというようなことから、正直なところ、少なくとも今回は旅費や宿泊費の不正請求に対する再発防止策ぐらいは規定されておられるだろうと期待をしておりました。しかしながら、残念なことに、今回の議案も、不祥事の再発防止にはほど遠く、ほかの町や他の市と比べ、同程度かもしくはそれ以下ではないかというふうに判断をしたところでございます。

不祥事とか疑惑が全くなく、秩序正しい町役場の執行部であれば、今回の改定内容程度でも許容できるのではないかとおりましたが、今回の問題は、町の基幹職、基幹職の職員が起こした看過できない大きな問題でもあり、一過性の不祥事事件として終わらせてはならないと判断をいたしました。

今回、私はこの議案に反対するのでございます。議員各位の良識のある御判断と御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私も本案に反対の立場から討論申し上げます。

先ほど町長がおっしゃったとおりです。通常の自治体であればこのような条例案でいいと。ところが当町は通常の自治体とは言えません。極めて異常な問題が複数発生している自治体であります。まずこのことを御確認いただければと思います。

そして、今回が3回目の提案になりますでしょうか。12月議会で否決したにもかかわらず、次の3月定例会に全く同じ条例案が提案され、12月同様に否決いたしました。前回も前々回も申し上げました。当町の行政においては、管理職の立場にある者が悪意を持って複数の文書を偽造し、公金である宿泊費を複数回詐取していた事実が明らかになり、当該職員は懲戒分限処分を受けました。

そうであれば、まずは事件の顛末や事件が発覚に至った経緯、それに対する町長の一連の対応を正直に、誠実に町民に説明するべきではありませんか。さらには、詳細な報告書を作成すること、二度と不正を許さない再発防止策を公表し、それらに基づく条例改正を提案することが、通常の自治体にとって当たり前のプロセスではないのでしょうか。

私は何か変なことを申し上げているのでしょうか。通常の自治体であれば、当たり前になされる手順だと思います。

なるほど今回の議案では、議会の指摘によるものか分かりませんが、宿泊費の金額が別表として条例に付されました。ただ、これは近隣自治体が既にやっていることと同じことをやると当町でもうたわれたに過ぎません。評価するポイントとしては取るに足らないものだと思います。

さらに、他の議員もおっしゃったように、当町はクレジットカードの使用について、百条調査や議事の中で大きな疑義が生じています。さらに当町は、他の自治体や県議会で見られるような、議員が海外渡航するのではなく、町長などの行政職員、また限られた行政職員がしばしば海外渡航を繰り返す極めて異様な自治体と言えます。住民の目につかない場所での事業が多いからこそ、その執行は明確に透明性が確保されなければなりません。クレジットの使用条件を厳格化することやデジタル領収書などの不正を防止すること、管理職を監督する制度を確立すること、出張命令者の責任をさらに明確にすること、海外渡航の条件を厳格化するなど、定めるべき事項は幾らでもあるはずです。

付言すれば、当町の行政は旅費だけではなく、事業によっては、日々の金銭も管理できない現状が明らかになっています。さらには、当町の管理職は、校区センターの使用料に関し、議会の議決が邪魔なので条例から外す旨の発言を本会議場で繰り返し、さらには、議員を名指しで攻撃さえしました。

それから、旅費に関しては、決裁文書を何の根拠もなしに改ざんする。答弁では、規則や要綱等で定めたいと言いますが、当町では、規則や要綱が何の根拠もなしに改変されることが既に皆さん御承知のとおりです。ですから、要綱や規則等で定めるという答弁は、何らの根拠も当町においては意味を持ちません。

事件の報告書も再発防止策も作成せず、住民にはまともに説明しようともせず、あまつさえ議会の正当な調査活動を脱法、違法のあらゆる手だてを駆使して攻撃するような、現在の町政の下

で、何も解決していない状態で条例のみの改正を行うことは議会として認めるわけにはいかず、また規則や要綱は議会の審議が及ばないことから、今回の条例案についても反対とするものです。

なお、同様に議案第27号も認めることができません。議員各位の御賛同よろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、議案第26号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立5名〕

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立5名です。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

---

#### 日程第11．議案第27号 大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第27号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号大刀洗町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立5名〕

○議長（高橋 直也） 議員11名中起立5名です。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で11時15分より議事を再開いたします。

休憩 午前11時00分

.....

再開 午前11時15分

○議長（高橋 直也） 申し訳ありません。日程に入る前に議長のほうから一言申し述べさせていただきます。先ほど同意第2号の撤回に関する説明の中で、議長とのやり取りに触れる発言がありましたので、議長として、会議録上を整理しておきます。議長が上程後の議案について正式な撤回または訂正の手続をせずに、データの差し替えのみで処理してよいと認めた事実はありません。本件は、候補者の履歴という議会の判断資料に誤りがあった場合に、提出者側としてどのような正式手続を取るべきだったのかが問題です。今後は、議案または関係資料に誤りが判明した場合は、速やかに議長へ正式な申出をした上で撤回または訂正、その他必要な手続について確認してください。

以上、議長として整理をしておきます。

----- . ----- . -----

**日程第12．議案第28号 大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する  
条例の制定について**

○議長（高橋 直也） それでは、日程第12、議案第28号大刀洗町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。大石純議員。

○議員（9番 大石 純） PDFの135ページ、第12条の特例規定についてお伺いします。

この下高橋地区は、築後小郡インターチェンジの近く、県道の将来の4車線化に伴い、大刀洗の玄関口として非常に重要な最高の立地にあります。将来的に、本町の農業振興や地域活性化を目的とした大刀洗物産館の建設や国が推進する道の駅の誘致、整備といった町全体の利益となる公益性の高い地域振興施設をこのエリアに整備するという計画が浮上した場合、この12条の町長が公益上必要と認める建築物として適用除外し、500平方メートルを超える規模であっても建築を許可することは可能であるかどうか、町の見解をたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。黒岩建設課長。

○建設課長（黒岩 雄二） 大石議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の条例の制定についてですが、まず今回の地区計画の区域については、都市計画審議会において建築できる用途制限や建築条件等を含めた地区計画が、令和8年3月4日に決定されております。そこで、この地区において建築される事業者に対して条例化をすることで、築確認の申請時に審査対象となり、また罰則などの法的拘束力を持たせる目的のために、今回条例の制定を行うものでございます。

御質問の条例の第12条についてですが、こちらは、建築法施行令において、条例に記載する項目として上げる項目であり、公益上の考えとしては、法令等による施設、駅とかバス停等で、地区計画の用途等に該当しない目的や物理的な形状で、一般的な規制が適用できないものなどの建物に対するものと考えております。

そこで、議員の御指摘される物産館や道の駅については、現在進めている道の駅が、今後どのような目的や施設内容、運営方針等をどのように計画していくかで、この公益上に該当するかが大きく変わるものと考えております。もしこの地区に道の駅が適当となった場合においては、例えば物産館をどのような目的や施設内容で計画するのか、管理者は町なのか民間になるのかなどで、公益上になるかどうかということになると思っております。

また、その道の駅の内容にもよると思いますが、今回の地区計画決定している地区を変更せずに整備が可能なのか、都市計画の変更が必要となるかなどが考えられております。

この条文には、町長が認めて許可するとありますが、同条の2項において、あらかじめ大刀洗町都市計画審議会に諮問する必要がある、審議会を開催する前には、詳細な計画や概要を整理して、県や関係機関との協議も必要となるため、現段階では内容次第では検討できる可能性があるかもしれないと、程度の回答とさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません。直接的に関係があるか分かりませんが、これは、たしか県道ですか、筑紫野線に面した、いわゆる4車線道路に面した地区は都市計画で地区計画を決定され、今回その地区計画の中の用途地域を定めるんじゃなくて、条例でもって建物の用途とか高さとかいろんな、容積率もどうか分からんけど、そういうのを決めてあるということなんですよね。

私が申し上げたいのは、大石議員もさっきちょっと言われたんですが、いわゆる大刀洗町を走る、こういう幹線道路というのは、この筑紫野線と、今建設されようとする322号ですか、国道、ああいういわゆる町の軸となるような地域は、やっぱりある程度、都市計画で区域に入りますから、農振に入っているのは分かってますけど、そういうところをやっぱり農振を除外しても、まちづくりのためには、こういう核とか軸はやっぱり必要なんだということで協議されていくことが大事なのかなと思います。

今の都市計画図を見ますと、規制市街地の中はほとんど用途地域が指定されておりますけど、それも国道沿いであつたり、県道沿いであつたり、そういうやっぱりまちづくりをしていくには、そういう核となる部分、それから軸となる部分、そういうことをやっぱり今からの町の発展を考えれば、当然、都市計画というのは10年、20年先の話がもう多いもんですから、そういうことをやっぱりひとつきちんと考えていただいて、やっぱり農振を解除すべき点、農振を解除する

のは6項目ぐらいはたしかあったと思うんですけど、そういうものに何かいろいろ知恵を絞って、やっぱり一番大事なのは、ここの筑紫野線は、要は何の指定もないんです。何が建てようがもう構いませんという地区で、農振が入っている、農用地が入っているかどうか分かりませんが、やっぱりそういう町として、まちづくりとしてそういう軸とか、核となる部分については、やっぱり積極的に都市計画表を使ったり、あるいはそういう農振が入っておれば、いや、ここはもう今土地利用がそんなに、農振に適するような優良な農地でないと言ったら怒られますけど、そういうことをやっぱり考えて、こういう町の核となる部分、あるいは軸となる部分を、ぜひ将来のまちづくりに向かって、やっぱり解除すべきところは解除して、どんどんいろんな商業施設もそうかも分かりませんし、例えば間違っているかも分かりませんが、こういう大きな道路沿いは、近隣商業地域というのに大体どこでも指定されているんです。どうしても農地が解除できない部分は、残してそのまちづくりをどうするのかというのを考えられますけど、そういう視点が全く部分的に、ここは都市計画で、地区計画でいろいろ用途を決めていこうというふうになってますけど、あくまでも見方によっては点でしかないわけですから、そうじゃなくてやっぱり軸とか核とかいうのを考えていった場合には、むしろあの路線沿いというのは非常に大事な軸になるようなポテンシャルのある地域かなというふうに思いますので、今後そういう視点も含めて、ぜひ町のほうでは検討していただき、都市計画とか農地の農振地区の解除とか、そういうことも視野に入れて取り組んでいただきたいなということをお願いしたいと思いますが、何か答弁があればお願いしておきます。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

久留米筑紫野線沿いの今後の開発についての町の考え方についての御質問でございます。

議員が御指摘のとおり、今回については地区計画という形でやっておりますけれども、開発のやり方としては、当然、都市計画の用途を張り直してやるというのも、1つの手法だというふうに認識してございます。

この久留米筑紫野線の沿線には、現時点ではまだ用途等は張っておりませんが、例えば、平成11年9月に策定した町の国土利用計画におきましては、この主要地方道久留米筑紫野線沿線で流通工業などの土地利用を促進するというふうに、地域整備の施策としてうたっているところでございます。

また、平成14年3月に策定しております都市計画マスタープラン、これにおきましても、主要地方道久留米筑紫野線沿線で小郡インターチェンジに近接した地域については、工場等誘致地区として、工場流通地区として、その基盤整備の促進、土地利用の誘導規制、産業の拠点として魅力ある生産環境の創出というのがうたわれているところでございます。

そういったマスタープラン等を踏まえまして、今後この久留米筑紫野線沿線の土地利用の在り方については、また、農振との兼ね合いも含めて検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号大刀洗町土地計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 13. 議案第 29 号 大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第 13、議案第 29 号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号大刀洗町議会議員及び大刀洗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 1 4. 議案第 3 0 号 大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（高橋 直也） 日程第 1 4、議案第 3 0 号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 0 号大刀洗町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 1 1 名中起立 1 1 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 1 5. 議案第 3 1 号 大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結について**

○議長（高橋 直也） 日程第 1 5、議案第 3 1 号大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 1 号大刀洗町立小中学校学習者等用タブレット端末等購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 16. 議案第 32 号 令和 8 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 1 号）について**

○議長（高橋 直也） 日程第 16、議案第 32 号令和 8 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号令和 8 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 17. 議案第 33 号 令和 8 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 2 号）について**

○議長（高橋 直也） 日程第 17、議案第 33 号令和 8 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。福岡企画財政課長。

○企画財政課長（福岡 信義） 企画財政課の福岡でございます。それでは、PDF 163 ページをお願いいたします。

議案第 33 号令和 8 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 2 号）。

令和 8 年度大刀洗町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,047 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 2,893 万 4,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月17日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、PDF171ページをご覧ください。紙媒体は最後のページでございます。

歳出でございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額1,047万7,000円、区分、14節工事請負費、内容としましては、菊池学童保育所さんの新築工事費です。こちらについては、当初予算でその当時の設計金額で予算を計上しておりましたけれども、入札に際し、応札者がなかったということで、原因等調査した結果、改めて設計金額を見直しまして、追加分を計上しておるところでございます。

続いて、歳入でございます。PDFの170ページをお願いいたします。

続いて、歳入は18款1項1目基金繰入金、補正額、同額の1,047万7,000円です。区分はふるさと応援基金繰入金です。財源といたしまして、ふるさと応援基金繰入金を上げております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

それでは、ここで暫時休憩といたします。休憩中に全員協議会を開催いたしますので、全員協議会室にお集まりください。

休憩 午前11時38分

.....

再開 午後0時00分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。11番、野瀬繁隆議員。

○議員（11番 野瀬 繁隆） 11番、野瀬です。先ほどちょっと全協の中でいろいろ意見が出ましたので、それちょっと集約したような形で教えていただきたいと思います。

まず、この入札をされたんだろうと思うんですが、業者選定して、そのときに応札がなかったとか、応札をされなかったのかどうかというのをちょっと1点だけ教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

5月29日に入札を行う予定でしたが、その期日前に指名した6業者全てが辞退届を提出をされております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（１１番 野瀬 繁隆） ということは、その入札指名しようとしたんだけど全部が辞退されたということで、入札はしなかったんだということですよね。なぜかという理由がちょっとよく分からないんだけど、多分この金額では物価も上がっているし、非常にタイトな工事にもなるでしょうから、そういう理由で多分応札しなかったんだらうということで、今回改めて設計業者といろいろ協議をして見積りといいますか、この前の説明では、２月、３月ぐらいの物価版でやっていたんだけど、もう少し直近の物価版、あるいは積算資料で単価を入れ直して、諸経費、建築の諸経費は私もよく分からないんですけど、多分現場管理費とか一般管理費の率がやっぱりちょっと違うんじゃないかということで、そういうのを見直して、この金額、いわゆる補正額が足りませんよ、足りないんじゃないかということで、これを補正して、これを上乘せして、もう一回設計をやり直して再度入札にかけようと、そういうことですか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

今回指名した６業者のうち４業者のほうで、予定価格内の施工が困難というふうに回答いただいております。そのため、今回設計業者のほうに、現在の情勢等を踏まえた設計のほうをお願いしまして、今回の補正額を追加させていただくようにしております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（１１番 野瀬 繁隆） もう一点、最近非常にやっぱり物価が上がっているということで、仮に今回また入札をされて、落札、入札業者が非常に心配するのは、いわゆる工期の面だと、もう一つは物価スライドをきちんとやってくれるのかという、その２点だろうと思うんです。だから、その入札に当たって、その２点についてどう対応されるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

今回入札を行いまして、９月中には契約を交わしたいと考えております。その後、工期を大体５か月程度と考えておりまして、１０月から２月の工期、そして、３月の準備をしたいと思っております。

ここについては、今年度中の工期を目指しておりますので、２月施工完了を考えておりますけれども、多少の工期の変更は可能かと思っております。

また、物価スライドによる契約金額につきましては、工事施工業者と協議をしながら、その金額に見合った施工を考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長、先ほど9月に契約をされると言ってますけども間違いないでしょうか。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

今回補正をさせていただきまして、その後入札を行います。その後、仮契約を行いますので、仮契約後、8月中に臨時議会を開いていただいて、仮契約についての議案を提出したいと思っておりますので、9月というのは間違いでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） ぜひとも急いでいただきたいと思います。

1点は、これたしか7年度の国庫補助の繰越しなんだよという話を聞いてます。万が一そういう材料が手に入らないとかがあって、繰越しはもうできないのか、それとも、例えば部分的に竣工すれば、いわゆる出来高払いというんですか、年度末で出来高を取って、それがいわゆる補助金の枠の中に入れば、それでもう可能なのか。仮定の話というかどうか分らんけど、そこについてはどうなんですか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回の国の予算につきましては、国が令和7年度予算を繰り越しているものでございまして、繰越明許ができないというふうに県には確認しております。そのため、やむを得ない場合に限られて繰り越す場合は、事故繰越しになる扱いできる可能性はほぼないというふうに、県のほうからは聞いておりますので、そこについては、資材が入らないとか、そういう本当に限られた、やむを得ない理由に限られるというふうに、県のほうからは回答を得ているところでございます。

○議長（高橋 直也） 野瀬副議長。

○議員（11番 野瀬 繁隆） すみません、何度も。そういうやむを得ない事情というか、事故繰りが全くできないわけじゃないんですよとも言います。制度はあるわけですから、そういう事故繰りの対象になるのが、もう全国的な話で、そういう資材が入ってこないから、どうしてて工期が間に合わないというような事態も、また想定されるんです。そういうことでも、やっぱり事故繰りは駄目だから、いわゆるもうあとは全部単費に振り返らなくちゃいかんという事態になるのか、そこら辺は、今のところは絶対事故繰りはしないんだよということなんですか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 先ほど申しましたように、事故繰りを扱いにできる可能性はほぼゼロと考え、ほぼないというふうに県のほうから言われておりますけども、そのため、今回の追

加補正で予算を上げさせていただいて、早めの工期を取りたいと思っております。もし仮に今年度できない場合については、そこは県を通じてまた国のほうと話を、協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） よろしいですか。それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号令和8年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第18. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（高橋 直也） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。（「議長」と呼ぶ者あり）中山町長。

○町長（中山 哲志） 同意第2号につきまして撤回をさせていただきまして、お認めをいただきましたので、新たに同意第3号を追加提案いたしたいと思えます。許可をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。

休憩 午後0時11分

.....

再開 午後0時15分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

先ほど町長のほうから追加議案の申出がありましたので、その内容を精査したいと思います。  
しかし、ここでお昼の暫時休憩を挟みたいと思いますので、議場の時計で13時30分より議事を再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後0時16分

.....

再開 午後1時30分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

議事を再開して早々でございますが、議会運営委員会を開催したいと思いますので、またここで暫時休憩を取りたいと思います。

休憩 午後1時31分

.....

再開 午後2時10分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、内容を安丸眞一郎委員長に登壇して報告していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸眞一郎です。休憩中に開催しました議会運営会の協議結果を御報告いたします。

出席委員は5名全員です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て協議をいたしました。

委員会で協議の結果、同意第3号大刀洗町教育委員会委員の任命についての1件を本日の日程に追加することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで委員長報告を終わります。

お諮りします。この際、同意第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

.....

#### 追加日程第1. 同意第3号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 追加日程第1、同意第3号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田課長。

○総務課長（平田 栄一） 同意第3号大刀洗町教育委員会委員の任命について、下記の者を大刀洗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。お名前は安丸正弘様でございます。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和8年6月17日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。教育委員会委員に欠員が生じたことに伴い、教育委員会委員を新たに任命する必要がある。これが同意案を提出する理由でございます。

次ページをお開きください。

履歴書を添付しております。お名前は安丸正弘さんです。生年月日、住所、最終学歴は記載のとおりでございます。職歴の部分でございます。平成19年4月及び平成21年4月及び平成23年4月の役職の部分に誤りがありましたので、今回訂正させていただいている次第でございます。

その他の部分でございます。令和4年12月に大刀洗町民生委員児童委員の1期目をお務めされまして、令和7年12月に2期目となっているものでございまして、現在に至るものでございます。

なお、民生委員児童委員と教育委員の兼務につきましては、特に問題ないというふうになっております。

7、賞罰につきましてはございません。

簡単でございますけれども、内容の説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 議案は拝見しました。それと別に、先ほど全員協議会なりで配付されました町長名の239号ですか、提案理由が報告されておりますが、こちらです。239号の中の提案理由で、教育委員は各小学校から選出しており、現在、菊池校区からの委員が不在であり、菊池校区からの意見や情報などが拾い上げられていない状況ですと書いてあります。まず、教育委員を各小学校から選出しておるとするのは、何か法に基づく制度でありましょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 経緯は、私のほうには詳しく存じ上げておりませんが、ここに示されていますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条のほうで、教育委員は4名

をもって選出するというふうになっております。過去、いわゆる本校区が、小学校区が4校ありますので、多分慣例に基づいて4校から1人ずつを選任するというふうなことで、今までも選任されてきたというふうに私自身としては認識しておりますので、それに基づいて、菊地校区から1名を今回選出させていただいて、推薦を町長のほうにさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そうしますと、法に基づいて、例えばその方がその校区に対する責任を持つというのであれば、法によって、その校区に責任を持つ教育委員さんが選出されているというのであれば、ここに書いてある菊地校区からの委員が不在なので、意見や情報などが拾い上げられていないというのはまだ分かるんですが、慣例で単に小学校区から選出されておる。その校区に委員がいないので、菊地校区からの意見や情報が拾い上げられていないというのはおかしいのではないですか。それは教育委員会の全体の任務として、菊地校区出身の委員がたまたまいないのであれば、菊地校区の意見を拾い上げる責務は教育委員会にあるのではないですか。これが理由になるのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） もう一度言いますけども、そもそものその法令に基づいて、先ほど言いましたように選出が校区からしているわけではございません。しかし、これまでも含めて、それぞれの校区から教育委員を選出して、それぞれの地域の声も含めて、教育行政のほうに届けていただいておりますので、そういう理由として、ここに意見や情報などが拾い上げられていない状況ですというふうなことの理由として書かせていただいているというふうに思っているところです。御指摘のように、それが法令に基づいてないので、それは教育委員会の責任ではないのかと言われれば、御指摘のとおりではないかなというふうに思いますけども、私としては、こうやって菊地校区のほうから選出をさせていただいておりますので、その旨提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） いや、極めて重大な記述ですよ、これは。教育委員会側が責務を果たせてないんじゃないかという話です。たまたまその校区の在住の議員がいないからって拾い上げてないと。しかし、その責務は本来教育委員会にあるわけでしょう。その校区に住んでいる教育委員さんにあるわけじゃないんじゃないですか。違うんですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御指摘の意味合いについて分かりますけれども、教育委員に責任が

あるとかそういったことを私たち申し上げているわけではございませんので、全てにおいて、校区の御意見も含めて、あるいは学校の意見とかいうのはまた校長のほうに届けられたりしますので、そういった部分では含められますけども、全て教育委員、状況的に上がっていないということはあるので、そういう理由で、そこに書かせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 多分現状気軽にお書きになったんだろうと思いますけど、重大な記述ですよ、これは。すごい問題ですよ、これは。そこのたまたま欠員が出ているとこの意見が反映されていないということを行政がお認めになっているわけですから、違いますか。もう一度お答えください。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） そういう意味で、今回の教育委員候補者を推薦させていただいているところでございます。全てが議員御指摘のように、教育委員会がきちっとやっぱり把握できていないのは、責任ではないかと問われれば、そういう部分があるかと思いますが、声が実際に、菊池校区からの教育委員さんが選任できていないというのは事実でございますので、教育委員会としては、早く菊池校区からの教育委員さんを選任させていただきたいというのが願いでございますので、ここで上程させていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すみません。前回の定例会なり臨時会と同じちょっと間違いを生じてはいけないので、提案者の方に質問したい。提案者の方は何の意図を持って、こういうことをお書きになっているのか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

この提案理由のところは、教育委員会のほうから提出していただいた文面を基に、町長名で出したところでございます。

また、議員から御指摘がありましたように、菊池校区からの意見や情報というのは、当然教育委員会が各小中学校等を通じて吸い上げてきているものだというふうに、私としては認識をしております。

ただ、教育委員会の制度が、ちょっと今、度忘れして正確じゃない、すみません、失礼しました。レイマンコントロールということで、いわゆる教育のプロだけで構成するのではなくて、広く地域の方の意見を踏まえて、教育委員としてなっただいて、その合議制の教育委員会の中で御審議いただいて、教育行政を進めているものというふうに認識しております。

その意味で、これは法的なものではなく、慣例かもしれませんが、4つの小学校区があって、その中で、今、菊池校区だけが欠員になっていると。そういった意味では、いわゆるレイマンコントロールの観点から言って、教育委員会の専門的な部分ではなくて、広く地域の意見を聞くという意味で、菊池校区のところだけが欠員になっているということもございまして、その部分を早く解消したいということで、今回提案をお願いしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長、教育から上がってきたものそのままお載せしたというなら、中山哲志公印というのが何の意味を持つのかと思うんですね。先ほど午前中やったのは、上がってきたのを清書したら間違っただけ。一体何を信じたらいいいのかということになると思います。

それから、レイマンコントロールというのであれば、今回の方の職績というのは、逆にちょっと違う話になってくるのではないですか。専門家ですよ、この方は、教育のね。何か先ほどの答弁とまた違う話になってくるんじゃないかと思いますが、ちょっとじゃあこちらの話しますが、今、教育長も教育、小学校の専門家の方で、校長などの管理者を務められたお方だと思います。今度提案なされている方も同様に小学校の教頭、校長などの管理職をお務めになった方だと思って、様々な、まさに町長がおっしゃるレイマンコントロール、あるいは様々な職歴や地域の方の御意見を反映させるというのであれば、仮に教育の専門家を任命するにしても、管理者側じゃない方々、現場で定年までお務めになった方、こういう方をまさにレイマンコントロールの観点から提案するという方法もあると思うんですが、そういう職歴、あるいはそういう学校の先生方の職歴、そういうものをバランス的に考慮するという検討はなかったでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） そのほかの教員とか、レイマンコントロールの観点から候補者を選任したことはないのかと、検討していないのかという御質問だというふうに思います。

これにつきまして、今までも教育委員の選任に当たっては、先ほど町長が申しましたように、レイマンコントロールの観点から、教育の専門職にかかわらず、広く町民の目線で教育行政に関わって、そうした御意見をお聞きしていくというところで、教育のいわゆる専門家からではない人から選任をさせてきたところでございます。

当然、今言われたように、今回御推薦させていただいている方は管理職を経験した方でございます。もちろん学校現場で、現場の教員として働いた方も、基本的にはいろいろ検討はさせていただいて、最終的に、先ほど言いましたように、地域の声も含めて、民生委員、あるいは過去には育成委員等の経験もされておりますので、そういった経験を踏まえた貴重な経験がございまして、この方をぜひということで、町長に推薦させていただいて、今回の人事案件で、同意案件ということで掲げさせていただいているところでございます。どうぞ御理解いただき、御同意

いただければというふうに思っているところです。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 改めて町長にお聞きしたい。先ほどレイマンコントロールに基づいてとおっしゃった、この方はレイマンじゃないと思うんですけど、町長答弁とこの提案なさっている方の職歴が真っ向から対立すると思うんですけど、町長いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

教育委員会が合議制の機関でございますので、4人の委員が全てが全て専門家である必要はないと。ですから、いわゆる実際の保護者の方とか、いろんな方に入っているんだろうと思います。

ただ、このレイマンコントロールとして、逆に、教育の管理職経験者は排除しなければならない、そういうものでもないんじゃないかというふうに私自身は理解してございまして、この方は、もう学校のほうを退職された後も、民生委員さんとして、地域に本当に深く入って活動されておりますので、そういう観点も含めて、地域のほうから御推薦もあり、今回教育委員会から御推薦があったものというふうに、私自身は理解をしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 改めて申し上げますが、この方のお人柄とか能力をどうこう言っているわけではありません、私は。そこは誤解のないように申し上げたいと思います。まさに町長がおっしゃったように、レイマンコントロール、そういう職歴のバランス、人間のバランスと考えた場合に、同じ管理職出身の方がお2人になる。さらには、学校の経験者であっても、管理職を経験のない、現場で全部を終えた方、いろんな方がいらっしゃると思う。そういうバランスを考えて提案できるのは、提案者である町長ですよね。そういう点で、この方が1人のお人として適任かどうかではなく、おっしゃるようなレイマンコントロール、そうした全体のバランスがいかなものかというところからやっぱり提案していただきたい。そして、我々もその全体を見て判断しなければならないと思っております。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） それでは、ここで暫時休憩いたします。休憩中に全員協議会を開催いたしますので、全協室へお集まりください。

休憩 午後2時28分

.....

再開 午後2時35分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど町長のほうからレイマンコントロールに絡めた発言がありました。先ほどの発言の御趣旨を聞いていると、むしろ町長の発言では、この経歴が否定されかねない、自らの御提案が否定されかねないような答弁になっていると思うんですが、訂正はございませんか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど私がレイマンコントロールと申し上げましたのは、議員のほうから、菊地校区の委員が不在で、今、菊地校区から意見や情報などが拾い上げられていない状況ですというふうなことに、に関して御質問がありましたので、これについては、教育委員会のほうで、小中学校を通じて拾い上げていくものだというふうに認識しているということを申し上げたところです。

また、レイマンコントロールで言っているのは、そういう現在の教育委員会、あるいは小中学校の現在のそういう教育の執行体制とは別に、地域のほうの意見も踏まえて、教育委員会という制度が合議制の機関が成り立っていると。その中には、教育の専門家だけではなくて、いろんな立場の方が、特に保護者の方などが入った上で教育行政を推進していくんだという趣旨というふうに理解しておりますので、そういう面から見ても、この方については、民生委員として、地域のほうで活動されておりますし、かつて教育の管理職であったという御経歴もさることながら、現在も民生委員として地域のほうで活動されているということも踏まえて、こういう提案があったものというふうに私自身は理解しておりますという趣旨で発言をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 9 名〕

○議長（高橋 直也） ちょっとお待ちください。議員 11 名中起立 9 名です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

○議長（高橋 直也） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 8 年第 15 回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 2 時 39 分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 6月17日

議 長 高橋 直也

署名議員 大石 純

署名議員 白根 美穂